

さて一本  
えうまじか  
一本「う  
なり」

外金物一車  
の外部に金  
物を打ちて  
裝飾とする  
を云ふ

冷泉崩後もとめ出し、教通關白の時獻す。立坊二十餘年さてやみき。今は止られずと申せしに、「神璽寶劔えうまじかりしかど、二十餘年過ぎにき。何か苦しからん」とて止め給ひき。その後程なく二條内裏の火に焼けて、刀ばかり残りたりしに、柄鞘を造りて進られたるなり。又云、堀河の左府頼通の弟三木の時、前の齋院をとりこめて家におく。後冷泉は宇治殿に憚り給ひて問ひ給はざりしを、帝が春宮におはして殊の外憤り給ひて、「あはれ吾一人が妹にてもなきものを」と仰せられ、即位の後追こめ給ふ。不解延久の間召仕はれず。白河の御時召し出されて、大納言ともなされしなり。又云、後冷泉の季過、奢上官の車外金物を用ふ。この帝の代始八幡の行幸に風輦を停めて、見物の車の外金物をぬかせられたり。中の金物は御覽せざりしかばぬかれず。故に今に用ふるなり。賀茂の行幸の日、外金物車一輛もなし。又云、この帝犬をにくませ給ひ、内裏のやせ犬を取りすてよと藏人に仰せければ、犬をにくませ給ふとて、京より始めて諸國にて殺す。聞召し驚きければ又殺さす。續古事談に、帝春宮の時、天下の政をよくく聞き給ひ、即位の後、さまざまの善政を行ひ給ふ。その中諸國重任の功といふこと、ながく停止せられしに、興福寺の南圓堂を造りしに、國の重任を關白教通枉て申す事度々に及び、帝怒りて、「攝政

張「この下  
一本」を  
加ふ

宣命一詔命  
を記したる  
もの

の重くおそろしき事は帝外祖などの事なり。我は何と思はん」とて揮鬚て仰せければ、教通座を立ちて出ると、「藤氏の上達部皆罷立て。春日大明神の御威は今日うせ果ぬる」と大音にいひければ、氏の公卿一人も残らず退出す。帝これを聞召て、關白竝に藤氏諸卿を召し返されて、南圓堂の成功を許さる。古事談に、宇治殿平等院を建てられて、宇治邊多く寺領に打ち入れらる。帝、いかで恣にさる事あるや、檢注すべしとて、官使を向ける。頼通これを聞て、平等院門前に錦の平張打ちて、種々の儲ども用意して官使をまつ。官使恐れて不參向止みぬ。續古事談、續世繼等に、帝宸筆の宣旨を大神宮へ獻られんとて、匡房御前にありしに讀みきかせ給ふ。其辭に、我即位の後、一事として僻事せずといふ事をかき給へり。匡房、「此御辭いかゞ侍るらん」と申しければ、事の外に怒り給ひ、「何事を思出してかくはいふぞ」と問ひ給ひたり。「實政に常陸介隆方を超えさせられし事はいかにか」と申しければ、さる事ありと思召し出たる様にて、色なほり給ひ、讀みもはてず、宣命を持ちて内に入り給ひき。此事は、始め帝春宮の時、春日の使に春宮の學士實政が向ひしに、隆方は辨にて下る。和泉木津にて實政まづ儲けて渡らんとせし船をおし妨けて、「侍讀する者なにに急ぐぞ」などいふ。實政は春宮の學士に老若たればなり。實政なくくこの事



小部一殿上  
六間にあり  
て主上殿を  
みそなほす  
所  
豫且之密網  
伍子胥が

を訴へ申すを、やすからず思召しけり。古事談に、實政學士より甲斐國守に拜し赴任の時、春宮御餞別に州民縱  
爲「甘棠詠」莫忘多年風月遊、わすれずはあなじ望とは月を見よはどは  
雲井にめぐりあふまで。○實政白河の承賢四年、三木左大辨從三位。應徳一年前三木正三位に  
て、太宰の大貳となり、堀河の寛治二年、八幡宮訴によりて豆州へ流され、七年に七十五歳なり。その後即位ありて、實政  
左中辨を望み申しけるに、文章博士  
兼播磨守 露ばかりも理なき事をばすまじきに、いかでかよる  
事をば申すぞ。正左中辨に始めてならん事、あるまじきよし仰せけり。職原抄に、名家譜第任  
之、多者先補五位  
「かさねて實政申す事侍り。木津の渡の事を一日にて思ひしり侍らん」と奏しければ、帝沈  
思の體にて、「此理天照大神に申し請ん」とて左中辨に加られたるなり。つぎのあしたの陪  
膳は隆方が番なりしを、それに向ひて「え物くはじ」と仰せられて、内にて供御は参りけ  
り。隆方終に辨を辭してこもれり。宇治大納言源隆國は、先朝の寵臣にて、春宮には無  
禮の事どもあり。即位の後、彼子息等に事のついで罪科あるべしと思召す時に、權中納  
言隆俊殿上伺候の體を小部より窺ひ見給ふに、威儀容貌政事并に當時無雙なり。「若し彼  
なからんには、朝のため不可然」と、二男宰相中將隆綱を見給ふに、齋宮寮の申せし狐  
を射殺すの罪ありやしやとの陣定に、帥大納言經信、「白龍魚服、懸豫且之密網」と  
ばかりうちいひてゐられたり。又ある人、「射たりといふとも、その狐正しく死にたるを見

吳王を諫め  
し時の譬、  
説苑に見え  
たり、白龍  
化して魚と  
なり漁人豫  
且といふ者  
の網にかゝ  
る、白龍之  
を天帝に訴  
ふ、帝龍の  
魚服せるを  
責つて豫且  
を罪せず

すば科不重」と申す。その日の定文は隆綱執筆にて、「雖有飲羽之名、未見首丘  
之實」と記しけるを御覽じて、「隆國が宰相中將を過分に思ひしはゆよしき僻事なりけり。  
天照大神、正八幡宮いかゞ思召けん」と仰せられて近侍をゆるされ、今はとて三男四位少  
將俊明を罪せられんと思召の時、忽に内裏焼亡、帝腰輿に駕して出でんとし給ふに、雜  
人南庭に入りてその隙なく、安座し給ふことなく立せ給ふに、俊明頗る遲参してその  
有様を見奉り、自ら弓を執りて走り廻り、雜人をうち退けしかば安座し給ふ。その時仰せ  
に、「今日俊明が力によりて恥を見ず。是運未盡が故なり」とて、三人皆近臣となりて、肩  
を比する人なし。續世繼に、此時帝南殿に出で給ひしに誰も参らず。見知り給はぬ者す  
くやかに走廻りて神鏡出し、右近陣に御輿尋ね出して、階によせてのせ奉りければ、「おの  
れは誰」とありしに、「左少辨正家」と申す。「辨官ならば近く侍へ」とあり。正家、匡房一  
雙の博士なるに、匡房は朝夕に参り、正家は御覽じも知られざるに、官を具して名對申せ  
し、折につけていとかどある心なり。大極殿前朝にやけて十年を経しに、即位の後つくり  
始め給ひ、延久三年八月落成。四年十二月讓位。在位  
四年 白河延久五年五月崩す。四十  
一歳 古事  
談、頼通時に出家して宇治にあり。帝の崩を聞て、食をとどめ箸をすてと歎息し、「末代の



帝有剛明之才而不及天智

賢主なり。本朝運拙くて早く以て崩御なり」といふ。ある人夢に、異國のそこなはれしを直さんとて、この國をば去り給ふと見しとなり。白河位をつぎて親政し給ひし事は、下に詳かなり。

讀史餘論 卷二

○上皇御政務之事 五上

白河は、後三條の第一子、母は中納言藤公成の女を大納言能信養うて、後三條春宮の時に御息所に參らせしなり。白河十七にして春宮に立ち、二十歳にて受禪、二十一歳より政を親らし給ふ。關白は教通たり。承保元年二月、前の關白頼通薨す。三十二年九月、關白教通薨す。八十歳。十月、左大臣師實を關白とす。續世繼に、此帝人のつかさなどなさせ給ふこと容易くし給はず。六條修理大夫顯季世の覺えあれども、宰相にはならず。御氣色とりしに、「それもものかくうへの事なり」と仰せらる。又顯季中納言よるの關白などいひしも、「辨になさんと思ふに、詩作らではいかどならん。四韻の詩作るものこそ辨にはなれ」と仰せければ、驚きて好みき。古事談に、太政大臣藤伊通二條院に參らせられし草紙人至御相事始藤俊忠としるされた。古事談に、帝曰、「我是文王也。不必以替古大才謂文王也。我抽賞匡房、非尊文道乎。尊文道則謂文王也。」この時人才おほく出たり。歌には

四韻の詩一  
律詩



後拾遺—二  
十一代集の  
第四、藤通  
俊撰、金葉  
集は同第五  
源俊頼の  
撰、續本朝  
秀句は詩集

脱履—一本  
「脱履」讓位  
の意

藤通俊、顯季、源俊頼、詩には藤實政、敦光、詩歌には匡房、詩歌管絃には源經信等あり。後拾遺、金葉集もこの時撰ばれ、續本朝秀句も撰ばせらる。續世繼に、御弓なども上手にておはしましけるにや、池の鳥を射たりしかば、故院のむづがらせ給ひしなど仰せられける。又この帝は御心ばへたけくもやさしくもおはしましけるさまは、後三條院に似參らせ給へり。かくて在位十四年にて、堀河に位を傳へ給ひ、院中にて政をしるしめさる。卅四にて傳位。政務五十六年にて、七十七の時崩す。保元物語に、白河重祚の心ざしましめて、出家ありしかど、法名をばつかせ給はず。天武の例を思召けるにや。重祚の御志深かりける。それ叶はねば院中にて御政務ある事、すべて道理にも背き、王者の法にも違へり。正統記に、孝謙脱履の後、廢帝は位に居給ふばかりと見えたれど、たしかならず。峨嵋、清和、宇多もたゞ讓りてのかせ給ふ。圓融の御時はやうくしらせ給ふことも有りしにや。院の御前にて、攝政兼家承りて源時仲を、三木になされしを、小野宮實資の大臣は傾け申されし。されば上皇ましませど、主上幼き時は偏に執政の政なりき。後三條踐祚の時、頼通即ち關白をやめて宇治にこもり、弟教通關白たりしかど、その權もなし。ましてこの御代には、院にて政をきかせ給へば、執柄はたゞ職に具りたるばかりなり。されど是よりふるき

院宣—上皇  
の勅  
廳の下文—  
檢非違使廳  
の命令  
末—一本下  
に「字」あ  
り

すがたは一變するにや。執柄世を行はれしかど、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、この御時より、院宣、廳の下文を重くせられしによりて、在位の君又位にそなはり給へるばかりなり。世の末になれるすがたなるべきにや。又城南鳥羽に離宮を建て、土木の功大に起る。昔はおり位の君は朱雀院にいます。これを後院とも、冷然院ともいふ。この帝はかの所々にはまさで、白河より後には鳥羽殿を以て御座の本所と定められたり。院中の禮も是より始れるなり。續世繼に、後二條大臣師通なり。こそ、「おり位の帝の門に車たつるやうやはある」とのたまひし。それかくれたまうて後は、すこしも息音たつる人やは侍りし。正統記に、この帝白河に法勝寺をたて、九重塔など昔の御願寺にこそ、永保三年この後代々に打つとき御願寺建てられ、造寺熾盛の謗あり。造作のため諸國重任などいふ事多くなり、受領の功課も正しからず、封戸莊園多く寄せられて諸國の費となる。性信もとは師明といふ。三條の續よつぎを按ずるに、後三條は五壇の御修法にも、國やそこなはれぬちんと仰せられ、圓宗寺をもこたく送り給はず。法勝寺を建てられし年の二月、仁和寺御室性信を二品に叙す。皇子僧となり位を賜ふこと、これにはじまる。四子。大御室といふこれなり。按ずるに、帝八男あり。六人は僧となす。その中第三子覺行法親王と申せしは、法親王の始なり。續世繼に、後二條の大臣師通出家の後、例なきよしを申されしに、内親王と

賜ふ—一本  
「賜る」



六齋日一八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日の稱、鬼神勢力を得て人命を奪ふ悪日、闕意一怠惰

如此一本、如此候

いふ事もあれば、法親王もなごかなからんとて、法親王になされしなり。又金泥一切經をうつさる。この事の始めなり。又殺生を禁じ、獵具など持ちしものも罪せらる。殿上の臺盤も六齋日にかはる事なし。古事談に、加藤大夫成家不拘嚴制鷹を使ふよし聞えて、使廳に仰せてめす。早速參洛。門前に自鷹をする、下人二人も同じ。「制禁數年に及ぶに、いかど存じて猶鷹をば使ふ。すでに朝敵にあらずや」となり。申していはいはく、「宿にも令一二鷹候。下人候はで相具せず。某は刑部卿殿相傳の家人なり。女御所供御料に、毎日鮮鳥をあてられ、闕意あらば可處重科」となり。源氏平氏の習、重科とは勿首なり。獵の道には、獲る日も獲ぬ日もあり。必定首を刎らるべし。命惜しさに如此と申す。「さるしれものをば可追放」と仰せ出さる。堀河院は白河第二子。第一敦文早世。三井頼業が事なり。母は右大臣源顯房の女を關白師實の子としてまゐらせしなり。八歳にて受禪。此日まづ立太子。應徳三年十一月也。師實攝政す。寛治四年に關白。嘉保元年、その子師通關白。後二條殿と申せし。在位二十一年。二十九歳にて嘉應二年七月崩す。續古事談に堀河院は末代の賢主なり。天下の雜務を殊に御心に入れ給ひ、職事の奏せし申文を御夜居に又細に御覽じて、所々にはさみ紙して、「此事尋ぬべし」「この事重ねて問ふべし」など、手づ

元旦に朝拜一本、元三小朝拜、さる夜一本「其夜」時に之を一本「時範」按職事補任勘解由次官平時範歟、寛治四年六月五日補、承徳二年七月九日任、因幡守、集めて一本「集りて」

から書きて、次の日職事に賜はる。一通り細に聞召す事だにありがたきに、重ねて御覽じてさまでの御沙汰、いとやん事なきことなり。すべて人の公事勤むる程などをも御心に御覽じ定めけるにや、追儼の出仕に故障申さる公卿、元旦に朝拜に参りたるを、悉く追入れられ、「さる夜まで所勞あらんもの、いかで一夜の内に直るべき。僞れる事なり」と仰せけり。白河院は聞召て、「きくともきかじ」と仰せられけり。あまりの事なりと思召けるにや。又ある時の逍遙に、序かくべき人なし。大業藏人國資無才のものにて人不許。五位の藏人時に之をかきけり。其日、帝人々に連句させ給ひしに、「國資も末句いへ」と仰せければ、「今日私の衰日なり、憚あり」と申す。殿上の曆をめして御覽するに「巳日なるべき」と仰せられけり。昔も無才の博士はあるものなりけり。按ずるに、御相の詩作らぬはじめ、又無才の博士あり。すべて本朝の文運、この時より衰へたり。又ある人柑子の木を獻じたるを御庭にうゑられて愛し給ひければ、藏人瀧口集めて、木枯さじとて家を造りおほへり。坊門左大辨爲隆これを見て、「あれは何事ぞ。さる事やあるべき」とて、御倉の小舎人を召して、散々にこぼたせしかば、木程なく枯たり。いかにもと仰せられず。この爲隆、白河院に事を奏しける時に、題目殊の外重りて、うるさげに思召たるを、此次にて申文あるかぎり奏しはてんと、思ひしらず顔にて



支言一本  
「某謹」  
還望一本  
「還座」  
ふかくて一  
一本「て」な  
し  
郢曲俗の  
音曲

申す。申文五六通になりて院たち給ふを見ぬかほにて、祭主大申言、申請天裁、帝歌をこのみ給ふ事深くて、事と讀みければ、大神宮の祈かなとて還望し給ふ。それを力にのこらず奏せしとなり。堀河百首、又世に聞えし人に、源俊賴、藤基俊、周防内侍、伊勢大輔などいふものあり。堀河百首、又堀河院艶書合などいふも、この時の事なり。帝又笛を吹かせ給ひ、郢曲に長じ給ふ。張行、この時の事なり。

いたはりて  
一本「い  
つはり」  
獻ぜり一  
本「獻れり」

按ずるに、この時に至りて文學漸く衰へたり。大江匡房中納言になされ、太宰帥に任ぜしこと、この御時なれど、これは白河法皇の御心なるべし。與三年の戦、源鳥羽は堀河第一の子、母は閑院大納言實季が女なり。續古事談に、堀河院皇子おそく出来給ひしかば、白河歎き給ひて、鳥羽の御母后は入内なり、懷妊の後かの母坊門尼上、賀茂にこもりて男子を祈り給ひし時の夢に、明神衣の袖に居給ひてもの宣ひ、「男子を生むべし、其巻きたる物を取れ」とありしを見て、驚きて巻をさぐられしに、造りたる龍あり、それを取りて勞りて鳥羽院に獻ぜり。かの衣は御正體とて、四條坊門の別宮をばかの尼上つくれり。又女一人参りて女房に申していはく、「はらみ給ふは王子なり。めでたくおはしますべし。右の御尻に痣おはしますべし」といふ。實季出であはんとせしに、彼の女はうせたり。生れ給ひしに、誠に右の御尻に痣おはしましたけり。帝うまれて八月に

ふみて一  
本「ふくら  
みて」  
制符一  
天子  
の命令詔書

て立太子五歳にて即位。右大臣藤忠實攝政、十一歳にて元服。永久元年 忠實關白。保安二年二月、忠實辭關白。四月三月、忠通關白。廿五歳。在位十六年にて讓位。河の上皇より出づ。白河の崩後、此帝の政務。白河をば本院といひ、鳥羽をば新院といふ。白河花宴、月の間、鳥羽五十の御賀月七日。などいふ、この御時の事なり。正統記に、この帝の時に装束はくなり、鳥帽子の額などいふ事も出来ぬ。花園の有仁大臣と仰せ合されし。續世繼、花園大臣の傳に、白河の第三宮輔仁親王の一男。源。この大將殿は殊の外に衣紋をこのみ給へり。袍の長短などこまやかに調へて、その道にすぐれ給へり。昔は奴袴中ふみて、鳥帽子もこはく塗る事なかりき。この頃よりさび鳥帽子、きらめき鳥帽子など、折々かはりて侍る。白河院は御装束に参る人ひきつくり申せば、さいなみ給ひき。鳥羽院この大臣こまかに沙汰し給ひ、肩當、腰當、鳥帽子とどめ、冠とどめせぬ人なし。冠、鳥帽子のしり雲をうがたれば、さらすば落ちぬべし。衣紋の雜色といひて、藏人になりしもの御家の人なり。院中に逐て下にしるす。正統記に、鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事をとどむべしといふ制符度々ありき。源平久しく武を取りて仕へしかども、事ある時は宣旨を賜りて諸國の兵を召具しけるに、近代となりて頓て肩をいるよやから多くなりしによりて、



憚一本

この制符は下されき。果して今迄の亂世の基なれば、いひがひなき事に成りにけり。又  
 白河鳥羽の御代の頃より、政道の古きすがたやうく衰ふ。詳細は武家の下に  
 崇徳院は鳥羽第一の子、母は待賢門院なり。大納言公實の女を、白河養てひ入内。保安四年正月受禪。五、關白  
 忠通攝政たり。この時曾祖白河を本院といひ、鳥羽を新院といひき。大治三年待賢門  
 院の御願とて、圓勝寺をたつ。四年七月、白河の法皇崩す。七十この後は鳥羽上皇政を  
 聽給ふ。廿七白河世にませし時は待賢門院寵ありて男女の子あまた生む。男五人、女一人。白河崩後  
 鳥羽憚る所なく、前關白忠實が女入内。高陽院といふ。子は三木藤長實が女を召て女  
 御とす。美福門院といふ。一時女院三人ある中にも、美福門院專寵して鳥羽の政怠る。  
 天承元年十二月、故關白忠實上皇に謁す。これは白河と憚ありしにや、退居十二年に  
 て始て出仕す。既に致仕したれど、此後政にあづかり、嫡子關白忠通と不和にて、二子頼  
 長を愛する事甚し。時に頼長十二歳、これ保元の亂本。長永元年正月、忠實内覽の宣。三月、鳥羽上皇得長壽  
 院を造り、三十三間堂をたつ。平忠盛奉行。但馬國を賜りて昇殿をゆるさる。この人白河  
 五年五月、近衛生る。美福門院うめ、この所なり。當今崇徳の養子となし、八月立太子。中間わづかに二月かこ  
 六年二月、忠實聽輦車。六月、准三后賜隨身兵仗。十月薙染。六十永治元年、鳥羽上皇

かへし一本  
 本「供し」  
 など一本  
 「ほど」  
 まてぞ一本  
 本「ぞ」なし  
 みてれける  
 一本「み  
 だれける」  
 白河院は  
 一本「白河  
 院の」  
 なりけり  
 一本「はな  
 かりけり」

薙染。三十續世繼に、御年四十にだにみたせ給はねども、年頃の御本意も又つよしみの年  
 にて、年頃は御隨身なども止め給ひて供させ給はねども、寶莊嚴院造らせ給うて供養  
 し給ふに、兵仗かへし給はらせ給うて、めづらしく太上天皇の御ふるまひなり。打つどき  
 八幡賀茂など御幸ありて、三月十日に鳥羽殿にて御ぐしおろさせ給ふ。五十日御佛事と  
 てせさせ給ふなど、大路にありく犬や、木積てありく車牛などまで養はせ給ひ、御堂の池  
 どものいをにも、庭の雀鴉などはせ給ふ。山々寺々の僧にゆあむし御布施などはいひ  
 しらず。たどの節も、かやうの御功德は常の御いとなみなり。人の奉る物、多くは僧の  
 布施になん成りける。おはしますあたり數多の御所共には、いひしらぬ綾錦、唐綾、唐  
 絹、様々の寶物、所もなきまでぞ置てられけるを、御布施にせさせ給へば、來ん世の御  
 功德いかばかりか侍らん。白河院はおはします所きらしくはきのこひて、只うちの見  
 參とて、紙や紙に書きたる文の毎日に參らするばかりを、御厨子に取り置かせ給うて、さ  
 らぬものは御邊に見ゆる物なりけり。まして裁縫はぬものなどは、御前に取出さるゝ事な  
 くて、かたしはぶきさせ給てう、たゞ一所おはしまして、近習の上下をとりくゝ召使ひ  
 おはしましける。その年十二月七日讓位。廿三續世繼に、帝ふるき事ども起さんの御志



續世繼ト一本「保元二年帝南狩至子讚州長寛二年崩于讚州(四十六歳)詳なる事は下に見ゆ」の三十二字あり「一本下」に「渡り一本」に「渡り」御猶子一御養子

はおはしましたながら、世を心にもまかせ給はで、院の御まとなれば、安き事もかなはせ給はずおはしましたしける。春宮衛に位譲らせ給ふ。その日辰時より上達部様々のつかさづかさ参り集るに、帝より鳥羽上皇に度々御使ありて、藏人の中務少輔師能かはるく参り、又六位の藏人御書捧けつゝ参る程に、日暮方にぞ神璽寶劔など春宮の御前へ、上達部引つゞきて渡り給ひける。此帝後に讚岐へわたり崩。保元物語に、先帝ことなる御恙もわたり給はぬに、おしおろし給ひしこそ淺ましけれ。古事談に、待賢門院は白河院御猶子の義にて、入内なり。その間法皇密通し給ふ。人皆これを知る。崇徳院は白河院御胤子と云々。鳥羽院もその由を知召して、叔父子とぞ申さしめ給ふ。これによりて大略不快にてやましめ給ふ。鳥羽院最後にも惟方尉佐をめして、「汝ばかりぞと思ひて仰せらるゝなり。閉眼ののち、御遺言の旨候とて、かけ廻り入れ奉らざれ」と宣ふ。近衛院、鳥羽第八子、三歳にて即位。關白忠通攝政す。此時鳥羽を一院と申し、崇徳を新院といふ。天養二年八月、待賢門院崩。久安六年正月元服。此月、左大臣頼長が女入内。實は徳大寺中納言藤公能女。○皇后といふ。六月、攝政忠通が女入内。宮中。帝中宮には親く、皇后には疎かりしかば、忠通頼長兄弟の間彌々不和。九月、忠通氏長者。十二月、關白。仁平元年正月、頼長隨身

きわらせ一本「まさ」

兵仗氏長者内覽の宣下。これ父忠實行ふ所なり。久壽二年七月二十三日崩す。七。在位十四年。後白河は鳥羽の第四子、崇徳の同母弟なり。二十九歳即位。忠通關白たり。古事談に、八條の院、近衛の同母女、をや女帝にする奉る。又二條院の今の宮、後白河の小宮とてましけるをやつけ奉るべきなど沙汰ありけるに、法性寺殿、通「今宮の後腹に御座するをおきて、いかで異議あるべき」と議し給ひしかば受禪。保元物語に、新院この時を得て我身こそ位かへりつかずとも、重仁親王は一定今度はつかせ給はんと待うけおはしました。天下の諸人も皆かく存せし處に、思の外に美福門院の御計にて、後白河院その時おしこめられておはせしを御位につけ給ひしかば、高も賤も思の外の事におもひけり。この四の宮も新院と御一腹にて、女院の御ためには共に御まゝ子なれども、重仁の位につかせ給はんことを猶猜み給ひて、後白河をもてなし参らせ給ひて、法皇にも内々申させ給ひしなり。その故は、近衛の世を早くし給ふこと、新院呪咀し給ふとなん思召けり。これに依て新院の御恨一しほきわらせ給ふもことわりなり。この時四の宮雅仁をたてよ、その子守仁院。を春宮とし、暲子内親王を春宮の養母として八條女院と尊號し、院號の始。暲子同母の女弟



淳素—順當

高松院を春宮の御息所と定めらる。宮の姨、保元物語に、後白河即位の後、忠通、「世淳素にかへるべくば、關白の辭表おさまるか、又内覽氏長者關白に付らるよか、兩様共に天裁にあり」と頼りに申させ給ひけり。按ずるに、頼長内覽をとよめ、ちる。氏長者はもとの如し。されば頼長新院の一の宮重仁親王を位に即け奉り、天下の事を執行せばやと思ひ、常に新院に参りてとのるありけり。保元元年七月二日、鳥羽崩じて後、ある夜新院、「昔を以て今を思ふに、天智は舒明の太子なり。孝徳の子多かりしかど位につき給ひ、仁明は嵯峨の第二子たれど、淳和の子をさしおきて祚をふむ。花山は一條にさきだち、三條は後朱雀にすむ。我先帝の太子に生れ帝位を辱くす。上皇の尊號につらなるべくば、重仁こそ位に即くべきに、文にもあらず武にもあらぬ四宮に超えられて、父子共に愁にしづむ。然れども鳥羽おはしますほどは力なく二年を過しぬ。今は我天下を奪はん事、なにの憚かあるべき」と仰せければ、頼長「しかるべし」とすよめ申す。内裏にも此由聞えて兵をめす。源義朝、義康等の源氏等召に應ず。鳥羽もこの亂れあるべしと思召されしにや、美福門院へ遺戒ありて、内裏にめさるべき武士の姓名記しおかる。重仁親王は故の刑部卿忠盛が養君にて、清盛はその乳母の子たりしかば、御遺戒にはもれしを、美福門院の謀にて、「故院御遺戒に任せて

清盛その時は安藝守、是は信西密謀を獻ぜしなるべし

信西の議頼長と大に異なり  
信西爲清盛之地

参るべし」と仰せ下されしによりて、清盛子弟引具して参りたり。新院は鳥羽の田中殿より、白河の前齋院の御所へ御幸ありて、義朝の父爲義、その子四郎左衛門尉頼賢、掃部助頼仲、賀茂六郎爲宗、七郎爲成、鎮西八郎爲朝、九郎爲仲等六人を具してまゐる。清盛の叔父平右馬助忠政父子もまゐる。頼長も宇治より白河殿にまゐる。凡兵一千餘騎。これよりさき、内裏には關白、忠通参内して頼長を流刑に申し行ふ。これ謀反發覺の事あればなり。馳せ集る兵一千七百餘騎。新院齋院御所より北殿へ遷り給ふ。軍議の時、爲朝内裏を焼くべしと奏す。頼長不聽。内裏は高松殿にて分内狭しとて、俄に東三條殿へ遷幸。そののち義朝を召して軍議あり。義朝奏して曰く、「清盛等をとどめて内裏を護り、自兵を率ゐて夜討にすべし」と申す。これ南都の衆徒一千餘、明朝新院へ参ると聞えければなり。少納言入道奏す。「臣が家の事猶くらし。況んや武事をや。一向義朝が計ひたるべし。先んずる時は人を制す後にする時は人に制せらるよといへば、今夜の發向尤なり。清盛を止め守らん事も然るべからず。武士皆罷り向ふべし。早く兇徒を討じて逆鱗をやすめば、まづ日比申す所の昇殿において疑ふべからず」といふ。義朝、「戰の場に臨んでなんぞ餘命を存せん。只今昇殿して死後の思出に仕るべし」とて、おして階上に昇りしを、信西「こはいかに」と制



勸賞—褒美

せしを、帝御入興ありき。白河殿より武者所親久をして内裏を窺はしめて、敵來ると聞えしかば、爲朝その謀行れざることを憤りければ、藏人になさる。猶怒りて不拜。十一日寅時ばかりに軍始り、夜明けて義朝奏して火を放たん事を奏す。信西承りてゆるさる。やがて火を放つ。辰時、新院、頼長出奔。北白河にて頼長中流矢。新院爲義を召具し如意山に入りて武士等を散じ給ふ。爲義、忠政三井寺の方に行く。新院は知足院の傍の僧坊に入りて薙染。忠實は新院の軍利なしと聞きて橋を引き、南都へ出奔。頼長も南都に赴き、舌を喰ひ切りて死す。新院その後御室へ入り給ひしをとり奉る。十一日、夜に入りて忠通關白元のごとく氏長者たり。子時ばかりに勸賞あり。安藝守清盛は播磨守、下野守義朝は左馬權頭。「義朝むかし左馬助たり。今權頭たらんこと面目にあらず」といひしかば、頭になさる。重仁は出家。清盛をして爲義を求む。爲義東國に赴きしが、忽に病で父子相失して義朝が許に來る。忠政も清盛が方に來れるを、奏して父子五人を誅す。これ日比叔姪不快の上、爲義をもきるべし」と勅ありしを、義朝二度まで訴へしを、「清盛既に叔をきる。姪猶子といへり。豈父に異ならんや」と怒らせ給へば、鎌田次郎政清をして斬らせたり。義朝弟九人皆斬らる。爲朝一人遁れたり。近江の和田に隠れるしを、九月

御連枝—御兄弟

中陰一人の死後四十九日間の稱  
信西不保  
其身正坐  
此

二日にいけどる。湯屋にありし所にて。違期かつは勇士たる故に流刑。九月知足院の入道相國忠實も頼長同意のよしにて流罪の沙汰ありしに、忠通訴へしかばその事なく、父子始て和睦せり。八月頼長の三子皆流さる。爲長雲州、師長土州、教長常州。二十三日、院は讃岐へ流さる。八年の後、長寛二年八月六日に崩す。四十六歳。この日清盛義朝合戦すとて、白赤の旗さして、武士洛中を東西す。敕使を以て兩方を御尋ねありしに、跡方もなき事の由を奏す。保元物語に曰く、總て今度の合戦は前代未聞と申すにや。主上、上皇、御連枝なり。關白、左府も御兄弟。武士の大將爲義、義朝父子なり。この兵亂の源もたゞ故院鳥羽、后美福の御勸によりて、不義の御受禪どもありしゆゑなり。七月十九日、源平七十餘人誅せられき。中院左大臣政貞、大宮大納言伊通等議し申しけるは、嗟哉の御時、左兵衛督仲成誅せられしより以來、死罪を止めらるゝによりて、一條の御時、内大臣伊周、中納言隆家の花山院を射たりし罪既に斬刑に當るよし、法家の輩申しけれど、も遠流に宥らる。今改めて死刑を行はるべきにあらず。就中故院の御中陰なり。かたゞ宥めらるべき由を申さる。信西内々申しけるは、「此議不可然。多くの兇徒を國々に分ち遣はされんは、定めて兵亂の基たるべし。非常の理は人主專にせよといふ事あり。重ねて僻事出で來らば、後悔なんぞ益あらん」と申しければ、皆斬られたり。弘仁に仲成誅せら



眞王政也三代之後所未聞

用或作備

免する一本「産る」聚應して多數の婦人を集めて

れて、帝王二十六代年紀三百四十七年絶たる死刑を申し行ひけるこそうたてけれ。就中義朝に父を斬らせられしこと、前代未聞の義なり。且は朝家の御あやまり、且はその身の不覺なり。孟子に、舜天子たり、瞽瞍人をころす事あらんを、臯陶とらへたらば、舜はいかどし給ふべきといふに、位を棄て父を負うて去るべしとあり。義朝實にたすけんと思はんに、などかその道なかるべき。恩賞を賜ふに申しかふるとも、假令我身をすつるとも、いかで是を救はざらん。誠に義にそむける故にや、無雙の大忠せしかども、殊なる勸賞もなく、けつく幾程もなくして、身を亡しけるこそ淺ましけれ。正統記の評是に同じ。又云ふ、保元平治よりこのかた天下みだれて、武用盛に王位軽くなりぬ。いまだ泰平の世に歸らざるは名行のやぶれぞかし。

按ずるに、白河その義女に私し、その妊めるをもて孫婦とし、その免するを待て懸て天位を嗣がしむ。鳥羽また聚應して多くの男女を生ましめたり。その子なみの罪がある。其母を寵して其子をにくみ、かつはまた艶妻に惑ひて幼子をたつ。崇徳また其假父を恨みて同母の弟をせめ、忠實大臣として故なく幼子を愛し、頼長を凌がんとし、忠通又その弟と氏長者をあらそひ、清盛その叔父從兄弟を斬て、義朝

北畠准后正統記の著者

忘狀一謝罪書の上左大臣

が父と弟とを斬らんことをはかり、義朝又朝命を辭しかねて父と弟とを斬る。後白河其兄と争ひてこれを流し、その功臣等をして其父子兄弟をきらしむ。いひつべし、父父たらす子子たらす、兄兄たらす弟弟たらす、夫夫たらす婦婦たらす、君君たらす臣臣たらすと。北畠の准后のいはゆる名教のやぶれ、一言以て蔽へりといふべし。頼長は忠實の愛子にて、信西に學びたり。その兄忠通が詩歌手迹に巧なるをば、朝家の要事にあらずと思へり。五常を正しくして賞罰をわかち、政務をたどして善惡をたゞしければ、時人悪左府といひておそれき。眞實は心うるはしく、舍人、牛飼等の道理をたてて申しわくる事をも後悔し、陣にて公事の時、外記官史を諫められしにも、過らぬ由を申披けば、忘狀をかきて賜へり。これを辭すれば、「一の上の忘狀を以下の臣下取傳ふる事、家の面目ならずや」と仰せけり。かの信西といふは、左大臣武智麻呂の遠孫にて、後白河上皇の御乳母紀伊の二位が夫なり。此人南家の儒胤たれど、儒業をばつたへず、若きより諸道兼學して、九流百家に至るまで、當代無雙の宏才博覽たり。はじめは日向守通憲とて、御前にてなにとなく召遣れしが、ある時、首きられんとする相あるを自ら相して、出家のいとま申す時、「日向入道とよばれんはうたてしく候。少納言をゆるし給はら



邪執―迷信  
蒙りて―破  
りての誤歟

鑽仰―歸依

ばや」と申せしを、始はゆるし給はざりしを、やうくに申してゆるされ、出家して少納言入道信西といふ。此事鳥羽の御時にや。その出家の心つきし時、頼長未だ廿歳の時、若かりしに、院にて參會し、「己は出家の暇申して法師になるべし。それにいたましき事一つあり。才智身に餘りぬる者は遂に不運なると人の申して、學文を懶くせんこと悲しきなり。君は攝籙の家に生れ前途頼あり。必ず學文才智を究めて而も人臣の位をきはめ給ひ、おのれ故人のおこたらん邪執を蒙りてたべ」と申しければ、その顔をつくくんと守りて涙ぐみ、詞はなくてうなづき給ひけり。後四年を経て、頼長の廿四の時、病をとふ事ありしに、臥しながら龜卜と著莖との事を論ぜしに、左府龜卜深しとて、事の外に論じあがりて、入道遂に負けぬ。さて入道、「今は御才智既に朝にあまり給ひたり。御學文入るべからず。若猶せさせ給はば、一定御身の崇となるべし」と申し退出せり。この事を自讀して日記にも記しおかれき。保元物語に、弟子を見る事師に若すといふ事あり。これ御學文をやめ申すにあらじ、才智に誇り給ふ所をぞ誠め參らせけん。まづ御心誠に心ありて美しき御心ばせの上の御學文こそ然るべけれ。何かすべて内外の鑽仰たゞ一心のためなり。

按ずるに、此物語に評せし所はしかなり。されど通憲がかくいひし所はしかはあら

君相共に童  
幼、古今未  
聞

除目―任官

じ。はじめ勧めしところたゞ智をきはめ給へとこそ見えたれ、徳を修め給へとはいはざりき。ひとり頼長の身うしなひしのみにあらず、信西が終をよくせざりしも、ただ才を以て學とせし謬によれる歟。

亂後、帝、後三條の例によりて記録所を建て、自ら政をきよ、御乳母の夫少納言入道を寵任して大内を造られ、白河の後、始洛中をも掃きよめて、古の盛時にたちかへり、在位三年にて讓位。三十二歳。○これより後の事、下に詳なり。

二條院は後白河の第一子、母は大炊御門の贈太政大臣經實の女なり。保元三年八月受禪。十六歳、忠通辭關白、其子基實爲關白。十六歳、天下の事は後白河聽き給ひ、信西いよく任用せらる。(以下平治物語)平治元年十二月、信賴義朝の亂起れり。保元亂後二年を隔つ。權中納言兼中宮權大夫右衛門督藤信賴は、中關白道隆の後なりしが、父祖は諸國の受領を経て、老後從三位にいたりき。然るにこの人後白河上皇に寵任せられ、二十七歳にて中納言右衛門督になる。なほ大將を望み申せしを、上皇信西に議せられしかば、「この事のめくしかるべからず。君の御政は司召を以て先とす。叙位除目に僻事出來ぬれば、上天の意に背き、下民の謗をうけて、世の亂るゝ端なり。漢家、本朝その例これ多し。三公には列



安祿山云々  
唐玄宗の  
寵臣後叛

すれども、大將を経ざる臣のみあり。執柄の息、英才の輩もこの職を先途とす。信頼な  
どが身を以て大將をけがさば、いよく驕を極めて暴逆の臣となり、天のために亡され  
んこと、いかで不便には思召されざらん」と諫めしかど、けにもと思召す御色なかりしか  
ば、信西唐の安祿山が圖三卷をかよしめて獻ぜしかど、猶實にもと思召す事なし。信頼  
かくと聞きて、常に所勞と稱し引きこもりて、馬のり弓ひき、はや足、力持など一向に武藝  
を習ひ、信西を滅さんためとぞ聞えし。信頼その子信親を清盛が婿になして相謀らはん  
と思ひしが、彼は太宰大貳になされ、大國あまたたまはりて恨あらじ。義朝こそ保元の  
功大にして賞の輕を恨べけれどと思ひ、日比懇に語り、帝の外戚新大納言經宗、御乳母の  
子別當惟方等にむつびたり。正統記に、清盛は信西が縁者と成りて事の外に召し仕はる。  
信西清盛を滅して世を恣にせんとはかる。この年十二月四日、平清盛その子左衛門佐重  
盛と熊野に詣しあとにて、義朝と相謀り、九日子時に義朝五百騎をひきる、信頼院の御  
所へ参り、上皇を大内の一本の御書所にとらへ、帝を黒戸の御所におきまらせ、三條殿  
をやき、信西が西洞院の宅をもやき、其子ども闕官せしめ、御方の兵に除目を行ふ。頼信  
は朝餉の間にありてみづ、義平は母方の祖父三浦介が許にありしが、朝騒がしき事ありと聞き

三木一参議  
なし一本  
「なり」  
所あり一本  
本「所なり」

て馳せ上り、今日の除目にあひしに、「勢を賜りて安倍野に出むかひ、清盛父子を討ちて  
後に給るべし」とて辭す。信頼ゆるさず。信西は九日午時に白虹貫日を見て、今夕御所  
に夜討入るべしと知りて、奏せんために院參せしに、御遊の中に、子息等も御前にあ  
りしかば、女房に申し置き、家に歸り、妻の二位に「子供にも知らせよ」といひ、郎等四人  
俱して奈良へ奔るとて、信樂の峯にて、忠臣君に代るといふ事を思ひ出して、十日の朝、  
右衛門尉成景を都に返し見せしに、舍人武澤が来るにあひて變をきよ、入道は春日山  
の奥へ行きしといひて引き返しかくといふ。入道生きながら穴に埋めらる。出雲前司光  
康五十騎にて追かけ、かの月毛の馬と武澤といふ舍人を見つけ、尋ね問ひてほり出す  
に、いまだ息ある首きりて、十四日に獄門にかく。正統記に、信西も才學あり、心賢し  
かりけれど、己が非を知り未萌の禍を防ぐまでの知分や缺けたりけん、信頼が非をば諫  
め申しけれど、我子どもは顯職顯官に上り、近衛の中將などにさへなし、三木以上に  
上るもあり。かくて失せにしかば、是も天道に違ふ所ありとは疑なし。十日の朝六波羅  
よりたてし早馬、切目王子にて追ひ付く。清盛「まづ熊野に参らんや」といふを、重盛諫  
めて引き返す。兵具なしといへば、筑後守家貞長櫃五十合より、鎧五十、矢五十、腰竹の



の字下、一本有「枉の二字」

中より弓五十出したり。別當湛増二十騎を遣し、湯淺宗重三十騎にて來る。かれこれ百騎にて返る。義平三千にて安倍野に待つと聞きて、四國へ渡らんといふを、重盛諫めて家貞と共に勸めて歸る。その後信西が子ども流罪。嫡子新宰相俊憲、播磨中將成憲、これは清盛のむこなり、後に櫻町の中納言といふ。權右中辨貞憲、美濃少將長憲、信濃守正憲等なり。僧俗ともに男子十二人、女子五人ありしなり。二十三日、内裏にては、六波羅より寄するとして騒ぐ。六波羅にて十日より日々待つ。二十六日の夜、上皇密に仁和寺にはしる。藏人右少辨成頼、頼朝供なり。帝も六波羅に奔る。經宗、惟方、信頼かくと聞きて驚て六波羅を攻むべしとせしに、二十七日清盛内裏に押寄す。源氏の兵これを撃破りて六波羅によす。源頼政心がはりし、源氏利なくして義朝東に奔る。信頼道にて捨てられ、降参して斬らる。上皇信頼が死刑を宥められん事を請ひ給ひしかど叶はず。義朝青墓より尾州野間へ下向。長田忠宗が家に入る。明る永暦元年正月三日に忠宗が爲に討たる。三十三歳。義平は父と議して山道より攻め上るべしとて飛驒に下りしに、多勢となる。義朝討たれしと聞えて兵散す。都に上り清盛をねらひしがあらはれ、難波二郎經遠三百餘騎にて旅館を圍みしを、撃破りて石山の邊に隠れしを、難波三郎經房が郎等捕へてのほる。首きられたり。正月十八日の事。時に二十歳。二月九日、頼朝關東にて捕はる。池の尼の請によりて豆州に流さる。常盤が腹三人は助けらる。この功によりて清

李輔國—唐  
玄宗帝の相  
李林甫  
明皇—玄宗  
帝

我領—一本  
「家領」

盛正三位に叙し、三木になきると云々。子息兄弟皆々國賜はる。信西が子十二人は召し返さるべきにその事なし。これは元の如く召しつかはれんには、信頼同心の事天聽に達せん事をおそれ、經宗惟方が申しすよめし所なりとぞ。院は顯長の宿所に御座ありしが、二月二十日頃、仁和寺より出給へども、三條殿やけて御所になさるべきの所。なかりしかば、八條堀河皇后の大夫顯長の宿所によせしなり。清盛を召して、「主上幼ければ、これはどの御計ひあるべしとも覺えず。按ずるに、御機敷を以てうちつけしなり。李輔國がつねに、惟方がしわざと思召す。囚め參らせよ」とありしかば、召捕へて參らす。死刑に定りしを、忠通申し宥められて流さる。正統記に、かくてしばし静まりしに、主上、上皇御中あしくて、帝の外舅大納言經宗、御乳母の子別當惟方等、上皇の御意に背きければ、清盛に仰せて召捕へられ、配所に遣はさる。これより清盛天下の權を恣にして、程なく太政大臣に上り、その子大臣大將になり、剩へ兄弟左右の大將に並べり。天下の諸國半過るまで我領となし、官位は多く一門家僕に塞けたり。王室の權更になきが如くになりぬ。按ずるに、この年帝藤原多子を召して后に立てらる。これは近衛院の後なり。その美なる事を帝聞召して、その父右大臣公能に敕して召さる。この事然るべからずと上皇も思召し、群臣諫めしかど聽き給はず。二代の後といふこれなり。時に帝十八、後は二十三なり。これより主上、上



臨深淵履薄水不安心危  
く思ふこと

皇の間快からず。この事によりて經宗、惟方罪せられしが、平治物語の如くなれば、信賴が亂は主上の御旨なりといひし事にや。また信西が子息等流刑の事歟。平家物語二代の后の下に、永曆應保の頃よりして、院の近習の者をば内より御戒あり、内の近習の者をば院より戒めらるゝ間、上下おそれおのよきてやすき心もせず、たゞ臨深淵履薄水が如く、主上、上皇父子の御間、何事の御隔かあるなれども、思の外の事共多かりけり。應保二年、富家入道相國忠實薨す。知足院の關白といふ是なり。三年二月、前の攝政忠通薨す。法性寺殿と云ふ。鳥羽より當代まで四十餘年、攝政關白たりき。永萬元年三月、源爲朝、豆州大島より鬼島に赴きしといふ。六月帝病ありて讓位。七月崩す。在位七年。六條は二條の子、母は大藏大輔紀兼盛が女。受禪のとき二歲。攝政は關白基實。後白河上皇政を聽きたまひき。平家物語に、一の宮の二歲にならせ給ふを、太子に立て給ふべきと聞えしほどに、六月二十五日、俄に親王の宣旨蒙らせ給ふ。頓てその夜受禪ありしかば、天下何となうあわてたるさまなり。本朝童帝の例を尋ぬるに、清和天皇九歲にて讓を受けさせ給ひ、外祖忠仁公幼主を扶持し給へり。是ぞ攝政の始めなる。鳥羽院五歲、近衛院三歲、かれをこそいつしかなれと申せしに、是は二歲にならせ給ふ。先例なし。物さ

憲仁下、一本分註高倉院の御事六字。

孳子—庶子

わがしとも愚なり。仁安元年七月、基實薨す。四その弟左大臣基房攝政たり。十月、後白河上皇その第三子憲仁親王を春宮にたつ。これ主上の叔父なり。春宮六歲、二年二月、平清盛爲太政大臣。仁安元年に内大臣、それよりすぐに太政大臣。從一位、隨身兵仗を賜り輦車を聽さる。時に五十歲。五月辭表。八月賜官符、以播磨、肥前、肥後之郡郷爲功田。三年二月、上皇廢帝以春宮爲帝。帝を新院といふ。在位三年。正統記に、上皇世をしらせ給ひしに、二條の帝もとより快らぬ御事なりし故にや、いつしか讓國の事ありき。御元服などもなくして、十三歲にて世を早くしまし〜き。按ずるに、上皇清盛を頻に擢任せられし事は、その愛子憲仁を立てんと思ひ給ひし故に、その力を借らんとの御事なるべし。この事、鳥羽の崇徳を廢して近衛を立てられしよりは猶僻事なるべし。孫を立てるといふ事古の禮なり。是一つ。叔父をして姪の太子に立てられしこと最逆なり。是二つ。鳥羽院は崇徳の我子にあらざることを知り給ひし故ともいふべし。これは正しき嫡孫なり。而も既に帝位をふみ給ひしを、孳子を以てとりかへられし事。是三つ。且はまだ元服もなく廢せられしなどいふ事は、古今にその例なき事歟。



高倉は後白河の第三子、母は贈左大臣平時信の女、建春門院といふ。八歳にて即位。基房攝政たり。後白河天下を知り給ふ事元の如し。正統記に、清盛權を專にせし事は、殊更この御代の事なり。按ずるに、清盛が妻平時子は、建春門院の女兄なり。故に平氏ますます勢を得しなり。又建春門院の兄大納言平時忠は、主上にも院にも平家にも皆親ありし故權柄を執れり。時人これを平關白といひき。この年十一月、清盛依病薨染。一歳。嘉應二年春、豆州狩野介茂光が訴によりて、源爲朝追討の院宣を下され、四月爲朝の大島の宅をせむ。爲朝自殺。三歳。十月平重盛第二子資盛、松殿攝政基房と乗合の事あり。承安元年正月、帝元服。一。清盛の女徳子入内。女御とす。五。二年二月、徳子中宮となる。十二月、基房攝政を辭して關白となる。百鍊抄、嘉應二年九月、上皇幸福原。爲覽宋人也。承安元年七月、清盛進羊五頭、一頭於上皇。三年三月、宋人有貢。相國入道可遣返牒之由被定仰。安元二年七月、六條院崩す。十三。同月建春門院崩す。治承元年の春、後白河法皇別當新大納言藤成親、西光法師等と東山鹿谷に會して平家をはかる。五月の末事覺れて、六月清盛、成親、西光等を捕へり。西光竝に其子加賀前司師高、其弟師經をきりて成親を流す。その子成經、平康頼、俊寛等、事に座せられて流さる。二

乗合—一本「取合」

百鍊抄—大治より正元に至る間の雜事を記せるもの

捕へり—一本「へ」字なし

年十一月、安德生。十二月、立春宮。三年八月、平重盛薨。四十一。十一月、清盛使宗盛圍法住寺、幽法皇於鳥羽離宮、流關白基房于備前、太政大臣師長于尾張、削按察大納言源資方等四十三人官爵、以二位中將基通任内大臣、爲關白。廿。○基實の。愚管抄無文才爲執柄、自基通始。四年二月、讓位於春宮。廿。在位十二年。正統記に、清盛惡行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ひ、遜位の事有りしも、世をいとほせましける故とぞ。御心ばへもめでたく、孝行の御志深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。平家物語に、主上ことなる御恙も渡らせ給はざりしを、おしおろし奉りて、春宮踐祚あり。これぞ入道相國よろづ思ふかうなるが致す所なり。高倉の主徳ありし事どもはかの物語に見ゆ。

愚管抄—上

古より貞應までの雜史

管絃—音樂

思ふかう—一本「思様」



讀史餘論 卷三

○上皇御政務之事變五下

安徳は高倉の子、母は清盛が女、建禮門院といふ。三歳にて受禪。清盛夫婦准三后の宣旨を蒙る。關白基通攝政たり。法皇は鳥羽殿にとらはれ、高倉の上皇は新院と申せしかど、政務をいとひ給はず。攝政も名のみにて、天下の事ごとく清盛が心のまよなり。三月、新院嚴島へ御幸。この時清盛上皇に管紙を四月、源頼政ひそかに以仁親王を勧めまらせ、平家を亡ぼさんとはかる。法皇の第二子にて、新院異腹の兄なり。五月事覺れて、清盛やがて知盛をして討たしむ。親王中流矢而死。三十歳頼政自殺。七十歳仲綱、兼綱は戦死。六月、清盛遷都於攝州福原、復幽法皇於福原御所。以仁親王の事によりてなり。又頼政が事によりて諸國の源氏悉く殺さるべしと沙汰す。八月、頼朝舉兵於豆州。四十歳十月、義仲舉兵於信州。この月、清盛が下せし兵富士河にて潰ゆ。維盛大將軍、忠度副將軍。十二月、清盛復京師、養和元年正月、高倉院薨。一二月、清盛命城助長爲越後守、討義仲、西海南海兵起。西國に緒方、伊豫に河野、紀州に熊野の別當

薨一本

源行家尾張に到ると聞えて、知盛、惟盛をさしむく。逗留して皆進まず。閏八月、清盛薨。六十歳此夜、西八條の第火。宗盛奉還法皇於法住寺。三月、重衡、惟盛敗行家兵於尾張墨俣川。卿公義圓戦死。義經の同母兄。六月、平助長出師、俄死。七月、宗盛令肥後守貞能討鎮西兵。八月、勅陸奥守藤秀衡、討源頼朝、秀衡不受命。壽永元年九月、城長茂任越後守。助長弟。與義仲戰敗。二年四月、平維盛、通盛爲大將軍、忠度經正、清房、知教爲副將軍、討義仲。五月、平軍大敗還。十萬の兵わづかに生還二萬人。副將軍知教戦死せり。清盛の季子。七月、義仲叡山に陣す。宗盛等奉主上奔福原。七月十四日、貞而歸、二十五日に都あちといふ。又平族の義仲は以仁の御子を乳母の子讃岐守重秀が僧になし北國中知盛ばかり都にて死すべしと謀めしなり。義仲は以仁の御子を乳母の子讃岐守重秀が僧になし北國へ奔りしを、還俗せしめて主にせんとて、具して上洛す。木曾宮還俗。宮のちののよりの宮と申す。按ずるに、義仲樂近江路入洛とせしなり。山に上りしにはあちさるか。又初義仲越前の府に至て議す。江州陣して、橋の六郎親忠覺明等六千の兵山に上りしなり。玉海に、是月の朔、帝御紫宸、誤墜于南階雷下。又有牛升、小板敷上。又狐糞御床上。愚管抄に、この時法皇新熊野にます。藤原範季潛に奏して、源氏既に江州に至れり。六波羅驚きさわぎぬ、東北の兵軍事に長ぜり、平氏の敵すべきにあらず、君もしのがれ給はんにはこの時なり、といひしかば、鞍馬に至り給ふ。玉海

玉海一月輪  
關白藤兼實  
の日記  
紫宸一本  
殿字あり  
雷下あり  
だれの落つ  
る所



尊成下、一本分註四宮二字。

には、攝政基通艶容あるを、法皇常に愛し給ひしかば、基通平家に親しかりしかど、と  
 り奉て西海に赴んとはかりし事を告げ參らせられしかば、窺に鞍馬に御幸、廿四その後叡  
 山に登り給ふ。宗盛等法皇うせ給ひしかば、力なく主上をとり奉り都をおつ。廿八か  
 くて法皇御歸洛。義仲は勢多より、行家は宇治より都に入る。法皇使を下されて頼朝も  
 召しけれども不答。八月五日法皇尊成を即位せしむ。これよりさき、平家は福原にもたまらず筑紫へも  
 と洛にあり、三の宮時に五歳なり。此外に仁王の子木曾の宮もはしき。つ。これより二帝あり。安徳をば先帝と申しき。

後鳥羽院は、高倉の第四子、四歳にて即位。基通攝政元の如し。この時前關白基房密か  
 に法皇に請ふて、その子師家を攝政とせんとす。世人は右大臣兼實その任にあたりと  
 いひしかど、法皇もとより基通を愛し、かつは平家の密謀を告げ申せしにより、その難  
 をのがれ給ふ故なり。十日に義仲を左馬頭に任じ越後を賜ひ、朝日將軍とす。行家備  
 後守になさる。義仲、行家、國をきらひしかば、義仲は伊豫守、行家は備前守になさ  
 る。この外源氏十餘人受領、檢非違使、衛府尉になさる。十月、頼朝欲討義仲、發兵  
 到遠州、聽藤秀衡出師於白河關而還。平家物語に、木曾は平氏筑紫を奔り歸りて讚  
 州屋島に止り、山陽、南海十四國を徇へしと聞きて兵を遣はず。備中の水島にてまけ軍す

あると聞えし一本ありと聞えし

東鑑一鎌倉府の日記

と聞えしほどに、自ら備中に向ひて勝いくさし、都の留守行家、院のきり人にてあると  
 聞えしかば歸る。行家播磨に下り、室山合戦して平家にやぶられしと見ゆ。玉海には、十  
 一月義仲守洛、行家發兵於播州、頼朝就廳官中原泰定、奏曰、聞藤秀衡賜院宣討頼  
 朝、恐是非、敕旨、義仲矯制也。以其院宣轉寫至關東、乃寫呈焉。法皇大驚、按ずるに、これ  
 皇、義仲君臣の際を離間せんとするにあり。又義仲を討んとする。あつまかぜ、  
 に辭なきが故なり。かつはまた法皇を脅制せんとする爲なるべし。東鑑を按ずるに、清盛薨ぜし養和元年閏二  
 月、頼朝その伯父志田三郎先生義廣と戦ふことあり。義廣戦まけて義仲によれり。その  
 三月、院中にて議定ありて、武田太郎信義に仰せて、頼朝追討の廳の御下文を被下べし  
 との事、京より大夫、屬入道三善善信告げたりしかば、頼朝信義を疑ふの間、信義誓紙  
 を捧けてそのことなきよしを申せり。中一年を隔て、壽永二年の頃、信義頼朝につぐ、  
 義仲越後を破り、頼朝にしたがはず、平氏と縁を結びて頼朝を謀ると。これは信義が女  
 を志水冠者義高に嫁せんとせしを、義仲許さざりしが故に、かくは讒せしなり。こよ  
 において頼朝、義仲と戦はんとす。義仲、志田義廣を討ちて出すべきやうもなし。さら  
 ばとて義高を鎌倉に遣はして頼朝と和したり。これは平家こそ朝敵たれ。頼朝と軍せん  
 やうはあらずとの事なりき。頼朝その長女をして義高が妻とす。これかねて相定めせし



所なるべし。そののち義仲は北陸を攻め上りて遂に都に入りしなり。十一月十九日、義仲攻<sub>め</sub>法住寺、幽<sub>す</sub>法皇於五條内裏、遷<sub>す</sub>帝於閑院。これは源氏の兵京中にみちく<sub>て</sub>、洛外にて田をかりて秣とし、資財等を奪ふと聞えて、院より壹岐判官知康を御使にて制すべき由を仰せ下されしに、知康その御答をもきかず、馳せ歸りて義仲をば討たるべしと讒せしを、さらばとて山々寺々の僧を召し集めて、義仲を討たるべしとありしかば、木曾に屬せし畿内の兵皆々院に參り、五萬の兵纒に七千になりたり。院中に參る兵二萬。知康大將を承る。義仲やがて法住寺殿に寄せて火箭を射かけたれば、官兵皆潰ゆ。法皇のおち給ふをとりて、五條の内裏へ入れまらさず。帝をも閑院の殿へ行幸なり。義仲が手にうつ所六百三十餘人といふ。二十三日義仲四十九人の官職をとどむ。この時頼朝舍弟等に六萬の兵をつけて、義仲うてとて遣しけるに、かくと聞きて尾州の熱田の邊に陣をとどむ。義仲平氏へ使して、上洛あるべしといひ遣せしに、知盛の議によりて、義仲に降參すべしと答へらる。義仲又したがはず。松殿入道殿下の意見によりて、とどめし人々の官を復し、殿下の子師家の職<sub>十二</sub>。從二位中納言なるを内大臣とし攝政たらしめ、十二月十日に法皇を出し申せしかば、大膳大夫成忠が宿所六條の西洞院へ幸なりぬ。元

なり一本  
「なす」  
三十一一本  
「四十」

松殿—藤原  
基房

職原抄—北  
島親房の著  
にして古來  
官制の沿革  
を記せる書

○義仲論

曆元年正月十日、義仲兼征夷大將軍、東鑑云、鎮守府宣下者、坂上中興以後至藤範季、<sub>安元</sub>三年、七十度、征夷僅兩度也。桓武延曆十六年十一月、坂上田村丸、朱雀の天慶三年正月、藤忠文、爾來皇家二十二代、二百四十五年。職原抄云、征夷者始於日本武尊、已往東征人或爲按察使、或爲鎮守將軍、文屋綿丸以來有征夷將軍之號。<sub>平城饒曠の戦の日、</sub>愚按、田村鷹、忠文皆稱征夷將軍。征夷號久以中絶。義仲任征夷將軍、其後賴朝任之。爾來連續。<sub>按征夷之名自日本武始、征夷將軍之號自綿丸始、爾來以義仲爲中興。</sub>二十日、東軍與義仲戰于京師、義仲及義廣敗死。

按ずるに、義仲はじめ高倉宮の令旨を奉じて兵を擧げしに、宮の御事ありしかど、その御子の僧となり給ひしを取立、還俗なしまるらせ主となす。又伯父の義廣に頼まれしを、頼朝恨みて私の軍せんとせしに、我愛子の十三なるを出して中和きしなど、君父の義を知れりといふべし。北國度々の戦にうちかち、都にむかひし時も、山僧と故なき軍せんこと然るべからずとて、覺明が策を用ひて速に京に入る。すべて平家の兵を破りて都を追ひおとせし事、ことごとく義仲が功なり。頼朝四年がほど東國を併せ呑みて、自らの事を營みしが如くにはあらず。法皇天子を擇び給ひし



憎し一本  
「憎き」

盛衰記—源  
平盛衰記に  
して源平時  
代の事を記  
せり

日も、己が主とせし人に黨する事もなかりしなど、悉く皆義に當れりといふべし。ただ法住寺殿をせめし一事のみ罪ありといへども、それも知康がために讒せられ、法皇既に御誅罰あるべきにて、手に屬せし兵ども悉く馳せ参りしかば、その憤に堪へざるが故なり。この事死を救ふの策にて、君側をはらふの擧ともいふべし。されば大方は義仲最後の軍なるべしともいひ、また憎し、その鼓め、撃破りてすてよなどともいひしなり。そののち松殿の仰せに従ひ院をも出しまるらせ、闕官の人々をも出せし類、理知らぬ男にはあらず。頼朝の義仲を討たれし事、更にその謂なしといふべし。始め私の軍せんとせしも心得られず。そののち秀衡になされしといふ院宣を、木曾が謀なりなどいひしも心得ず。この度兄弟に兵つけて上せしも、法住寺殿の事ありしを聞きてその罪を問ひしにはあらず。義仲法住寺殿をやきし時すでに東軍は熱田に至れりと見えし。頼朝の心ひとへに自らを營むがためにあるなり。平家物語盛衰記等に見えし所も、木曾が田舎人なりし由と法住寺殿をやきしとの事のみ見えて、その餘の罪は聞えず。法住寺殿を焼し事は先に論ぜり。田舎人の禮にならぬこと、いかでかその功を掩ふべき。これらの記、鎌倉の代に記せし所なれば、ひ

○後鳥羽帝  
論(一)

とへに頼朝が地をなさんとせしかど、遂にその辭を得ざりしと見えし。又玉海に、清原頼業ひそかに兼實に申せしは、「わかき時信西竝にその子俊憲とむつまじ。法皇その時御在位の頃なり。俊憲申せしは、今上は暗主なり。治國の量あらず。晋の惠帝八王に挾れて兵亂やむことなかりしが如くなるべき歟と。果してその言の如し。誰か先見の明を感じざるべき」といひしとなり。按ずるに、この院始め今宮と申せし時は、鳥羽院、美福門院を愛し給ひて、近衛院を位につけ申されしかば、宮をばおしこめおかれき。その後女院の崇徳をねたみ給ひし故に、思の外にこの院は即位あり。されど二年ばかりのうちに保元の亂ありき。その後いくほどなくて、寵任し給ひし信頼がためにとらはれ給ひて平治の亂あり。その後又二條院と御心よからざりし故に、嫡孫の六條をおろし給はん料に、清盛を頻りに擢任し給ひ、かれが權を恣にするに及びて、よからぬ輕薄の輩とはかりて平氏を滅さんとして、遂に兩度までとらはれ給ひ、今又知康が如き輕薄の者の讒し申す旨によりて、義仲が大功をすてよ忽に誅し給はんとしてとらはれ給ふ。すべて寵臣功臣の爲に捕はれ給ふ事、前後四度なり。その後やよすれば頼朝におびやかされて、遂に天下の權を奪はれ給へり。



非器—器量の乏しきなり

保元の亂後、しばしがほど善政を行はれしは、皆これ信西が計ひ申せし所なり。それもかれが才略いみじきを知りて任用せられしといふにはあらず。御乳母の夫なれば、それが申す旨に任せられしなるべし。俊憲ひとり帝の非器を知れるのみにあらず、崇徳院も文にもあらず武にもあらずと仰せられし由、保元物語にも見えたり。義仲破れし後二十三日、師家の攝政を止めて、基通再び攝政氏長者たり。是又法皇の御意なり。二十九日に東軍京を立ち、二月五日の夜、義經三草山の兵を破り、七日に一谷を陥る。このごろ法皇、松殿基房に御使ありて、「去年基通職を止められし時、右大臣兼實を擧げずして、十二歳の童子家を攝政とし、朝を輕んじ私を營み、義仲に黨し朕が西幸を勸む。朕もし西せば今日あらむや」と仰せられしかば、基房陳するに辭なし。平氏攝州に至りし日、勢振ふと聞えて内應の人々多し。一谷敗と聞えて、これらの輩皆おそる。兼實一人義仲に黨せず平家に通じたりければ、頼朝之を聞きて、中原親能に向ひて、朝政を正さんには右府をして當職たらしむべしといひしを、親能ひそかに中納言雅頼に語る。雅頼又兼實に告げしよし玉海に出づ。三月二十七日、頼朝正四位下。秀郷自六位叙四位一例也。四月、頼朝、義仲の子義高を殺す。六月、範頼任三河守。八月、義經

兵革—軍

左衛門少尉、檢非違使たり。頼朝不快にて義經を西海に向はしめず、京都を守らしめ、これよりさき、頼朝院に申して、義經をして平家をうたしめんとしき。範頼をさしむく。九月、義經叙從五位下。十月、院内昇殿を許さる。頼朝彌々心よからず。文治元年二月十六日、義經西征。十七日渡海。十八日陷屋島。三月二十四日、義經與平軍戰長州壇浦敗之。先帝没海。平氏悉殲。西海皆平。頼朝命範頼留鎮九州。徵義經還。四月二十二日、基通加茂詣。法皇御見物。按ずるに、去年十二月十六日、基通春日詣。時人曰く、「兵革うちつゞき、神鏡いまだ御歸洛なく、饑饉又加ふるに、かゝる大營をなす事時を知らず」と。二十六日、神鏡神璽入洛。二十七日、頼朝叙從二位。玉海に、頼朝の賞を議せしめらる。清盛叙正三位。凶例也。頼政叙從三位。はかろしとて、正四位下より三位を歴ずして二位になされしなり。五月、義經頼朝に使用。龜井誓紙を遣し、因幡守廣元に就て冤を訴へしかど、頼朝不答。その後義經、宗盛父子をりて東行腰越に至る。鎌倉に入る事をゆるさず。六月、義經宗盛父子をりて歸洛。盛衰記、平家物語長門本には、義經鎌倉に入て、宗盛父子を近江篠原にてきらる。玉海に、義經篠原にありて、大藏卿高階泰經に就て奏して曰く、「かの父子をこゝにて誅すべし。その首檢非違使に附けて按檢せられんや。但し路頭にすつべしや」と。法皇此事を議せしめらる

按檢—檢査



使廳一檢非  
違使廳

今日に一一  
本に字な

難治一本  
「難治」

るに、兼實は官高うしてかつ帝家の外戚たり、使廳に附すべからずといふ。法皇、賴朝義經を憚りて、再び勅問ありしに、兼實これを決し難しと申されしかば、法皇御心よからず。彼首を使廳につけて獄門に懸けられき。八月四日、賴朝佐々木定綱をして近江の兵を具し、前備前守行家を討たしむ。行家時西國にあり。十四日、義經兼伊豫守院既別當たり。京師を守護すべき由を宣下あり。今日改元あり。今日に除目とは百鍊抄に見ゆ。東鑑には十七日の事なりと見ゆ。此月、法皇義朝の墓に勅使少辨兼思ありて、内大臣正二位を贈らる。物語。九月、賴朝梶原源太左衛門尉景季を京師に遣し、義經を伺はしむ。九月二日にたちて。十月六日に歸れり。義經に命ずるに行家を討つべしといふを以てす。時義經病して灸治敷所なり。平愈のちみづから行家をば追討すべきよしを稱す。此月、範賴自西海入洛。十月二十日に鎌倉に至る。十月二日に定めらる。百鍊抄に、十月十七日、今日被下源二品追討宣旨。廷尉義經雖申斷上皇都無御承引、而再三申之難治之間、忽有公卿僉議。大内兩府以下諸卿多參入。各申云、平家、義仲等之時事、雖不起於叡慮、隨彼等申請被下件宣旨。今又如此、不可有異議者。仍宣下。今夜子刻許、義經宅、堀河、軍兵自四方攻寄、有夜討之企。義經忽合戰。襲來勇士皆悉逃散。此間院中騷動、四門等被閉。義經進使云、奇怪之輩皆

退散、不可驚思食者。件張本者土佐房云々。東鑑、此時右大臣兼實意見殊被盡理。皆是關東引汲之詞也。内大臣基通不被申分明之儀、左大臣經宗早可被宣下之由申切、帥中納言經房再三傾申之云々。按ずるに、東鑑所記少異、而詳注于下。十月十三日、義經潛に院參して申す。「行家關東に叛きて兵を起さんとす。その故は賴朝かれを誅せんとする由を聞て、如何なる故ありて罪なき叔父を殺すべきやの旨鬱陶するによりてなり。義經これを制すといへども承引なし。又義經が如きも、平家をほろほし世を靜謐に屬せしむ。豈大功といふべからざらんや。しかるに賴朝その功を思はず、計ひあつる所の所領悉く改變し、剩へ誅滅のよし結構す。その難をのがれんため行家に同意し訖んぬ。この上は賴朝追討の官符を賜るべし。勅許なからんには二人共に自殺すべし」と云々。よく行家が鬱陶をなだむべきよしを仰せ下さる。十七日、昌俊六十餘騎にて義經の宅を襲ふ。家人等西河の邊に逍遙するの間無勢なり。忠信を相具して門を開きかけ出て戦ふ。行家うしろよりたすけ來りて防ぎ戦ふの間、土佐房等退散す。義經院參して無爲のよしを奏す。十八日、昨日義經言上の事議定あるに、當時義經の外警衛の士なし、もし濫行あらんには誰かこれを防ぐべき、今の難を遁れ給はんため、先宣下ありて、追て仔細を



關東に仰せらるべし、頼朝定てその憤なからん歟のよし治定して宣下す。上卿は左大臣經宗たり。二十二日に、土佐房破れし事關東に聞ゆ。頼朝まづ南御堂の供養を行ひ、二十五日に勇士等をつかはし、尾張美濃に至りて、足近洲俣の渡を兩國の住人に守らせ、入洛して義經行家を討つべしと下知し、二十九日、自ら鎌倉をたち、東海、東山、北陸の兵を催促す。平家物語、盛衰記には、この時頼朝を上せしと云。東鑑には、小山朝政、結城朝光等五十餘人を上す。十一月一日、駿河國黃瀬河に陣し、京都の事を伺ふ。三日、義經行家院參して後西行す。義經九州地頭、行家四國地頭、その勢二百騎ばかりといふ。義經行家、法皇を奉じて西海に赴かんとして、畿外諸國の兵を聚むれ共皆服せず。故に四國西海の地頭を請ひしとなり。五日に關東より發遣の武士入洛。頼朝忿怒の趣まづ左大臣經宗に申す。今日河尻に至るの處に、攝津源氏多田藏人行綱、豊島冠者等戰て打ち破らる。然れども義經の兵も落ちうせて、残るもの多からず。六日、行家義經の船、大物の浦にて覆へる。七日、義經都を出でし事黃瀬河に聞ゆ。今度の事宜旨といひ、廳の下文といひ、逆徒の申請に任せらるよ、何事にか度々の勳功をすてらるよやのよし、頼朝頻に鬱怒す。八日、大和守重弘、一品房昌寬等を都に遣す。鬱憤のよしを申さるよ所なり。十日、還鎌倉。十一日、頼朝が鬱怒を聞召しおどろきて、義經行家追討の院宣を畿内近國の國司にくださる。十五日、大藏卿泰經の狀鎌倉に至る。行家

義經事偏爲天魔所爲歟。彼所請爲避當時之難。一旦雖似有勅許、曾非歎慮之所與。頼朝報云、行家、義經謀反事、爲天魔所爲之由被仰下、甚無謂事候。天魔者爲佛法成妨、於人倫致煩者也。頼朝降伏數多之朝敵、奉任世務、於君之忠何忽變。反逆非指歎慮被下院宣哉。云行家云義經、不召取之間、諸國衰弊、人民滅亡歟。仍日本第一大天狗者更非他者歟。

○頼朝論 (二)

按ずるに、頼朝、行家義經を誅せんとする事甚いはれなし。初め頼朝鎌倉に入りしより、既に自家を経営するの志あり。されば東國の豪家を故なく誅滅し、又義廣と戦ひ、義仲を討たんとせし類、悉く皆己に害あらんことをはかれればなり。平氏の暴逆を誅せんよしを稱すといへども、兵を擧げて四年が間一騎をして西せしめず、富士河の戦も彼來れるが故に應ぜし。東國の郡郷ほしきまよに押領して己に功あるものに割きあたふ。いかで是を朝憲を重くすといふべき。義仲をうちしも、かれすでに京に入りて平氏を追落し、朝賞に預かりしを惡みしが故なり。然るに義經その心を得ずして、院中に伺候して朝賞にあづかる、且つその兵を用るの方天下に雙なかりしかば、もつとも頼朝が忌み思ふ所なり。されば頼朝常に彼が兵權を奪ひてその勢を孤にして、

原本方作、間、雙作、變。非。



平氏滅びし後にこれを推すにたやすからんことを謀れり。頼朝自ら朝に二心ある故に、朝に志あるものを忌めるなり。義経己が弟なりといへども、當時すでに朝臣に列して京師の鎮護たり。然るにこれを鞏轂の下に襲殺さんとす。これあに臣たるものしわざならんや。上皇の暗弱なるを利して、行家義経が事を以てこれをおびやし参らするに、木曾と平氏を滅すの功あるに誇れり。始めに平氏の兵威を摧きしは、義仲が功なり。終に平氏を亡せしは義経が功多しといひつべし。義仲を誅せし事は法住寺殿をせめ参らせし罪を問ひしにあらず。東軍の京に入りし時、たま〜かれが凶悪の日にあひしなり。頼朝朝の御ためにかれを討ちしといふはいつはれるなり。或は思へらく、義経終に頼朝に反きたり、さらば頼朝の彼を誅せんとせし事、理ともいふべしと云ふ。然るにはあらず。義経はじめより頼朝に二心なし。たゞ頼朝の姦計ある事を知らず。いにしへ頼光、頼親、頼信が如く、義家、義綱、義光が如く、兄弟共に朝の御まもりたるべしとのみ思ひて、頼朝の代官として義仲をうち平氏をやぶりし後、京師を守護して院中に伺候せり。然るを頼朝不快の氣色ありしかば、いかにもしてその心をとらんと思ひき。されば範頼平氏を破る事のかなはざる

起請文一誓書

恃みき一一本「き」字なし一願一謹慎

に及びて、義経讃岐に向ひし時、渡邊にて風あらく浪高きに眞先に船を出す。大藏卿泰経これを諫めしに、義経、殊に存念あり、一陣において命をすてんと思ふといひき。その志、若しこの度の軍に勝つことを得ずんば最初に討死すべし、若し勝つことを得ば頼朝が心もやはらぎなんと思ひしにあらずや。かくまでに頼朝がために心を盡しぬれど、頼朝更によしと思ふ心もなく、平氏ほろびし日、すみやかにその兵權を奪ひて召還す。この後數通の起請文を以て二心なきよしを申せしかども更に許さず、遂に討手をさしむけたり。この時義経自ら首刎ねてその年比の志をあらはさんはいざしらず。その餘は自ら死を救ふの謀を出さんにはしかじ。義経院宣を申し請ひし事、止むことを得ざるに出たり。其志の如きはあはれむべし。ある人又思へらく、義経その志驕りて勇を恃みき。自らその禍をとれり、且つ加ふるに景時が讒を以てすといふ。これも又頼朝に黨するの説なり。範頼が愿にして怯なるも遂に死を免れず。その死せし時誰かかれを讒せし。思ふにたゞ頼朝が如きものの弟たらん事最も難しといふべけれ。



○鎌倉殿分掌天下之權事變大

曩跡—祖先  
の由緒ある  
所

澆季—世の  
すゑ

頼朝十四歳の時二條院の永曆元年三月豆州に流され、高倉院の治承四年八月三十四歳にて兵を起し、杉山の戦に利なくして房州に遁る。九月、上總、下總をしたがへ、十月に武藏を経て鎌倉に入る。はじめ頼朝房州に有りしとき、藤九郎盛長をして千葉常胤をかたらひしに、常胤、盛長に就て申せしは、「當時の御居所要害の地にあらず。又御曩跡にあらず。速に相摸國鎌倉に出給ふべし」と勸めしによりて、終に鎌倉に住せられしなり。

はじめ頼朝東征の日、鶴ヶ岡を勧請し、義家これを修し、義朝龜ヶ谷に住せしかば曩跡といひしなり。かくて頼朝、行家義經を討つべしとて黄瀬河までうち出で、そののち鎌倉に歸りし時、十一月十日に鎌倉に歸る。十二日の事なり。○頼朝鎌倉に歸りし時、平の時政に兵をつけて入洛せしめ、京を守らしむ。今度は關東の重事たれば、沙汰の始終の趣を思ひ煩はれしに、因幡前司廣元謀に申せしは、「世已に澆季にして梟惡の者尤時を得たり。天下に反逆の輩あらん事更に絶ゆべからず、東海道のうちには、かくてましませば靜謐たるべけれど、姦濫さだめて他方に起らん歟。それを鎮めんために、毎度東國の兵を發せられん事、人々の煩なり、國の費なり。このついでをもて諸國に御沙汰を交へ、國衙莊園ごとに、守護地頭を補せられれば、あながち

原本土作  
公、非

遺すに—  
本に—字な  
し

値過—遭遇

におそるゝ所あらじ、早く申請し給ふべし」といひしかば、頼朝大に悦びけり。十二月二十五日、北條時政入洛。この日また行家義經を尋ね索むべきよし宣下。二十八日の夜、時政帥中納言經房に就て、補任の諸國平均に、守護、地頭、權門、勢家の莊土を論せず、兵糧米段別五升を充課すべきよしを申す。二十九日、早く申請にまかせ御沙汰あるべしと仰せ下さる。即日定驛法、不論權門勢家之所領、課往來之兵糧と云々。十二月六日に、頼朝、行家義經同意の廷臣の罪科に處せらるべきよしを申し請ひ、又右大臣兼實に狀を獻す。その大略、はじめ平氏都を落ちしのち、畿内近國の武士の狼藉を停めんため久經國平二人の使を差上せて、院宣を賜て事を行ふべしと申せしに、彼國々大略沙汰し鎮めしかば、重ねて別の仰せをうけて鎮西四國に下し遣すに、然るに義經九國の地頭を賜り、行家四國の地頭を賜り、既に下向の處に、風浪のために從軍ことごとく覆没す、かれを尋ね求めしむる間、國々莊々門々戸々山々寺々定て狼藉の事候はん歟。今においては諸國莊園平均に地頭職を尋ね沙汰すべく候なり。これ身の利潤を思ふにあらず。土民もしくは梟惡の意ありて、謀反の輩に値遇し、もしくは脇々の武士に就て事を左右によせ奇怪をあらはさん歟。その用意なからんには、向後四度計なるべき歟。但し其後先



例有<sup>レ</sup>限、正税以下國役本家の雜事若對捍を致し、若懈怠を致さば殊に誠を加へ、其妨なく法に任せて沙汰いたすべしと云々。此年頼朝撰<sup>レ</sup>勇士二分監西海二十六ヶ國。十七日、頼朝が請によりて、廷臣多く見任を解却せり。二年三月朔日、頼朝に勅して六十六州の總追捕使となし、諸國各地頭職を置かしむ。時政に七ヶ國を賜ひしかど、堅く辭して受けず。關東知行の國は相模、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豊後等九箇國。十二日内大臣基通を免じて、右大臣兼實を攝政とし、氏長者、賜<sup>レ</sup>隨身兵仗、聽<sup>レ</sup>牛車。此月時政歸<sup>レ</sup>鎌倉、武士卅餘人を京にとどめ、左馬頭藤能保をして京を守らしむ。これより能保が威や盛なり。頼朝の姉、五月、能保兵をして行家を和泉國にて討つ。その子光家もうたる。三年三月、基通再賜<sup>レ</sup>隨身兵仗、頼朝、義經は秀衡が許にありと聞きて、使を馳せて奏す。逆のよしをまろせしなり。かくて廳下文を奥州に下さる。頼朝又雜色を遣す。秀衡異心なきよしを申す。雜色の申す所は既に用意の事ある歟と云々。又この事を京に申す。十月二十九日、從五位上鎮守府將軍陸奥守藤秀衡平泉の館に卒す。秀衡、父基衡につぎて陸奥、出羽を領する事三十年。後妻の子泰衡を嫡子にせんとす。錦戸太郎國衡、泰衡と心よからず。秀衡死せんとする時に、泰衡が母をもて國衡が妻とし、中なほらせ、泰衡、國衡、泉三郎忠衡、本吉冠者隆衡等に誓はしめ、義經を

計會す一  
時になる

大將軍として國務せしむべしといひて死すといふ。五年閏四月晦日、義經、民部少輔藤基成衣河館に自殺す。泰衡數百騎にて襲ひしかば、まづ妻をころし一子を殺して女子自害しぬ。一歳五月二十二日申時、奥州の飛脚來る。六月十三日、泰衡の使新田冠者高平、義經の首を持ち來る。義盛、景時腰越に出でむかひて實檢す。黒漆の櫃に入拭ふと云々。義經死後二十四日、泰衡日ごろ義經を隠し置きし科、已に反逆にすぎたり。これを征すべきよしを下知す。此日、京師より能保が狀來り、奥州追討の事内々申されし處、沙汰を経らる。關東の鬱陶黙止がたしといへども、義經既に討たれぬ、今年大神宮上棟、大佛寺の造營、彼是計會す。追討の事猶豫あるべしとなり。二十五日、なほ追討の宣旨を賜はるべしと申す。二十六日、泰衡誅<sup>レ</sup>忠衡。義經に同意するの間、宣下の旨あるによれり。義經が死後按ずるに此とし二月、忠衡討たれしといふ。東鑑にみえし所は六月二十六日の事なり。思ふに、東鑑の説しかるべき歟。世に傳ふ、この時義經死なすと。思ふに忠衡がもとに遁れしなるべし。且つ義經己に自殺して館に火を放ちしともいふ歟、泰衡が獻せし首眞なるにはあらじ。泰衡も始は義經すでに死しぬと思ひしにその首を得ざれば、似たるものの首きりて酒にひたし、日數歴てのちに鎌倉に送れるに



今も一原本  
「とも」とあ  
り一本によ  
りて改む

や。かくて忠衡が義經を助けて奔らしめしをきよて討ちしなるべし。頼朝も疑ふ所ありしかば、頻りに泰衡を討つべしと望み申せし歟。世に傳ふる事の如くならんには、忠衡が討れしも、義經の討たれしよりさき百日に近し。忠衡既に討れし上は、義經の死ちかきにある事、智者を待たずして明らかなり。義經手を束ねて死に就くべき人にあらず。不審の事なり。今も蝦夷の地に義經の家の跡あり。又夷人飲食に必ずまつる。そのいはゆるヲキクルミといふは即ち義經の事にて、義經後には奥へゆきしなどいひ傳へしともいふなり。晦日、頼朝大庭平太景能が故老たるをもて相議して曰く、「奥州征伐の事、天聽を伺ふに今に勅許なく、御家人等を召し集めし事いかゞ有るべき」とありしに、景能すみやかに應じて、「軍中聞、將軍之令、不聞、天子之詔」といへり。既に奏聞を被、經のうへは、あながち勅許を待つに及ぶべからず。かつ泰衡は累代御家人の遺跡をうけつぎしものなり、綸旨を下されずとも誅罰あらんこと何事か有るべき。集れる兵士數日を費す事却て人の煩なり。早く發向あるべし」といふ。頼朝大に悦びて鞍馬を賜ふ。七月十二日定めて宣旨を下されん歟、軍士すでに集り日を経るの間、官使を下されんには遲滞すべし、能保に仰せて彼飛脚して賜はるべしと奏して、十九日に出師。八月八日、石那坂に戦ひ九

「陥り」一本  
「陥れ」

日、大木戸をやぶり國衡をうち、連戦皆利を得て、二十一日、平泉を陥り、九月三日、泰衡が首を得たり。五、九月九日、陣岡にて七月十九日に下さるよ口宣、院宣等至れり。十一月三日、鎌倉に歸る。これより六十六州悉く頼朝の掌とれる所となれり。建久元年十月、頼朝上洛。大納言の、二年十二月、兼實關白となる。三年三月、後白河法皇崩す。七、在位三年ののち、二條、六條、高倉、安德、後鳥羽まで五朝の間、院中にて政務を聽給ふこと三十四年。保元の亂後、信賴、清盛、義仲等がために苦み給ひしが、頼朝のために推戴かれて安樂に終り給へり。されど皇威の衰へ天下終に武家に歸せし事は、こゝに始る。七月帝始て政を親らす。頼朝を征夷大將軍とす。六年二月、頼朝上洛。東大寺供養のためなり。政子、頼朝同じく入洛。七年十一月、兼實上表。内大臣基通關白たり。か、初め兼實が長女入内して中宮たりしかど、皇子誕生なかりしかば、頼朝の女を入内せしめんとせられき。時に權大納言源通親帝の乳母三位局子と通じて、相謀りて己が女を入しかば、帝これを愛して、頼朝の女入内あらんことをきらひ給ひしかば、密かに奏してその事をやむ。承仁法親王は帝の叔父にて帝と睦じく、日々に宮中に入りて丹後局子と密通し給ふ。この丹後局といふは、後白河法皇の寵女としてありしかば、法皇かくれたまひて



も中宮の事を專にして、播磨備前の國務を領して新に大莊を營みしを、兼實頼朝と謀りてこれをとどめらる。されば兼實を恨みて承仁、通親と黨してけり。帝の遊宴を好みて兼實を憚り給ふを見て、隙に乗じてこれを讒し、進奏の事頼朝悦びすと稱しては帝の心をおそれしめ、帝悦びすと稱しては頼朝につぐ。兼實が上表を悦びその職をやめ、基通をすめてこれに代らしめたり。猶も兼實を流刑に申しすよめしかど、その罪なければ帝ゆるし給はず。されどその詐をばさとり給はず。中宮も兼實の關白をやめられしかば、宮中を出て八條院にうつり、僧正慈圓も天台座主をやめられて承仁法親王を以てこれに代ふ。八年七月、頼朝の女死す。初め兼實の奏によりて女御の宣ありしに、俄に兼實停職を聞て遲滞のうちに死しき。頼朝詳かに通親が謀を聞て、「猶少女あり。來年入洛して女御に備ふべし。且攝關をかへられし事その沙汰あるべし」といひしかば、人皆是を懼る。九年正月十一日、讓位於爲仁土御門の御事、通親帝の朝務に倦み宴樂を恣にせんと思ひ給ふを知りて、その女の生みし所を立てて權を專にせんがために、ひそかに勸參らせし所なり。上皇四歲、帝

土御門院は後鳥羽の第一子、母は承明門院、内大臣通親の女、實は法印能圓が女なり。

松殿の流—  
藤原基房の  
系統

能圓は法勝寺の執行なり。八條二位殿の兄。始後鳥羽を四の宮と申せし日、能圓が養君たりき。刑部卿兼の女範子、初能圓に嫁して承明門院をうみ、通親に通じて入内せしめ、能圓死して終に通親が妻たり。關白基通を攝政とす。頼朝讓位の事を聞て大に驚き、又は疑ふ。十月基通賜内舍人隨身。基通蟄居年を経しに、兼實職を罷められしのも又あらはる。皆通親がはからひなり。これより近衛九條の兩流たがひに攝關たり。この時基房、師家猶おはしけれども、松殿の流は衰ふ。正治元年正月十三日、頼朝卒す。五十愚管抄に、頼朝病中書を兼實に贈りて、このとし入洛して朝儀を正さんと思ひしに、不幸にして此に至る、命なりといふ。頼家十八歳にて後をつぎ、外祖時政これを輔く。四月、高雄の文覺隱岐國へ流さる。平家物語に、後鳥羽院御遊をのみ旨とせさせおはします。政道は一向卿の局即通親が妻範子のまよなりければ、人の憂歎もやまず。吳王劍客を好みしかば、天下に疵を蒙るもの絶えず、楚王細腰を愛せしかば、宮中にうゑて死する女おほかりき。上の好むことには下は従ふ習なれば、世の危き有様を見ては、心ある人のなげき悲しまぬはなかりけり。中にも二の宮と申すは、守貞親王、後の高倉の院なり。正道を專とせさせ給ひ、御學問おこたらせ給はねば、文覺はおそろしき聖にて、いろふまじき事をのみいろひ給へり。いかにもしてこの君を位につけ奉らばやと思はれけれども、頼朝のおはしける程は思ひもたよれず。かくて頼朝うせ給ひしか



ば、文覺頓て謀叛を起されしが、忽ちに漏れ聞えて、宿所二條猪熊なる所に、官人どもあまたつけられて、八十に餘りて搦め捕て、終に隱岐國へ流されけり。都を出るとて、「是ほど老の波に立て明日を知らぬ身を、たとへ勅勘なればとて、都の邊にも置かずして、はるく隱岐國まで流されける毬杖冠者こそ安からね。いか様にも我流さるよ國へむかへとらんするものを」と、をどり上りくしてぞ申しける。その後かの國へ遷され給ひし時、文覺が亡靈あれておそろしき事ども多かりけり。常は御前へ参り御物語ども申しけるとぞ。維盛の子六代禪師座、事見誅。三十餘にて死す。二年四月、立守成、の御事、爲皇太弟、源の通親を傳とす。守成の母藤重子上皇の寵深かりしかば、守成も又鍾愛諸皇子にこの通親上皇の御心をさとりて勸めなし、その傳となりて彌權をます。建仁二年正月、兼實薙染。十月、正二位内大臣源通親薨す。我久、愚管抄に、通親が妻二位局範子死してのち、承明門院も宮中を退き給ふ。通親つねに参れり。その實子にあらざれば私通せりと、又人にはかられしともいひき。十二月、基通攝政をやめて、左大臣良經代れり。愚管抄に、古者前官執柄存する者少なり。此頃は基房を入道殿下といひ、其子師家を小殿下といひ、基通を近衛殿下といひ、兼實を九條殿下といひ、良經を當殿下といふ。同時

妻の兼子一本になし

五殿下あり。未曾有の事なりと。三年正月、權大納言藤宗頼卒す。その妻は承明門院の母範子が妹にて、卿三位兼子といふ。外戚につきて上皇につかへて權を專にす。宗頼それが勢によりて身を起せり。宗頼死せしものち、妻の兼子幾程なく上皇に奏して、前太政大臣頼實が妻たらん事を望みけり。頼實宮中の權を執らんことを思ひて悦びてむかへたり。これより頼實院中の政にあづかる。九月、實朝將軍に任ず。元久元年春の頃、北面の士猶少しとて西面の士をおき、武事をこのみ給ひ、七月、宇治に狩し給ひ、留り給ふこと數日、親ら御衣を脱で水に嬉れ給ふ。この頃より関東をはかり給ふ御心ありしとぞ。二年四月、頼實が女麗子を女御とす。これは頼實が前妻藤隆子が生みし所なり。そののち兼子を娶りて隆子をば出しき。兼子麗子を帝の御成長の後入内せしめんと思ひて、おのが子ならねども養ひたり。頼實既に相國を辭しけるが、再び朝權を執るべしと思ひ、妻の兼子によりて左大臣に任せられん事を上皇に請ひけれども、「相國たりし人の降りて左大臣たらんこといはれなし」とて許し給はず。今春帝御元服ありて、攝政良經の女を女御に参らせんとす。頼實兼子をしておのが女の事を密に申しければ、麗子入内せり。上皇良經には東宮御、即位を待ちてその女をば后になさるべしとて、麗子をば女御になさる。建永元年二月、良經寛



「うゆー一本」

新古今集一  
勅撰二十一  
代集の第八  
にして、藤  
原通具の撰

弘道寛治通師の例を追ひ、上巳曲水宴を行ふべしとす。上皇も臨幸あるべきにて、京極の第を修造し、山をつき木をうゆ。池水を湛へて巴字の流を通じ、住吉の松を分ち移す。三月、攝政太政大臣従一位良經盜のために殺さる。この事或は上皇、其鎌倉と親しく、又その才藝をいみてころし給ふとも、或は定家倭歌のおのれに敵し給ふをもつてなりとも、菅爲長新古今の序を作らざることを恨みし故なりともいへど、愚管抄によりて見れば、頼實と兼子とが謀に出しなり。上皇はしろしめされしや否は詳ならず。その盜遂にあらはれざるは、當時頼實兼子の威をおそれし故なるべし。されば上皇も嚴しく尋ね求め給はざりしなり。良經の女入内なかりし事、頼實兼子夫婦がしわざなることを憤り給ひ、かれらは又上皇の御覺えによりて、やよもすれば攝政殿をかたづけ申せしより事起れるなり。左大臣家實攝政、其父前關白内大臣基通賜隨身兵仗、その弟又盛。十二月、前太政大臣頼實賜隨身兵仗、承元元年二月、僧源空讚岐に流され、その弟子安樂、住蓮を誅す。愚管抄に、源空が徒勸人稱、念佛則不妨犯女食肉云々。四月前關白従一位太政大臣兼實薨す。九條殿の祖、後法住寺關白といひ、又月輪殿といふ。二歳二年、この頃より上皇鍛冶を好み給ひ、十三人の番鍛冶を定めらる。自らもう

たせ給ひ、前太政大臣頼實、二位僧都尊長等鎚をうつ。その柄に菊を銘せらる。四年十一月、帝傳位於太弟。時に帝十六歳、順德は後鳥羽の第三子。承久元年正月二十七日の夜に源實朝の事あり。至りて四十年、二月二位殿信濃守藤行光を使として、雅成、頼仁二皇弟をえらみて鎌倉の主とすべきよしを申さる。これよりさき二位殿上洛の時、二位局兼子の妻と約し給ひしは、實朝もし子なくば、皇子一人を養ひまらせて、鎌倉の主とせんといひしが故なり。行光しきりに望み申し、又義時等連署の狀を奉りて望みしに、もし然らば天下に二君あるなりとて、上皇許し給はず。閏月、義時はかりて實朝の後室をして、坊内大臣信清の女、左大臣道家の季子を世繼とせんことを請はしむ。故中納言能保の妻は頼朝の女兄なり。その生みし女子攝政良經に嫁して道家をうみしなり。外戚につきて、道家の子は源義朝には外立孫なり。六月、勅許あり。六月、三寅丸下向。七月、大内の守護右馬權頭源頼茂、源三位頼朝の子下野守頼氏上皇の命に背きしかば、西面の土に仰せて誅せらる。頼氏いけどられ、頼茂等從類と共に仁壽殿に入りて、大内に火をかけて自殺す。朝廷の重器多くやけぬ。これ以上皇源氏

重器—寶物



なり。かくて承久三年の夏に及びて、所謂承久の亂起りぬ。

讀史餘論 卷四

○北條九代陪臣にて國命を執りし事

付皇統分れ井攝家五流となる事變七

承久記一承  
久の亂の事  
を記せり

不用下、恐  
脱是二ヶ  
條分註一

承久記に、義時勅に背きし事の起りは、信州の住人仁科二郎平盛遠が子十四と十五になるを俱して熊野へ詣でしに、一宮の御參詣の時に御覽じ尋ねられて、二人の童西面に召仕はる。盛遠面目の思をなして、これも同じく參る。義時聞きて、關東御恩の者ゆるされなく院中の奉公不心得とて、關東御恩の二個所を收む。院宣を下され還し與ふべしとあれど、不用。攝州長江、倉橋の兩莊は、院中に召仕はる。白拍子龜菊に賜はりたり。その地頭等領家を忽諸にしければ、龜菊憤り、改易すべしと仰せ下さる。義時、地頭職の事上古にはなかりしを、頼朝平家追討の賞に申し賜はる。かの追討六年が間、國々の地頭人等父子兄弟郎従を討たれし勳功によりて分ち與へし所を、させる科なくして、今義時が計ひにて改易せんすべなしとて、これをも不用。一院いよく、憤り給ひて、國々の兵を事によせて召されしなり。正統記の論を按ずるに、此亂は盛遠、龜菊が



當大臣殿—  
實朝を指す  
調伏—怨敵  
を降伏せし  
むる祈禱

事に起れるにはあらず。頼朝薨せし後より、關東を滅さんことは、年頃御心のうちに思召しよられしと見えたり。されば自ら武事を習ひ給ひ、西面の侍等を召し加へられ、實朝の代に至りて關東御呪咀の事ども多かり。承久記にも、當大臣殿の官位をも除目ごに望みにも過ぎてなされけり。是は官打にせんためとて、三條白河の橋に關東調伏の堂を建て、最勝四天王院と名付らる。されば大臣程なくうたれ給ひしかば、白河の水のおそれもありとて、急ぎ毀たれにけりなどもしるせり。實朝死せし時に、關東の長久を祈れる陰陽師數人その職をやめられ。且は二位殿の皇子を申し請ひられしを勅許なかりしなど、かねての御志この頃に決しけるとは知られぬ。かくて承久三年四月二十六日、順德讓二位於東宮。時に順德廿五歳、東宮は四歳、のちに九條體帝といふ。正統記、承久三年の春の頃より、上皇思召したつ事ありければ、俄に讓國し給ふ。順德御身をかるめて合戦の事をも一つ御心にせさせ給はん御謀にや、關白家實を罷めて、左大臣道家攝政たり。此後鳥羽を一院共本院とも申し、土御門を中院とし、土御門在位十一年。順德を本院と申す。後鳥羽、順德は御心一つにして關東を追討の事を議せられしに、土御門院は諫め止め給ひしなり。承久記には、徳大寺の大臣諫め止められしことあり、右大臣公繼なるべし。かくて一院、北面能登守秀康に仰せて、三浦駿河前司義村が弟平九郎判官胤義、當時大

狎松—一本  
「押松」  
使下—一本  
「下」字なし

番にて在京せしに仰せ合はさる。胤義も義時に心よからねば領掌す。五月十四日、一宮高陽院に渡り給ひ、西園寺の右大將公經竝に其子中納言實氏を弓場殿に召し籠められ、開東親配の故に伊賀判官光季を召す。京都の守護にて、義時が妻の弟なり。参らざりしかば、胤義秀康等を以てその家を圍み攻む。光季竝にその子壽王冠者光綱四十戰死。その後中納言光親承つて諸國へ院宣を下さる。關東へは狎松といふ者御使なり。胤義も使下して兄をすよむ。狎松足はやきを以て撰ばる。秀康が所従なり。同月十九日午時に、兩使鎌倉に著く。義村弟の使を追ひ返して、その状を義時に示す。二位殿の御堂の御所にて陰陽道の輩卜筮あり。關東可屬、太平の占あり。諸士群集の後、二位殿秋田城介景盛して仰せに、承久記には、自ら宣ふと。「皆心を一つにして承れ、これ最期の言葉なり」とて、「京方に参らんとも、又留りて御方に候て奉公仕らんとも、只今たしかに申しきれ」とありしかば、皆々一同に御方たらんよしを領掌せり。此の時、頼朝の恩によりて諸侍皆に、かはりくるしませるよしを申されき。此日ぐれに、義時が宅にて一族竝に老者會議す。意見とりぐなれど、大略は足柄、箱根の道をふさぎて待軍あるべきのよしなりしに、廣元入道覺阿、群議の趣しかるべけれど、關東の諸士一心ならずんば、關を守り日をわたる事還て敗北の因ならん歟。運を天に任せ早く兵を京師に發せらるべしといふ。義時この兩



上總下、一  
有二三總字

議を二位殿に申されしに、「西上せざらにんは官軍を敗り難かるべし。武藏の兵を待ちて速に上洛せしめよ」とありしかば、遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、武藏、安房、上總、常陸、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、十五州等の兵を徴す。二十一日重ねて評議す。是は住所を離れ官軍に向ひ左右なく上洛、思惟あるべき歟の由異議あるが故なり。廣元又いはく、「上洛定るの後日を経るにより異議又起れり。武藏の兵を待たる事も猶僻案なり。日を重ねば武藏の國衆も漸く案じ定めて變心あるべし。只今夜中武州一身なりとも鞭を揚げらるれば、東國の武士ことごとく雲の龍に従ふ如くなるべし」といふ。義時もかくは思ひしかど、たゞし大夫屬入道善信宿老にて、此ほど老病危急の間籠居せるを、二位殿召して仰せ合はされしに、「關東の安否この時に至極せり。群議をよくく廻さるべし。たゞし凡慮の及ぶ所は、兵を發せられんことしかるべしと思ふに、日數を経らる事懈緩と申すべし。大將一人まづ進發あるべき歟」といふ。義時聞きて廣元、善信が議同じきを悦び、泰時に下知しければ、泰時今夜門出して稻瀬河の藤澤左衛門尉清近が家に宿す。二十一日、泰時十八騎にて打ち立つ。式部丞朝時も北道の大将にて打ち立つ。二十三日、宿老等は上洛に及ばざる由にて止まる。承久記に、親上れば子は留り、子上れば親留る。父子

廣元善信二  
老文臣有  
輔弼之功  
懈緩一怠惰

實信下、一  
本分註四  
萬二字

兄弟引き分け上せ留らるる謀こそおそろしけれ。二十五日までに東國の兵ことごとく打ちたつ。東海道の大將は相模守時房、武藏守泰時、足利武藏前司義氏、三浦駿河前司義村、千葉介胤經、十萬東山道の大將は武田五郎信光、小笠原次郎長清、小山左衛門尉朝長、結城左衛門尉朝光、五萬北陸道の大將は式部丞朝時、結城七郎朝廣、佐々木太郎實信、都合十九萬騎也。二十七日に勅使狎松を還す。はじめ鎌倉に至りし時、胤義が使にて事顯はれて尋ねられしかば、葛西ヶ谷に隠れ居しを、頓て尋ね出されて、院宣ども焼きすてられ、囚れるたりしを、義時召し出して、「汝歸り参りて申さんは、義時不義なくして違勅の身と罷成候上は、とかう申すに及ばず。軍御好なれば舍弟時房、子にて候泰時、朝時等を始めて十九萬餘騎を参らせ候。これ等に軍させて御見物あるべし。猶あき思召候はずば、三郎重時、四郎政村、これらを先として二十萬騎を相具し、義時も急ぎ参らんするにて候と申せ」と追ひ出せり。この日午時に鎌倉を出でて、六月一日午時に賀陽院へ走りつき、泣仔細を申す。人々興をさませる體なりしに、一院、「よし、物ないひそ。武士ども上らんあとに、義時が首をば取りて参らする者あらん」と仰せけり。かくて宇治勢多ひかるべしや、尾張河へや向らるべしとありしに、尾張河破れたらん時こそ、宇治勢多



株下、一本有瀨字

にて防ぐべし。尾張河には九瀬あればとて、官兵を分ち遣はさる。官兵一萬七千五百餘騎、六月晦日東鑑には三日とあり、都を立つ。五日、東軍尾州一宮に至り兵を分つ。この日山道よりむかひし兵に破られて、大井戸の官兵引き退き、六日、豆戸の官兵破れて、株川洲俣、市脇等の官兵つひえ走る。八日、秀康等入洛、敗状を奏せしかば、宇治勢多に兵をむけられ、一院、中院、新院等叡山に御幸。此日鎌倉にて義時が釜殿に雷震して一人を殺す。義時懼れて廣元をよびて、泰時等上洛せば朝家を傾け奉らんものなり。然るにこの怪あることもし運命のしどまる所なり。今度の次第、その是非天の決斷を仰ぐべし、怖畏の限にあらず。就中この事關東の佳例歟。文治五年東征の時、雷震于奥州之陣といふ。ト筮せしめしに、最吉の由陰陽道皆一同に申す。九日に山僧等が力にて東軍に當り難きよしを奏せしかば、十日、三院又高陽院に還御。十三日、宇治勢多合戦。十四日、官兵皆敗る。此時佐々木四郎左衛門尉信綱、子息太郎重綱、宇治川の先陣せし事あり。十五日、大夫史國宗を勅使にて泰時が陣にむかふ。辰時樋口河原にて相逢ふ。泰時馬より下る。從兵五千餘のうち院宣讀むべき者を尋ねしに、武州の住人藤田三郎を撰び出して讀ましむ。今度合戦不出、叡慮、謀臣等所申行也。於今者任申請可被宣下。於洛中不

可及狼戾之由可下知東土者。十六日、時房泰時六波羅に入る。是兩六波羅の始なり。凡今度の戰殘黨多ければ、疑刑可從輕とて、死を宥めらるもの多し。佐々木中務入道經蓮は院中の謀主たり。兵敗れて鷲尾にありと聞えて、泰時使して死する事なかれといひつかはす。經蓮、これ死をすむる使なり、はづかしき事なりとて自殺す。未だ死なざるを輿にのせて六波羅に來りしに、泰時本意に背きしよしをいひしかば、眼を見ひらき心地よけにて死す。二十四日、二十五日に、張本の公卿竝に北面の侍法師等十一人を渡さる。七月六日、一院を四辻仙洞より鳥羽殿にうつし、八日に落飾。此日、持明院宮を御即位なし申すべき由とて、九日に踐祚。先帝は即位登壇もなく軍やぶれ、外舅攝政道家の九條の第へ遁れ給ふ。在位七十七日。日嗣には加へ參らせず。元服もなくて十七にてかくれ給ふ。九條廢帝と申しき。十三日に一院は隱岐國へ、四十二歳。〇二二十日に新院は佐渡國へ、廿五歳。〇四二十四日に六條宮は但馬國へ、後鳥羽の第三子雅仁親王。二一二十五日に、冷泉宮は備前國へ、仁親王。第四子賴閏十月十日、中院は土佐國へ、廿九歳。〇三御幸なしまるらす。東鑑を按ずるに、土御門院は叡慮より起りて忽ちに南海に幸あるよしをしるし、土佐國の下に阿波國にうつすと分註したり。年代記には此十月一日に土佐にむ

したり一本「せり」年代記一皇年代略記なり



「感ふ一本  
「まよふ」

かひ給ひ、閏十月十日に阿波國へうつり給ふとあり。されば始は土佐と申し定めしが、阿波へ移しまるらせしなるべし。初め只そのまよにましますべしと申せしに、御心より移され給ひしと見えし。年經て阿波へ移り給ひしといふはいぶかし。正統記に、さても其世の亂を思ふに、誠に末の世には感ふ心もありぬべし。又下の上を凌ぐ端とも成りぬべし。そのいはれをよく辨へらるべき事に侍り。頼朝勳功は昔より類なき程なれど、偏に天下を掌にせしかば、君として安からず思召けるも理なり。況やその蹤絶えて、後室の尼上、陪臣の義時が世になりぬれば、彼蹤を削りて御心の儘にせらるべしと云ふも、一往の謂なきにあらず。然れども白河、鳥羽の御代の頃より、政道の古きすがたやうく衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂る。天下の民殆んど塗炭に落ちにき。頼朝一臂を揮てその亂を平けたり。王室はふるきにかへるまでなかりしかど、九年の塵も斂り萬民の肩も息まりぬ。上下堵を安じ、東より西より其德に服せしかば、頼朝なくなりても叛く者ありとは聞えず。これにまさるほどの徳政なくして、いかでたやすく覆るべき。たとひ又失はれぬべくとも、民安からずば上天にもくみし給はじ。次に王者の軍といふは、咎あるを討じて讐なきをばほるほさず。頼朝高官に上り守護の職を賜ふ。是

堵を一本  
「堵に」  
「上天にも」  
一本「上天  
よも」

○後鳥羽帝  
論(二)  
事がら一  
本なし

皆法皇の勅裁なり。私にぬすめりとして定めがたし。後室その跡を計ひ、義時久しく彼が權を執りて人望に背かざりしかば、下に讐ありとはいふべからず。一往の謂ばかりにて追討せられんは、上の御咎とや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには比量せられがたし。かよれば時の至らず天のゆるさぬ事は疑なし。たゞし下の上を刻するはきはめたる非道なり。終にはなどか皇化に順はざるべき。先まことの徳政を行はれ、朝威をたれ、かれを刻するばかりの道ありて、その上の事とぞ覺え侍る。

謹んで按ずるに、後鳥羽院天下の君たらせ給ふべき器にあらず。共に徳政を語るべからず。思ふに初め後白河の君を擇み給ひしやう、事がら輕々しき御事なり。高倉の御子を立てられんとならば、長を立つるは定まれる事なれば、三宮をや立て給ふべき。治れる代にも幼主を立てられんは、尤心得あるべきことなり。まして亂の中なれば、一歳も年長じ給ひしをこそ立て給ふべけれ。自らになづかせ給ひしとてやがて立てられしは、事の外に帝位を輕く思召しけるさまなり。且以仁親王のみづからの御爲に天下の兵を召され、事ならずして討たれさせ給ひし事を思召されなば、など木曾の宮をば立て給はざりし。これは猶御歳も長じさせ給ひたるらめ。平家の人



人もこの宮たとせ給ふべしと思はれしよし、平家物語にも見えたり。かつは又東西の帝御兄弟にてましく、後鳥羽は殊に御弟なり。御兄にむかひて世を争ひ給ふやうなるも、名正しとはいふべからず。かくその始めの正しからざるが故に、その末いかでかは治るべき。

後堀河は高倉の孫、一宮守貞の子なり。義時帝位につけ参らせ、<sup>十</sup>歳御父守貞に尊號をたてまつ、<sup>後には後高倉院と申す。</sup>家實を攝政とす。<sup>今迄の攝政道家は、鎌倉の頼經の父なれど、順徳の男たればその職をとどむ。</sup>貞應二年、<sup>たじやうてんわう</sup>太上天皇崩す。十月、家實攝政を辭して關白たり。元仁元年六月、義時死す。<sup>六十</sup>泰時家をつぐ。<sup>これより</sup>の事は下にみえた。嘉祿元年七月、二位尼薨す。<sup>六十</sup>二年、頼經將軍宣下。安貞二年十二月、近衛家實關白を罷めて、九條前攝政道家關白たり。寛喜三年七月、道家其嫡子左大臣教實に關白をゆづる。十月、土御門院崩す。<sup>七十</sup>貞永元年十一月、讓位。<sup>二十</sup>在位十一年。四條は後堀河の子、母は道家の女、藻壁門院なり。二歳にて即位、教實攝政たり。<sup>道家は</sup>祖にて鎌倉の頼經にも父なり。攝政殿も其子也。西園寺相國公經はその舅なり。朝權皆この人にあり。天福元年、近衛前關白基通薨す。<sup>七十</sup>文曆元年五月、廢帝崩す。七月、後堀河崩す。<sup>廿</sup>嘉禎元年三月、攝政教實薨す。<sup>廿六</sup>道家再び攝政たり。三月二月、道家其婿近衛左大臣兼經に攝政をゆづる。延應元年二月、後鳥羽崩

す。<sup>六十</sup>仁治三年正月、帝崩す。<sup>十</sup>泉涌寺に葬る。<sup>この事</sup>在位十年。

後嵯峨院は土御門院第二子、母は宰相中將通宗の女なり。承久の亂に二歳なるを土御門大納言源通方外戚の親にて養ひまゐらす。十八歳の御時通方もかくれければ、祖母承明門院の許におはします。四條俄に崩じて御子も御連枝もなし。順徳院未だ佐渡にましまし、その御子忠成京にまします。道家の外孫なれば、これを立て申されんとて關東へ議せられしに、泰時秋田城介義景してこの帝を立てまゐらす。城介京著以前忠成たよせ給はど如何すべきや」といひしに、「汝を遣す上は何の憚かある。たどおろして土御門院の御子をたて参らせよ」といひしかば、城介急ぎ上洛して、承明門院の御所に参りて泰時が旨を申す。順徳の母修明門院も道家も大に驚きしかど、力及ばず。同月二十日、踐祚。<sup>二十</sup>左大臣良實關白となる。<sup>道家が</sup>二子、<sup>一</sup>一條殿の祖なり。正統記に、泰時はからひ申してこの君をすゑ奉る。誠に天命なり、正理なり。土御門院御兄にて、御心ばえもをよし、孝行も淺く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて計ひ申しけるも理なり。大方泰時心正しく、政すなほにして、人をはぐくみ、物におごらず、公家の御事を重くし、本所の煩を止めしかば、風の前に塵なくして天が下則ち静りき。かくて年代を重ね



有リし一  
本「有りて」

黨、原本作レ  
之、今改レ

なれば一  
本「なれ」

しこと偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として久しく權を執る事は、和漢兩朝に先例なし。その主たりし頼朝すら二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、計らざる家業を始めて、兵馬の權を執りし、ためし稀なる事にや。されど殊なる才徳は聞えず。又大名の下に誇る心や有りけん、中二年ばかりぞ有りし身死しかど、彼泰時相續いで徳政を先とし法式をかたくす。己が分を計るのみならず、親族並にあらゆる武士までも戒めて、高き官位を望む者なかりき。その政ついでのままに衰へ終に亡びぬるは、天命の終る姿なり。七代までたもてるこそ彼が餘薫なれば、恨むる所なしといひつべし。およそ保元平治より此かたのみだりがはしきに、頼朝といふ人もなく、泰時といふものなからましかば、日本國の人民いかゞなりなまし。このいはれをよく知らぬ人は、故もなく皇威の衰へ武備のかちにけると思へるは過なり。泰時がむかしを思ふには、よく誠ある所ありけんかし。子孫はさほどの心あらじなれど、堅くしける法の儘に行ひければ、及ばずながら世をも累ねしにこそ。遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て將來の鑒誠とせらるべきなり。此年六月十五日、泰時卒す。十六、經時つぐ。泰時が孫なり。寛元元年六月、中宮皇子誕生。西園寺右大臣實氏外祖の勢を得て、道家、良實父子と共に朝政を執る。西園寺の家を起さ

はからひし  
「はからひ  
にや」

れし事。二年四月、頼經その子頼嗣に將軍を讓る。在職十八年、廿七、頼嗣六歳なり。四年正月、讓位。七、在位四年。後深草は後嵯峨の第二子、母は西園寺太政大臣實氏の女、大宮院殿なり。即位の時四歳。上皇の御政務なり。關白良實、父の道家と不快によりて職を罷められて、其弟實經攝政たり。是一條殿の祖なり。三月、經時病によりて、執權を弟時頼にゆづる。閏四月に卒す。七月、頼經歸洛。寶治元年正月、實經罷められて近衛兼經又攝政たり。建長四年二月、時頼、重時を遣して、上皇の一宮宗尊親王を迎ふ。これ前將軍頼經京にて世をみだらんと企あるよし聞えしによりてなり。此月道家薨す。六十この人頼經の父なれば、うせ給ひし事、關東のはからひしやといふ説あり。二條家の説には、道家北條を恨み世をみださんとせしを、良實つねに諫められしかば、父子睦じからざりしといふ。四月、宗尊親王下向。又十三とも、同月、頼嗣歸洛。治八、十月、近衛兼經攝政を辭し、その弟左大臣兼平攝政たり。これ鷹司殿の祖なり。初め道家の長子教實九條殿を相續し、二子良實二條殿といひ、三子實經一條殿といふ。今又近衛分れて鷹司となる。これより五攝家と稱す。執柄家の權を分たため、時頼かく計ひし所なるべし。この後は攝家の事を論ずるに及ばねば略し畢んぬ。その故は藤氏の權これよりつひにもとるへしが故なり。



○藤原氏論  
相業—天子  
を輔佐する  
宰相のしご  
と  
純臣—忠良  
なる臣

泰甚—事の  
極端なるを  
云ふ

表率—手本

按ずるに、良房、基經の相業議すべからず、社稷の臣といひつべし。雖然光孝、宇多の君たる、菅公、廣相が臣たる、猶その權を奪はん事を欲す。蓋是防微杜漸の深計遠慮也。忠平が純臣たりし外、實賴が後柄臣九世、皆是外戚の威を恃み、朝廷の權を弄す。後三條その權を抑へ給ふ。寔に英明の主なり。院中政衰へ、兵革屢起りしにおよびて、藤氏の大臣その危を救ひ頭を扶しもの一人もなし。保元の亂に忠通朝家にあり。その弟頼長と不和なるが故なりと雖も、其職に恥ずといふべし。平治に基實關白たりしかど、十六の童子、論するにたらず。平氏西奔の日、基通不從駕而還。法皇の恩寵を思ふによるといへども、身已に朝廷の大臣たり。いかで捧首鼠竄して生を苟くもすべき。義仲が法皇を幽せし日、基房その間に彌縫して泰甚を去りし、濟時之才なきにしもあらず。頼朝守護地頭を請ひしに、兼實これを執奏す。遠見深識なしとすべし。承久の亂に家實寸策なくして、又新帝の攝政となる。その恥なき事五代の臣の如し。そののち後醍醐南狩の日に至りて、經忠最初に南に來れり。大臣の義に恥ず。これらの外、北朝に留り仕へし輩、共に君臣の大義を語るべからず。抑、いはゆる攝政關白は大臣の表率たり。然るにかく忠なく義なき輩、累世その職

紹運圖—皇  
胤紹運錄に  
して皇家の  
御系圖

に任じて、たゞ自その望族門地に矜る。恥なきの甚しきなり。王室の衰へしこと、たゞ名教のやぶれによれりと、北畠准后のいひけん事誠に然り。

帝在位十三年にて、正元元年十一月讓位。十七

龜山院は後嵯峨の第三子とも第六子ともいふ。紹運圖によれば、第四子後深草の同母弟なり。

り。十一歳にて踐祚あり。弘長三年十一月、時頼卒す。七十是よりさき後深草の建長七年十一月、三十歳の時入道して、長時に職をゆづれり。文永九年二月、後嵯峨崩す。五十

院中にて政をしらしめすこと二十餘年なり。文永十一年正月、讓位。廿六

後宇多は龜山の第二の子、後嵯峨とり養ひ、文永五年八月、太子に立つ。二十一年正月、

受禪。八この時後深草を本院といひ、龜山を新院といふ。龜山院中にて政を聽き給ふ。

十月、本院の子熙仁伏見の院を東宮に立つ。十一歳。帝より正統記に龜山院を繼體と思召し

おきてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立

て給ひぬ。後宇多後深草の御子もさきだちて生れ給ひしかども、引き越されましにき。見伏

の御事。後嵯峨かくれ給ひて後、文永兄弟の御争はせ給ふ事ありければ、御政務の事歟。關東よ

り時宗母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院後嵯峨の御素意は、當今山まします由を仰せ



給ひき一原  
「給へき」一  
本により改  
む  
正流一本  
「正統」  
異本太平記  
一太平記は  
南北朝時代  
の戦亂を記

つかはされければ、事定り、禁中にて政務せさせ給ふ。龜山この時天子にて自政を攝給ひしなり。後嵯峨繼體をば  
龜山と思召し定めければ、後深草の御流いかどと覺えしを、このごろ本院は御出家の御時なり。龜山梯順  
の義思召けるにや、伏見院を御猶子にして東宮にする給ふ。弘安四年正月、蒙古入寇の事  
あり。十年十月、讓位。一廿、在位十三年。  
伏見院は後深草院の第二子。十一歳にて東宮に立ち給ひ、二十三歳にて受禪。後深草院  
院中にて御政務あり。この時太上皇三人あり。後深草を一の院とも本院ともいひ、龜山  
を中の院といひ、後宇多を新院といふ。正應二年四月、帝の第一子胤仁の御事、東宮にた  
つ。正統記に、龜山此君を見、東宮にする給ふ。其後御心もゆかずあしざまなる事さへ  
出来て踐祚ありき。東宮にさへこの天皇の御子居給ひき。關東の輩も、貞時、宣時を  
正流をうけ給へる事を知り侍りしかど、近頃となりて世を疑しく思ひければにや、兩皇  
後深草、龜山の御流をかはるくする申さんと相はからひけるとなん。異本太平記に、故院の  
叡旨更に御嫡流本院の御子孫登極の事を止め申され、中院の御一流をのみ將來皇統たる  
べしとは定め申されけり。武家も年來は如此に存じ定奉りき。爰に弘安の末つ方、持明院  
殿より、故院の叡旨全く御正嫡の當流を棄損申され、後代の御登極を止め申さるゝ御素

せるものに  
して、小島  
法師の作  
○兩統逆立  
の起源を論  
ず  
爰に一本上  
に一本さ  
れば中院の  
御讓位もや  
がて新院受  
繼せ給ひけ  
る、是に依  
て本院の御  
方は既に皇  
位の御競望  
を斷ぜられ  
御愁吟を舍  
みむなしく  
年月をのみ  
過されおほ  
しけり」の  
文あり一本  
棄損一本

意にあらざる所見、宸翰の御遺狀等を、内々關東へ遣はされて、愁ひ仰せられしかば、  
その時武家承り披きけるにより、やがて正應登極の御事をば、伏見の持明院殿に執らし  
申しけるなり。  
按ずるに、伏見院を東宮に立てられしは、時宗が計にてありしなり。本院悦び給  
ひ、新院の御心もとけ、本院と御中よくなりしかば、大宮院殿も悦び給ふ。この後  
は讓位、即位、立坊みな關東の計ひなりといふ説あり。正統記の説の如くにて然るべ  
きか。時宗が計ひにて東宮に立てられんには、本院は悦び給ふとも新院の御心には  
喜び給ふべからず。但し關東より申す旨ありしかば、龜山梯順の義を思召よりける  
か。又後嵯峨いかなる御事によりて、繼體をば龜山と思ひ定めけるにや。もし後深  
草は不孝にましく、龜山は御愛子にて有りし故なりしか。これより兩院相争ひ給  
ひて、つひに天下南北に分れ、龜山の皇統は絶えたり。はからぬ御事にや。  
又按ずるに、後宇多讓位の時、僅に二十一歳なれば、龜山も残り多く思召し、主  
上も御本意ならねども、後深草の本院待ちかね給ふべしと、關東より奏し申せば、御  
心のまよならず讓位ありけるといふ説あり。異本太平記に所謂、弘安の末に持明院



「棄捐」所見—此下に一本「と」字あり「はからぬ」一本「よからぬ」今—一本「と」おほく—一本「たゞし」

保曆間記—後白河帝保元元年より光明帝曆應元年至る百八十年間の事を記せり

殿關東に仰せつかはされしなど見えしは、正統記にいへる、その後御心もゆかずあしざまなる事さへ出来て踐祚ありきといひし事なるべし。これよりさき後嵯峨の崩後に、後深草、龜山御争の時に、大宮院殿の仰せられしによれば、龜山一流繼體たるべし。今又持明院殿の仰せによれば、後嵯峨の御心然るにあらず。關東の輩いかにとも申しさだめがたきによりて、さらば兩皇の御流をかはるゝする申さんと相謀りしなるべし。おほく持明院殿より關東へ遣はされし後嵯峨の御遺狀、崩後の十數年の後に出でしなど心得られず。關東の輩も不審しき事にも思ひしなるべけれど世を疑しく思ひし程なれば、然るべき事の出来しと思ひて、さらば兩皇の御流かはるゝする申さんとはかりしなるべし。

この年九月、鎌倉の將軍惟康俄に上洛にて、後嵯峨の第一の子宗尊より二代まで關東の君たりき。後深草の御子久明親王子當今の御弟。を鎌倉にむかへて君とす。この時天子も鎌倉殿も皆後深草の御子なり。三年三月四日に、紫宸殿の獅子狛犬中よりわれたり。人皆あやしみに、十日の事なるに、天いまだ明けざるに、甲斐源氏の末保曆間記には、小笠原の一族といふ。淺原八郎爲頼といふもの禁闕を侵すことあり。これによりて中院山龜山新院後宇告文を關東へつかはさる。増鏡に、九日、右衛門陣より、武士三四人馬

増鏡—後鳥羽より後醍醐に至る間の事を記せり

おほく—一本「おほす」

かく程—一本「かく」の二字無し

に乗りながら九重の中へ馳せ入りて、上にのほりて、女孺が局の口に立て、「やよ」といふものを見上たれば、たけ高きおそろしけなる男の、赤地の錦の鎧直垂に、緋緘の鎧著て「帝は何處におよるぞ」と問ふ。「夜の御殿に」といらふれば、「いづくぞ」と又問ふ。「南殿より東北の隅」と教ふれば、南さまへ歩み行く間に、女孺内に参りて權大納言、典侍殿、新内侍殿などにかたる。上は中宮の御方に渡らせ給ひければ、對の屋に忍びてにけさせ給ひ、春日殿へ女房のやうにて入らせ給ふ。東宮をば中宮の御方の按察殿いだし参らせて、常盤井殿へ徒歩にて逃ぐ。この男辛じて夜の御殿へ尋ねりたれども、大方人もなし。中宮の御方の侍の長景政といふもの名乗り参りて戦ふ。かく程に二條京極の篝五千餘騎にて馳せまわりて、ときをつくるに、合する聲わづかに聞えければ、心安くて内に参る。御殿どもの格子引きかなぐりて亂入るに、叶はじと思ひて、夜の御殿の御茵の上にて自害しぬ。太郎なりける男は南殿の御帳の中にて自害しぬ。弟の十九になりけるは、大床子の縁の下に伏して、よるものゝ足をきりくしけれども、さすが數多して搦めんとすれば、かなはで自害するとても、腸をば皆くり出しけり。手にぞもたりける。その儘ながら何れも六波羅へかきつゞけて出しけり。この事次第に六波羅にて尋沙汰する程に、三



といふ事ども一「本」事ども「本」事ども

東一「本」關東「のちほ」本「のちぞ」

條宰相中將實盛も召捕はれぬ。三條の家に傳りて鯨尾とかやいふ刀にて、かの淺原自害したるといふ事ども出來て、中院も知ろし召したるなどいふ聞えありて、心うくいみじき様にいひ扱ふ。中宮の御兄權大夫公衡、一院の御前にて、「この事は禪林寺殿山の御心合たるなるべし。さてなだらかにもおはしまさば、勝る事や出來ん。院をまづ六波羅に移し奉らるべき事にこそ」など、彼の承久の例も引き出づべく申し給へば、「いかでかさまではあらん。實ならぬ事をも人はよくいひなすものなり。故院のなき御影にもおほさん事こそいみじけれ」と涙ぐみて宣ふを、心弱くおはしますやと見奉て、なほ内よりの仰せなど嚴しき事ども聞ゆれば、中院も新院も思し驚く。いとあわたどしき様になりぬれば、如何はせんとて、しろしめさぬよし誓ひたる御消息など東へ遣はされて後は、事しづまりにける。さて長月の初つかた中院御髪おろさせ給ふ。九月中の院四十一にて御落飾、禪林寺殿といふ今の南禪寺は即ち院の皇居なり。

按ずるに、この時中院鎌倉へ移し申すべしなどいふ事もありしにや。稱名寺の山陰に龜山の御座ありし跡なりなどいふ所あり。その御儲のために、御所造られんといひし事もありしにや。

永仁六年、讓位、三十在位十一年、持明院殿とも申すなり。

後伏見は伏見の第一子、十一歳にて受禪。この時後深草、龜山、後宇多、伏見、上皇四人まします。八月、後宇多の第一の御子を東宮に立つ。帝の再從兄弟、十四歳になり給ふ。在位三年にて、正安三年正月、鎌倉よりこの時執權は貞時なり隱岐前司時清、山城前司行貞上洛しておろしまるらせ、東宮へ御位を讓らる。時に十歳なり

後二條は後宇多の第一の子、十七歳にて受禪。八月、伏見の第二の子を東宮に立つ。五龜山法皇と後宇多上皇と院中にて御政務。伏見、後伏見の御代には、参り仕ふる人も稀なりしに、又移り變れり。在位六年餘にて、徳治三年八月崩す。四

花園は伏見院の第二の子、十二歳にて即位。伏見上皇院中にて御政務あり。九月、後宇多法皇の第二の子を東宮に立つ。廿正統記に、儲君の定めありしに、後二條の一の御子邦良親王居給ふべきかと聞えしに、思召故ありとて、この親王を太子に立て給ふ。彼の一の御子幼くましませば、猶子の儀にて傳へさせ給ふべし。もし邦良親王早世の御事あらば、此御末繼體たるべしとぞしるし置かせましくける。邦良幼年にまします故、關東に龜山の法皇仰られ定められしなり。在位十一年にて、文保二年二月、東宮に讓らる。この時帝は二十二歳、東宮は三十一歳になり給へば、後宇多法皇をはじめ、その方さまの人待ちかね申さるべきよしにて、關東より計ひ申せ



叡謀一本  
「叡慮」

しとぞ。高時が世の初なり。

後醍醐は後宇多の第二の子、三十二歳にて受禪。後宇多法皇院中にて御政務あり。三月後二條の子邦良親王を東宮に立つ。元亨二年の夏、法皇より大納言藤定房を御使にて、「政を當今に任せられ閑居あるべし」と關東へ仰せ遣はさる。武家異議なかりしかば、大覺寺殿へ移り給ふ。正中元年六月、後宇多法皇崩す。八月、九月、土岐頼員、多治見國長等帝の密詔を受けて、鎌倉を討つ。六波羅より兵を遣はしてこれを討つ。二年五月、日野中納言資朝、日野右少辨俊基捕はれて東行す。帝の近臣にて密詔を受けしよし聞えしによりてなり。七月、萬里小路大納言宣房をして告文を高時に賜はる。資朝佐渡國へ流され、俊基は許されて歸り、朝廷無事になりたり。

按ずるに、高倉院嚴島御幸の時、清盛入道誓詞を賜はるよしをいひ傳ふ。これは入道逆威を恣にして強ひ申したるなり。そののち龜山、後宇多、關東に告文を賜はりしは、淺原が事により、世の浮説を仰せ開かれんために、萬乗の尊を屈して陪臣にむかひ誓はせ給ふ。ことに至りて王威地におちたり。このたび後醍醐又告文を下されしこと、しばらく關東の疑ひを解かしめて、御宿意をはたされんための叡謀によ

常樂記—永仁より應永に至る間の智識高僧の死亡の年月を記せる書  
中家—中原家  
法曹—法律家  
釐務—つとめ  
東北—一本  
「東南」  
「か」  
「ら」  
「が」

れりといはん歟。されど帝徳の御累とぞ申すべき。

嘉暦元年三月、東宮の邦良薨す。七月、後伏見上皇の第一の子光嚴院を東宮に立つ。四十帝の御子は多かりしかど、東宮立坊は關東よりの計ひなれば、御心にまかせられず。元徳二年四月朔日、中原章房盜のため、にころさる。判官房章とあり。異本太平記に、章房清水寺に詣て下向の時、西の大門にて八幡をふし拜みしに、小雨ふりけるに、簑笠に脛巾したるもの一人後を過ぎると見えしが、太刀を抜きて章房が首を討落して、坂を下り行く。下人四五人、あれやとて主の持せし太刀を抜きて逐ひしかど、後影だに見えずなりたり。この章房は中家一流の棟梁、法曹一道の碩儒、しかも四朝に仕へて一家の世譽を得たり。殊に當代無雙の恩澤に浴し、夙夜無二の拜趨を致し、すべて釐務の斷獄、朝儀の裁斷、君臣の顧問を得しかば、皇家の輔弼たりしに、かゝる殃災の出來し事、朝の愁歎、道の衰微なり。子息章兼、章信等嫌疑を正し仇敵を索むるに、いかにしてか聞き出しけん、東山の雲居寺の南の間の東北のかどの岸の上に一字あり。瀬尾兵衛太郎竝に、同郷房といふ者なり。名譽の惡黨かくれなき者なり。然るにかれらは殺害疑ひなしときよ定めければ、章兼は折節病牀にふして行き向はず。舍弟章信廳の下部十四五人、郎従下人三十餘人具



よしなき一本「をい  
だき」  
「叙賞」一本  
ことなれば  
一本「こ  
へければ」

し、白襖の著籠に帶劍し、小八葉の車にて、未明に彼の在所へぞ寄せたりける。是非なく  
彼屋をとりまき、屋の内をさがしけるに一人も見えず。又本人他行の家とも見えず。塗  
籠まで打破り、板敷の下までさがしけれども一人もなし。力なく歸らんとする處に、心  
早きもの走り返りて、薦天井構へたるを見上げたるに、人の衣裳のつま少し見えければ、  
まづ長刀にて天井をはね破るに、人こそかくれ居たりけれ。すでに見付られぬと思ひて、  
太刀抜きて男一人をどり下らんとしける處を下しもたてず、長刀にて腹わきを刺す。さ  
されながら飛び下りけるを、よせ合せ搦めんとしけれど、名譽の手きよなれば、手おひ  
足立たねども、散々に切りはらひて、寄附べくもあらざりしを、郎従一人うしろより、太  
刀取り直し、小脇を刺す。刺されてひるむ所を、廳の下部彦武といふ者組みふす。此男  
初の勢にも似ず、事の外によりければ、やがて押へて首をとる。この章房は一道の儒  
宗、當職の廷尉として、義を正し理を斷りければ、もし檢斷訴訟の由來によりて、妄に  
鬱憤よしなき怨念を結ぶ人やありけん。又は旦暮の拜趨叡賞他にことなれば、若權をそ  
ねみ祿を奪んとにやありけん。本人も親昵もかねて宿敵をさとらねば、傍輩等倫の怨望  
一端もなかりき。しかるに彼災害萬人の疑ひ淺からず。爰に退きて仔細を尋ぬるに、こ

匡弼の器  
大臣たる才

の章房は無二の拜趨年積り、恐らくは匡弼の器たりしかば、恩寵も淺からざりしに付き  
て、これぞ叡旨をも重くし、公儀をも背くまじきものと思召され、年來の叡念をある時  
あらはされて、關東征伐の事を仰せ出されしに、章房身を顧みず義を貽さず、眞實の諫  
言を奉りければ、不臣臬惡を挾み、偏頗漏脱の事あるべき器にあらざれども、叡慮に  
一味し奉らざりし事を深く怖れ給ひて、近臣成輔朝臣に仰せ談せられしかば、かの名  
譽の惡黨に縁をさぐり祿をあたへて、竊に章房をうかゞはせければにや、果してこの事  
を達せり。されば彼が横死も天下大變の端として、朝議より出けると、後こそ粗聞えけ  
れ。

按ずるに、これ等の事によりて帝の御心を觀るに、帝業遂に全からざりし事むべな  
り。

此月、帝東大寺、興福寺、延曆寺へ行幸、かの僧徒等をかたらひ關東をはかり給ふ。五月、  
僧圓觀、文觀、忠圓等捕はれて東行流刑。日野資朝佐渡にて殺され、七月、俊基再び關東  
にめしよせられて殺さる。元弘元年八月、關東の使二人上洛。これ帝竝に尊雲法親王を  
流し參らせんためなり。帝笠置に行幸。九月、笠置陥り、帝蒙塵、路にてとらはれて六

後こそ云  
云一本  
「後にぞ思  
ひしられけ  
り」



波羅に入り給ひぬ。在位十三年、時に四十九歳。  
光嚴院、元弘元年十月即位、九後二條の孫、邦良の子康仁を東宮とす。

按ずるに、龜山の御後にて後醍醐ごだいごかくまひませしに、後二條の御孫を東宮に立て申しけるは、武家なほ義の厚きとやいはまし。

明くれば、正慶元年三月、後醍醐隱岐へ遷幸。此帝僅に在位二年にして、正慶二年の五月、北條ほろび、八代にして百五十四年後醍醐重祚あり。

○後醍醐復位の事八

元弘三年 正慶二年 六月、皇位を復し給ひ、その明年を建武と號す。二年八月、源尊氏叛しぬ。三年八月、尊氏光嚴の御弟光明院を立て、共主とす。十月に、後醍醐尊氏が軍門に降り給ひて、叡山を御下りありしを、花山院にとらへまるらす。

○南北分立の事九

建武三年十二月に、後醍醐吉野へ奔り給ひき。是より吉野殿を南朝といひ、武家の共主

共主一本  
「其主」

を北朝と申せしなり。されば重祚の後、天下の一統三年にだにみたずして南北に分れ、そののち吉野殿にましますこと四年にして、延元四年北朝にては八月十六日に崩じ給ふ。御と

三十後村上院位をつがせ給ひて、在位三十三年。建徳二年北朝後光嚴の應安四年三月崩じ給ひぬ。

後龜山院即位まし、在位十九年にて、北朝後小松院の明德三年義満將軍の頃也閏十月、南

北御和睦にて、ありし世の如く持明院殿と大覺寺殿とかはる、御治世あるべしとて、南

帝御入洛にて大覺寺殿に入らせ給ひ、三種の神器を北朝へ渡されき。南北分立 五十六年この後又か

ねてのあらましにたがひて、大覺寺殿の御流代をしろしめされざりしかば、南方の人々

憤りて軍起りしかど、南軍終に利なくして、後花園院の長祿二年六月、後龜山の御子

南帝高陽院うたれ給ひしかば、こゝにて南帝の皇統は絶えしなり。明德三年よりこゝに至るまで 六十七年 前後合せて南朝百

廿餘年がほど也。

按ずるに、後醍醐不徳にておはしけれども、北條が代の亡ぶべき時にあはせ給ひしかば、しばしが程は中興の業を起させ給ひしかど、やがて又天下みだれて、つひに南山にのがれ給ひき。されどまさしく萬乗の尊位を踐せ給ひし御事にて、三種の神器

高陽院一本  
本「高福院」



猶從はざりける一本  
「又かくぞありける」

思ひし一本  
本此下に「也」字あり  
なども一本  
本「など」とも  
「王朝」一本  
「天朝」

を御身にしたがへさせ給ひしかば、時の關白近衛左大臣經忠をはじめて、光明院の御代のはじめ建武四年四月なり 忠をも存じ義をも知れる朝臣多くは南朝に赴き仕へられき。北朝にては經忠の從弟前の内府基嗣を關白とす。これ今の近衛の祖なり。武家の輩も猶從はざりける。されば足利殿の代となりても、猶從はざりし國々猶多かりき。後龜山の初め南朝の御領、河内、大和、和泉、紀伊、伊賀、伊勢、志摩、飛騨、信濃、上野、越後、伊豫、備前、石見、長門、越中、肥後、日向、大隅、薩摩等二十州におよぶ。然れども終に運祚のひらけ給ふ事なかりしは、皆是創業の御不徳によりて、天の與し給はぬなるべし。北朝は只足利殿の君に背きまゐらせられて、臣として天下を争ひ給ふ事を、さすが心の中に恐れ給ひ、且はその戰に毎度利なかりしによりて、勸め申す者ども有りしかば、やがて光明院を君として、南北兩帝の御争の如くにも取り計らはれしなり。されば心ある人々は、北朝に仕ふる事を恥かしきことに思ひし。太平記等の物語にも、持明院殿は大果報の人にて、將軍より天子を給はらせ給ひしなど、世の人のいひもてはやしけると見えたり。さらば北朝は全く足利殿自の爲にたておきまゐらせられし所にて、正しく皇統とも申しがたければ、或は僞主僞朝などもその代にはいひしとぞ見えたる。そのかみ鎌倉殿天下の事を行はれしかど、猶王朝の命はおよぶ所もありき。義時が代に廢立を恣にしけるより、陪臣として國命を

事一本  
「かど」

つかさどりし事、さすが古の姿世に残りしかば、後醍醐の兵起させ給ひし時に及んで、猶王命に應ずるもの多かりき。そののち南山に遁れ給ひし後も、猶六十餘州が内三分が一つは天下に王まします事を知りき。南朝既に亡び給ひし後は、天下の皇家あることをしらす。豊臣の太閤の代の初、皇家の威を假りまゐらせて天下を掌にすべしと思ひて、毎事勅詔を稱せられしかど、誰かはそれに應ぜしものある。その中、かれに靡き從ひしものどもは、たゞその兵力を恐れしが故なり。更に皇家に服せしにはあらず。かく王家の衰へ給ひし事のよしを按ずるに、はじめ文徳の幼子をもて儲位にたて給ひしより起りて、終には院中の御政務に及んで、その威權をあはせて武家に假し與へさせ給ひしに事なりぬ。さらば一日二日に萬機ありといふこと、もつともよく心得らるべき事にや



讀史餘論 卷五

○上古征伐自天子一出事

金革—戰爭

日本書紀—六國史の第一にして神代より持統帝までの事を紀せり、舍人親王の撰

神武日向より起り給ひ、筑紫の國を平け、安藝の國に渡り、吉備の國を経て、遂に大倭の國を討ち平け、畝傍の山を開き、橿原宮にして帝位に即き給ひしよりこのかた、十年帝業成り、九世およそ五百六十九年が程は、金革の事聞えず。上世民淳にして俗厚く、皇化の被ふ所自から穩なりしが故にぞ有るべき。但し世遠く人亡びて、史策の載するところ自から闕漏ありけんも知るべらず。  
第十世崇神の十年九月、大彥命北陸武渟川別東海吉備津彦西道丹波道主丹波等に命じて四方の國々に遣はし、教を受けざるものをば兵を擧げて討たしめらる。是後世將軍の始なりと申す歟。然れどもその代に將軍などいふ名號有りしにはあらず。日本書紀に示るされし所は、後代史作られし時潤飾の詞と見えたり。崇神の時、今の文字我國にまだ傳はず。古この事記にみえし所も將軍などいふ事は見えず。此頃はやと皇化に順はぬもの有りけるにこそ。此年武埴安彦といふもの叛きまゐらせて帝

古事記—我國最古の史、神代より推古帝までの事を記せり、太安萬侶の撰こそ一本「ぞ」

京を襲はんとせしを、彦國貴及び五十狹芹彦命に命じて討ち平けられし事も侍り。これを叛臣とめ歟。

この後百六十七年にして、第十二代景行十二年、筑紫の熊襲叛きて、帝自らこれを征し給ひ、八年を歴て遂に平け給ふ。これ熊襲叛きしはじめか。二十七年に熊襲又叛きしかば、日本武尊をして征せられしに、やがて討ち平けさせ給ひき。その後四十年夏東夷叛く事ありしかば、又尊をしてこれを討たしめられしに、是もやがて平ぎぬ。東夷叛く事の始歟。其後八十餘年にして熊襲又叛く。こゝに於いて熊襲三たび叛きし也。第十四代の仲哀の二年に、皇后と共に自征し給ふ。八年を経て、代をしろしめす事九年にあたりし年の二月、筑紫の行宮に崩じ給ふ。神功皇后、吉備臣の祖鴨別をして討たしめられしかば、熊襲も遂に滅びぬ。それよりすぐに皇后みづから新羅を討ち給ひしに、これもやがて従ひまゐらす。かくて皇后御軍を還され、筑紫に至り給ひてぞ、應神は生れ給ひき。このとし十月生れ給ふべき期にあたり給ひし給ふと云。仲哀の崩じ給ひしやうも定かならず。應神の生れ給ひし事も、そのうむが月におくれさせ給ひしなど、疑はしく思召されけるにや、長子にておはしませし麁坂、忍熊二人の王子軍起してふせぎ戦ひ給ひしに、王子の軍利なくして、二人ながら失はれ給ひ



部、一作倍、日本紀作陪

らんとして一原本「らんにて」

戎旅一軍

ぬ。これより後、三韓をむきてこれを討しめられし事ども、代々にありしかど、是はみなく海外の事なればこゝに記さず。

其後天子二十三代、年は四百五十三年をへだてよ、三十八代齊明の御時蝦夷しばく叛しき。阿部臣阿部、引田臣比羅夫などして討たしめられしに、蝦夷つひに順ひ、肅慎といふ國まで討ちしたがふ。この御代に百濟大唐のために滅さると聞えて、かれを救ひ給はらんとて、帝みづから土佐國朝倉の宮に幸ましくて、軍の事を謀り給ひしに、遂に行宮にして崩じ給ひき。初め神武東征し給ひしよりこのかた、代は三十八代、年は千二百二十五年が程は、國中に皇化に隨ひまるらせぬものある時は、天子みづからこれを征し、或は皇子して是を討たしめらる。その中神功、齊明の如きは女主にておはしませしかど、皆親らこれを征せられき。但し三韓、蝦夷、肅慎等の如き海外の事にありしかば、多くは將軍して討たれし所なれば、戎旅は國の大事なれば、古には是を重くし慎み給ひし御事と見えし。後代の如くに坐ながら將帥に命じて、これを討たしめられし事の如くにはあらず。

第四十代天武天皇の御兄天智の御世嗣大友、天皇に叛き給ひて戦はせ給ひし事は、よのつね征討の例には同じかるべからず。大友の御軍利なくして、天武世を奪ひえさせ給ひしかば、世には大友のその君に叛かせ給ひし如くに申し傳ふる歟。まさしく大友は天智の

まで一本にて

御世嗣を受けつがせ給ひて帝位にましませし御事なり。且は天智の崩じ給ひしやうも怪しき傳へも侍れば、世の申し傳ふる所信じがたくや侍らん。されば天武は一旦御軍にうちかたせ給ひて、世をしらしめされしかど、その後は僅か七代百餘年が程まで、その立孫稱徳の女主にて遂に絶えさせ給ひ、天智の御後は御孫光仁の世をしらせ給ひしより、今に絶えさせ給はねば、天の有道にくみし給ふ所明らけしとも申すべし。後代に及びて兩主御位を争ひ給ひし事のはじめなれば、王德稍衰へて風俗既に澆しとこそ申すべけれ。その後八十年を経て、四十五代聖武の天平十二年、太宰少貳藤原廣嗣叛く。むかし武埴安彦が叛きし後、帝王三十四代、星霜九百二十七年を経て、人臣の叛きまららせ。干戈を邦内に動かされし事の始なるべし。世には守屋連がみだれを叛臣のやうに申し傳ふれど、是は馬子の大臣とき大野東人を大將とし紀飯麿を副將となして討ち平けらる。この勳功によりてぞ二階を越て從三位を東人に授けらる。是將帥を命ぜられ、又功を賞せられし事の始か。この後三十六年を経て、三十九代光仁の寶龜六年、陸奥の夷叛き、鎮守府の將軍大伴の駿河麿して討たる。その功を賞して勳三等を授けられ、十年に又叛きし時、參議藤原小黒麿を討ち平けしかば正三位を授けらる。この後九年を経て、桓武の延暦七年陸奥の夷叛く。參議紀古佐美を征東大將軍として討



尤、諸本作是、今改之

たれしに、終に利なくして召還へさる。九年大伴弟麿を征東大使となされ、坂上田村磨等を副として討たれしに、田村磨の功最も多かりしかば、十六年に征夷大將軍にはなされたり。二十年にまた陸奥の夷高丸といひしが駿河國清見關まで攻め上りしに、田村磨これを討ち敗り、北るを追ひて陸奥の神樂岡といふ所に至りて斬りてければ、陸奥ことごとくに平ぐ。東夷皇化に順はざりし事は古にも聞えしかど、この頃の如く頻りに叛き亂れし事は未だあらず。皇化既に遠きに及ばざるしとやいふべき。日本武尊の東征の後、六十餘年にて東夷叛き、ここにいたりて五たびそむく。

その後八年を隔て、五十二代嵯峨弘仁元年九月、帝の御兄平城太上皇、寵姫藥子それが兄藤原仲成等が勧め申せしによりて、御位を復し給ふべき御心おはして、近國の兵をめされ、東國の方に御幸あるべしと聞えければ、帝大納言大將坂上田村磨に勅して防ぎとどめまるらずべしとありしに、田村磨が請によりて參議文屋綿磨を副將軍となさる。やがてこよかしこの道を塞ぎて、仲成を生どり流刑に處せらるべしと聞えしが斬られてけり。藥子も自ら藥を飲みてうせしかば事平ぎぬ。文武のち兩帝世を爭ひ給ふ事の第二ク度なり。五年の夏、文屋綿磨を征夷將軍になさる。その冬陸奥の夷叛きしをやがて討ち平ぐ。その後綿磨

從三位中納言の大將になされたり。かくその頃まで世の亂ありしに臨んで、その任にあたる人々を撰ばれ、出でては將帥の任にあたり、亂平ぎ功成りぬれば、又入りて卿相の位につらなれり。古佐美は大納言正三位、田村磨は大納言大將正三位、綿磨は從三位中納言に至りし類なり。後世の如く文武その職を異にせられしが如くにはあらず。是より後王綱紐をとき柄臣權を專にせられしより、將帥の任殊に軽く、卿相の官に至れる人なく、且は文武の職世官世族となりしかば、朝廷の威日々に衰へ、功臣遂に兵馬の權を掌り、天下の大勢一たび變じて古にかへる事を得べからざる代にはなりしなり。

○中世以來將帥の任世官世族となりし事

六十二代朱雀の天慶二年十一月、平將門藤純友が亂出來たり。嵯峨の弘仁五年より帝王は九代、凡百二十四年の後なり。將門は陸奥鎮守府將軍從五位下平良將の嫡子なり。桓武の子葛原、其子高見王、その子高望、王、始て賜平姓、良將はその二男なり。伊豫藤原純友は太宰少貳良範が子なり。長良の子左大辨遠、其子良範なり。二人はじめ洛にありしとき、叡山にのほりて相約し、兵を起せしといふ。古事談に、將門謁仁和寺式部卿宮、宇多の御子、敦實親王也。郎等五六人を俱したり。平貞盛も參りて、將門が門を出るに行き逢ふ。貞盛は將門の從兄、貞盛申す「今



使一檢非違

れぶられ  
じ一一本  
れぶらじし

此分註疑  
當在下甲  
斐守源賴信  
之下

日郎從を俱せざる事尤口惜き事なり。この將門は天下に大事を引出すべきものなりといふと云々。正統記を見るに、將門久しく執政平忠の家に仕り、使の宣旨を望みしに不許なるが故に、東國に下りて叛せしといふ。按ずるに、將門忠平の將門誅害日記に、天慶二年十一月二十一日、常陸大掾國香を殺し、伯父なり、即、國中をやきて、二十九日豊田郡鎌輪宿に還り、長官詔使を幽し、武藏守興世王が議によりて諸國を併せんとし、十二月十一日入下野國守以下降。十五日入上野國司を追却して、此日除目を行ふ。かくて武藏相模國を巡る、是よりさき建都於下總國猿島郡石井郷、置文武百官。三年正月十一日、詔東海、東山討將門。二月八日、參議修理大夫兼右衛門督藤忠文を征夷大將軍とし、この人近衛の將たりし時、直夜ごとく察の御馬を引きよせ、刑部大輔忠舒、右京亮藤國幹、大監物平清基、散位就國、源經基爲副將軍。經基は武藏より上りて將門が反狀を告られし。此人右權少掾平公連、藤遠方等をして討將門。江談に、此時朝議欲以藤元方爲大將軍。元方聞之曰、大將軍所言、一事以上國家莫不致用。若拜大將軍者、必請貞信公息一人爲副。因是議止。按源の頼信は大納言元方の外孫。このつき是月一日、下野押領使藤秀卿、常陸掾平貞盛等、四千餘兵、九千人、戰於下野國、敗之。十三日、襲將門營。將門逃島廣山、焚其營。十

合下當有  
戰字

四日大戰于辛島。將門中貞盛箭秀鄉獲首、斬百九十七級。將門八十三日にて亡びしなり。○按天慶三年二月滅歷。正統記承平五年二月、將門起兵、四個月、云々。於是征東諸將自中路歸。此時於清見ヶ岡、軍監清原滋藤、杜若賴句。三月九日、秀鄉從四位下。元六、功田永傳子孫、追兼任下野、武藏兩國守。貞盛從五位下右馬助。經基從五位下兼太宰少貳。此時小野宮左大臣實賴曰、疑勿質。九條右大臣師輔曰、刑疑勿質。賞疑許之。左府の議によりて忠文には賞なし。忠文東征の日六十三歳。村上天曆元年六月、七十五歳にて卒す。贈中納言云々。純友追討記に純友爲海賊魁首、南海、山陽之間望風而降。聞將門反、而擬上道。東西二京連夜放火。十二月下旬、元年、備前守子高奔于京。純友使文元追之。廿六日、及攝州兔原郡相戰、獲子高、斷耳鼻、奪其妻子而去。下固關使於諸國、諭純友、叙從五位下。純友寇讚州。介藤國風兵敗奔淡路。經二月、募兵還府。左少將小野好古爲長官。源經基爲次官。右衛門尉藤慶幸爲判官。右衛門志大藏春實爲主典。征之、到播讚等國。造二百艦、入賊地。先是賊次將藤恒利降于國風。國風以恒利爲鄉導、擊賊敗之。賊入太宰府。府兵大敗。虜掠殆盡。好古自陸路、慶幸、春實自海路、五月與賊合。博多津。春實祖身亂髮陷陣。恒利、遠方乘之。賊軍亂欲乘船而戰。官兵焚賊船。賊敗死者數百人、溺死不知計。純友乘輕舸奔豫州。警固使橘遠保虜之。純友死於獄中。



其後四十一年にして、一條の長徳元年、下野守平維衡、平致頼と東國にて戦ふ。議其罪、致頼を流<sub>二</sub>隱岐<sub>一</sub>。維衡は貞盛が四男、致頼は再從兄弟。

扶桑略記一  
僧皇圓の著  
にして、今  
傳はれる者  
は神功皇后  
より堀河帝  
に至る間の  
み  
宇治拾遺物  
語一世に宇  
治大納言隆  
國の著とい  
ふ、古今の  
異聞を録せ

その後二十八年にして、後一條の長元元年、平忠常叛く。忠常は葛原の孫高望王の五男村岡五郎良文の子。是年まづ肥後守高階成章、藤原時遠、平爲行等合戦せんとす。その罪をさだめらる。その四月前上總介平忠常下總の國にて叛く。檢非違使平直方家が外祖の時政が四代の祖中原成道をして東海、東山の兵を發して討つ。二年十二月、成道無効徵還。三年三月、安房守藤光業奔國而還。是忠常を恐れてなり。九月、忠常兵威熾にして直方亦無功徵還。甲斐守源頼信に坂東の兵をつけて征せしむ。四年四月、忠常降る。扶桑略記に、前追討使平直方、不遂其功、空以歸洛。源頼信下向任所之日、可討忠常之由有勅。宇治拾遺に、河内守頼信、上野守にてありし時、平忠恒を討つ。海の淺所を知りて渡る。四五騎ばかり先陣しければ、五百騎ばかり馬の太腹にたちて渡る。この渡をば只三人しりたり。忠恒周章して名簿をかきて文挿にはさみ、小船に郎等一人のせて迎降と云々。扶桑略記に、頼信隨身參上候處、於美濃國山縣郡

嗷訴一強請

忠常病死。即斬其首獻于京師。六月十六日、入洛。已降之間、其首還賜從類。その後七年にて山徒の亂あり。後朱雀の長曆三年、山徒頼通に奉狀して、明尊は智證の門流なり。去年の冬明尊を、慈覺の派にあらず。座主に任すべからずといふ。いづれの門流ならんにも、其人によるべし」といはれしかば、山徒怒りて大勢頼通の館に來り、嗷訴して其門柱をきる。頼通怒りて平直方して禦がしむ。山徒と相戦ひ死傷のもの多し。その後十年にて、安倍頼時が事起る。關白頼通宇治平等院を建つるの年、後冷泉永承五年、頼時叛きたり。大郡の司、始に名は頼時、陸奥守藤原登任これを討ちてやぶらる。頼時は長元の間、父頼信に隨ひて平忠常を討ちて功あり。小一條院の判官代となれり。院の御狩に從ひ、弱弓をもて猛獸をたふす。上野守平直方、その將器あるを知りて壻とす。判官代の勞によりて相摸守となり、坂東の士大半爲門客。上洛數年の後此撰に當れり。今年新司聽國亂而辭。更重任頼義、遂征伐之事。而國用飢饉、糧食不給、大兵散而不集。官軍不利。天喜五年九月、頼時中流矢死。康平五年春、頼義任終、拜高階經重爲國守。揚鞭而來。無幾歸洛。是以國內隨前司指揮也。朝議紛紜之間、頼義屢



寺—三井寺  
山—比叡山  
山下或有  
門宇

求<sub>じ</sub>兵<sub>を</sub>於<sub>たけのり</sub>武<sub>に</sub>則<sub>に</sub>秋<sub>に</sub>七月、武則率<sub>て</sub>子弟<sub>を</sub>萬餘人<sub>を</sub>而來<sub>る</sub>。八月十七日、陷<sub>る</sub>小松柵<sub>を</sub>。九月五日、與<sub>て</sub>貞任<sub>と</sub>戰<sub>つ</sub>于<sub>て</sub>磐井郡<sub>に</sub>大敗<sub>る</sub>之<sub>を</sub>。七日、破<sub>り</sub>衣河關<sub>を</sub>拔<sub>き</sub>大麻生<sub>を</sub>野瀬原<sub>の</sub>二柵<sub>を</sub>。十一日、陷<sub>る</sub>鳥海柵<sub>を</sub>。又拔<sub>き</sub>鶴脛<sub>を</sub>比與鳥<sub>の</sub>二柵<sub>を</sub>。十五日、圍<sub>む</sub>厨川<sub>を</sub>。十七日、賴義焚<sub>く</sub>柵<sub>を</sub>。貞任出戰<sub>す</sub>見<sub>て</sub>虜<sub>に</sub>而死<sub>す</sub>。疵を蒙るが故なり。貞任が弟<sub>を</sub>重任<sub>と</sub>と子<sub>を</sub>千世童子<sub>を</sub>を斬<sub>る</sub>。十二年にして平ぎしなり。時に賴義六十八歳。永保二年十一月三日、八十八歳にて卒す。六年二月十六日、獻<sub>す</sub>貞任<sub>を</sub>、經濟<sub>を</sub>、重任<sub>を</sub>首<sub>を</sub>三級<sub>を</sub>於<sub>て</sub>京師<sub>に</sub>。二十五日、賴義正四位下伊豫守<sub>を</sub>、義家從四位下出羽守<sub>を</sub>、義綱右衛門尉<sub>を</sub>、清原武則從五位下鎮守府將軍<sub>を</sub>、獻<sub>す</sub>首使者藤季俊<sub>を</sub>、右馬允<sub>を</sub>、物部長賴陸<sub>を</sub>、奧大目<sub>を</sub>。

其後二十年にて、後三年の事起る。是よりさき白河院の永保元年三月、興福寺の僧多武峰の奴といさかひて僧討たれしかば、衆徒峰をやきやぶる。六月三井寺、山と不和にして合戦し、寺悉くやかる。明る二年より奥の事起る。奥の六郡に清原眞衡といふものあり。故の鎮守府將軍武則が孫にて、荒川太郎武貞が子なり。眞衡富有の奢過分の行迹にて、一族ながら郎從となりし出羽國の住人吉彦秀武恨る事ありて軍起る。地火騒ついての事起る。同三年、源義家陸奥守になされ俄に下向す。はじめは清衡家衛兄弟秀武にくみしてけるが、その後武衡は家衛にくみして義家に叛き、清衡秀武は義家に屬してけり。

大系圖—尊  
卑分脈に本  
づきて諸家  
の系譜を増  
補集成せる  
者、西道智  
の編

按ずるに、後三年の記に、清衡は互理權大夫經濟が子なり。經濟誅せられし後、その妻武貞にそひて家衛を生む。されば清衡と家衛とは異父同母兄弟なりと云々。然らば眞衡家衛とは同父兄弟にて、二人ともに清衡とは異父兄弟たる歟。武衡が事かの記にみえず。思ふにこれも武則武貞が子弟たるべし。王代一覽に、武衡は家衛が兄のよし見ゆ。いかなる據にや覺束なし。彼記には、永保三年の事までを記して、中間七年の事脱して、寛治五年より事を記したり。すべてこの軍のことさだかならざる歟。大系圖、清衡が下に、後三年合戦の濫觴この仁なり。異父同母の弟清原家衛が爭論とはこの事なりと云々。さらば永保三年の後眞衡うせて、その跡を清衡家衛又相争ひ、家衛國宣に隨はざりしかば軍起りしにや。かくて寛治五年九月、義家數萬騎をひきゐて金澤の柵をせめ、十一月十四日の夜城陥りて、武衡家衛を生捕て頸をきり、國解を奉りて、「武衡、家衛が謀叛已に貞任、宗任に過ぎたり。私の力を以てたましく討ち平ぐる事を得たり。早く追討の官符を賜はりて、首を京へ獻ぜん」と申せども、私の敵たるよしきこゆ。官符を賜はらば勸賞行はるべし、仍て官符なるべからざるよし定り、首を道にすてよ空しく京に上る。按ずるに、永保二年より寛治五年に至る十年にちよぶ。時に義家五十三歳。



義光は三十  
三歳なり。

その後十六年にて源義親の事あり。義親は義家の嫡子。系圖に、康和二年、匡房卿が訴によりて流罪。按ずるに、匡房は堀河の承徳二年九月太宰の權の帥、康和四年六月、古事談に、前對馬守義親、康和五年十二月二十八日、依て宮崎宮訴配流隱岐國。然而不赴配所。經廻出雲國、殺害當國目代。卿任。依て此事被下追討之宣旨。嘉承二年即天仁元年正月六日、被誅。同二十九日、梟首右獄樹。按、堀河院は嘉承二年七月崩す。此年平の正盛を下され、鳥羽即位の明年天仁元年正月うたる。義親討たれし年の二月七日、義家の二男右兵衛權佐義忠其叔父義光のために殺さる。鹿島三郎といふものしてころせしなり。然るを義綱のわざなりと聞えて、義綱大に怒り、近江國甲賀山にこもる。義親の男爲義院宣を蒙り。爲義嫡孫にて義家につぐ。義綱は爲義が大叔父にてしかもしうとなり。追討す。時に十歳なり。保元、義綱降りしかば佐渡に流さる。一説に、見誅。このとし八月十八日、義家卒す。六十七歳。此の年義家その子二人、茲に會弟に一人を先きだつ。

難太平記に、義家の御置文に、我七代の孫に生れかはりて天下を取るべしとみえし由を載す。按ずるに、中世には將帥の命を承りてその功を奏しぬれば、その勤勞を報ゆるにかならず卿相の位を以てす。大野東人が藤廣嗣を討ち、大伴駿河麿、藤原小黒丸、坂上田村麿、文屋綿麿等が東夷を討ちし類これなり。天慶の夏に、參議右衛門

○武門起源  
論  
難太平記—  
今川了俊の  
著にして太  
平記の誤を  
正せる書

本秩—爵祿

督忠文が中路より還りしだに、なほ勸賞あるべしや否の朝議ありき。その時秀郷貞盛が功を賞せられし事、わづかに四位五位になされしと雖も、これらは將帥の命を承りて討せしにはあらず。況や又その本秩わづかに六位の輩なれば、かほどの賞も猶不次の賞といふべし。且は又共に鎮守將軍になされ、功田多く賜はり、兩國の守を兼せしめられき。經基將門純友が亂に東西の軍事に勞し、賴信の代に年を経て平がざりし忠恒を日あらずして攻め降し、賴義十二年がほど東事に從ひ、白頭にして遂にその功を奏し、義家又十年を経て武衡家衡を平ぐ。然るにこの人々その位四品に過ず。わづかに昇殿をゆるさるゝを以てその面目とせり。常に攝關の家に伺候してその家僕に肩を比ぶ。抑々經基は清和二世の王たり。その子孫王家を出で未だ遠からず。たとへ卿相の列に加はりぬとも、他家の比例にあらじ。ましてや義家武衡家衡を平けし時、官符を賜るべきよしを望みしに、私の敵たるよし聞ゆとてゆるされず。その事さらに心得ぬ事に非ずや。私の戰鬪に任國を凋弊せしむる事十年に及ばよ、などその罪刑を定められざる。すでに其罪にあらずんば、これ其功などなかるべき。是等の事につきて義家の冤を深く含まれし事、その故なしといふべから



す。たゞし天下を取るべしといひ置れしことに心得あるべし。朝家を傾けまるらせんとの謂にはあらず。須らくは當時の事勢によりて思ひはかるべし。當時天下の權久しく執柄の家しつぺいにあり。その權を奪ひて我が後に與ふべしとの義にてあるべき。果して三世ののち頼朝其權を分つことを得て、足利殿あしかがぎのふたよび天下の君と仰がれ、三たび今代世をしろしめさる。その遺言ゆるごん空しからずとやいふべき。又清和の皇統は陽成やうせいにて絶えたりしに、頼朝よりともより此かた武家世をしろしめされし人々、皆はその皇胤なり。天意のほど計りがたき事にや。

又按ずるに、正統記しやうとうきに鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事をとどむべしといふ制符せいふたびありき。源平久しく武を取りて仕へしかども、事ある時は宣旨を賜はりて諸國の兵を召具しけるに、近代きんだいとなりて頓て肩を入るやから多くなりしによりて、この制符は下されきと云々。抑々源氏武をとりし事經基つねもとに始りて、平氏武を取りしことは貞盛さだもりに始る。皆これ天慶の亂の時に始れり。そののち平氏に逆亂の臣さかぐらんあれば、源氏に仰せてこれを討たる。頼朝よりとも、忠常を討たれしごとき、源氏に違勅ちごうの者あれば、平氏に仰せてこれを討たる。義親の時に正盛が討ちし如きされば源平私の仇敵きうてきにあらずといへども、自

餘烈—遺勳

世讐せしゆの思をなせり。ましてや保元、平治のみだれを経て、平氏權勢を恣しにし、源氏その跡をことごとく削られしに於てをや。その中東國の輩皆源氏に心をよせし事は、初め頼朝よりとも、頼義父子、忠恒を討ちしより次來、頼義、義家の二代、奥前後の戦二十餘年を歴て、その手に屬せしかば、自らその從類の思をなせしものは多し。頼朝つひに天下の權を分たれしこと、皆是累代の餘烈によりてなり。その事のよしを考ふるに、ひとへに天慶の亂てんけいによれり。この亂のよりて來れる所は、執柄の人々、朝家の權を奪ひて、皇威日々に薄く、是に加ふるに武備も又弛みしが故なり。はじめ將門まさかど、純友すみともが相謀りしに、皇統なれば將門は帝位を知り、藤氏の裔いひなれば純友は執柄たるべしなど相約せしと聞えしも、その尤に倣ならひしものにあらずや、是一つ。外戚の權を專にせしより、執柄の職をもて我家の物となして、自是をその子弟に譲るに至れり。されば朝廷てうていにあらゆる卿相、皆々その門葉もんえふにあらずといふ事なし。悉く皆その譜第ふだいをもて其官其職をしりしかば、彼將帥の職も又その譜第をもて任せしほどに、遂にいはゆる世官世族せいぐんせいぞくとなる。されば又それに屬せし兵も、又譜第の屬兵となりしかば、鳥羽の比ひは源平に屬すべからずと、頻に制符を下されしなり。源平

門葉—一族



三月一日本  
「三年」

王綱解紐  
王政紊亂

兩氏の兵權を解んと思ひ給はば、これを解くべき道豈なからざらんや。後漢の光武の功を解かれし類のごときなり。そのよりて來る所を究めずして、たゞにこれを制せられしは、臣の兵權をとか兩氏 憤を脚の媒にあらずや、是二つ 併せてこれを論ずるに、天下終に武家の世となれる事は、そのよるところ藤氏外戚の權を專にせしによれりとぞ見えたる。その後三月過ぎて、白河の永久元年、比叡山と興福寺と爭論す。興福寺朝家を恨みて、春日の神木を振りて、數千人栗栖山に來り、都に入らんとす。勅使を遣されしかど不用、爲義を遣さる。の時 大衆敗られて歸る。その勸賞に左衛門尉になさる。

按ずるに、白河法皇、「朕が心になはぬは雙六の賽、山法師」と仰せられしといふなり。この比は山僧のみにもあらず、三井興福の僧徒等も、やもすれば兵革を動して朝威を蔑如せしと見えし。其事の始は、後朱雀の長曆三年の春、山徒等關白頼通を恨みて兵起せしに始れる歟。是又執柄權を恣にし、皇威既に衰へしによれるなり。古は僧徒兵器をかくす事は、もつとも國の重禁にてありしなり。しかるにかく濫がはしくなれること、いはゆる王綱解紐の一端なり。この後やもすれば僧徒兵を動して世を亂り、甚しくしては保元より後には、僧徒の兵を假りて征伐の事を行は

れんとす。保元の時上皇南都の衆徒を催したまひ、治承の時高倉の官三井寺の僧をたのみ、そののち應仁後白河山僧を頼みて義仲を討れんとし、後醍醐兩度まで山門を頼み給ひし事の如き。そののち應仁の亂後、山僧はいふに及ばず、法華一向の徒、高野根來の僧等やもすれば兵威をふるひ、又甚しくしては、一向の徒、加賀の富樫介を亡し、織田殿の兵威盛なる、遂にかれを摧く事かなひ給はず。されど此人の代に叡山の兵器を焼き、根來の寺をやきはろほされて、數百年の禍を除かれしは、尤その功大なりといふべし。たゞ一向の一宗今に其禍根絶えぬとも見えす。後世また國の憂をもなさんものは、この一つのみぞ残れる。

その後十五年にて、崇徳の大治四年三月、山陽、南海賊起る。備前守平忠盛に院宣を下され、これを討つ。忠盛は貞盛が孫、正盛が子。そののち二十六年にて、保元の亂出來たり。前に見えたればこその後二年をへだてて平治の亂あり。これそののち二十一年にて、高倉宮の御事ありて、天下亂る。それより六年を経て平家亡びたり。高倉の御事は高倉治承四年、平家亡びしは後鳥羽文治元年。

按ずるに、天慶二年、將門純友が亂起りしより、文治元年の春、平家亡びし迄、二



天の方云々  
詩の大雅  
に、天之方  
跪、無然泄  
々、とあり  
泄々、怠緩  
悦從の貌な  
り

庭本作レ場  
武上疑脱ニ  
使字

百四十五年の間、兵革動く事凡十二度なり。神武即位の年より朱雀の天慶元年迄、千五百六十四年の間には、兵革の事僅に十四度歟。天の方に跪く時に、しかく泄々する事なしといふ事誠なるかな。

○源頼朝父子三代の事 上

頼朝三十四歳にて、高倉治承四年八月起兵。戦不利奔房州。九月赴上總。入下總。十月、經武州。入鎌倉。率甘萬兵。越足柄山。與大庭景親戰。敗之。進到駿州賀島。聞平軍潰。而留。武田太郎信義守駿州。安田二郎義定守遠州。而還鎌倉。十一月、擊佐竹冠者秀義。斬之。十二月、遷鎌倉新第。出仕之侍三百一十一人。安徳養和元年閏二月、清盛薨。此月、重衡率千餘騎。東征。頼朝與叔父志田三郎戰。敗之。三月、行家等率尾參兵。與平氏戰。墨俣川。敗績。八月、伊勢守清綱、上總介忠清、館太郎貞保東征。屯兵於江州。九月、頼朝遣三浦、葛西討足利太郎俊綱。斬之。十月、維盛東征。十一月、頼朝遣足利義兼、九郎義經、土肥二郎實平、土屋三郎宗遠、和田小太郎義盛、禦平軍於遠州。佐々木秀義與維盛屯江州。出師無期。且行家在尾州。可以支平軍。故東軍不

狼藉—亂暴

盛衰記に  
(分註)此  
下脱文ある  
べし

平内府—宗  
盛

發。二年二月、頼朝殺上總介廣常。是年冬、遣範頼義經討義仲。後鳥羽元曆元年正月、義仲敗死。二月七日、一谷城陷。十八日命京都守護且命景時、實平遣使守播、美備前中後五州。三月一日、下文於鎮西九國住人。九日宣旨にはく、武士等征賊に事よせて狼藉あり。頼朝仔細を訪ひて言上すべしと。八日に板垣三郎兼信、土肥實平等西海に向ひて討平氏。四月殺義高。六月範頼三河守。頼朝不聽義經任官。六月、義經下向して謝讒。此と三月景時東歸讒せし。七月、頼朝奏上皇。以勅義經西征。八月義經左衛門少尉檢非違使、賞一谷之功。頼朝不悅。罷義經之西征。而遣範頼。範頼發鎌倉。九月義經從五位下。十月、院內昇殿。文治元年二月、義經西征。屋島陷。三月四日、頼朝使大膳大夫久經、近藤國平鎮在洛。武士狼藉。二十四日、平氏亡。四月十二日、頼朝命範頼在九州。沙汰。没官領。徵義經還。頼朝從二位。十五日、關東御家人不蒙内擧拜衛府所司。者二十三人、收本領。且可處斬罪之旨、注文を京師に遣す。二十九日、田代信綱に使用して、義經自立の儀を企て、侍等に私の恩を施す事不當也。向後頼朝に忠ある者不可隨。義經と相觸るべしと云々。五月七日、使龜井六郎獻誓文。十五日、義經以平内府到酒勾驛。北條して迎之。義經をば鎌倉へ入れず。六月九日、附義經還



内府、誅之江州篠原。八月、久經、國平帶、院廳下文赴鎮西。十六日、義經任伊豫守兼院厩別當、特勅衛京師。九月、梶原景季を遣し、備前前司行家を誅すべしと義經に命す。十月、使土佐房襲義經。二十五日、使小山朝政、結城朝光五十餘人赴京。二十九日、頼朝西征。十一月三日、義經行家出京。五日、東兵入京。八日、頼朝還師。二十五日、時政入洛。二十八日、時政請諸國守護、地頭不論權門勢家莊公、可充兵糧米。二十九日勅許。此日頼朝定驛。十二月六日、兼實へ獻狀請地頭職。二十一日勅許。是年、西海二十六州に勇士を撰み遣して分監たらしむ。二年三月一日、使頼朝爲總追捕使、地頭、此時知行の國々相撰、武藏、伊豆、駿河、上總、信濃、越後、豐後等九州。

鵜蚌の弊  
兩者の争ひ  
て共に疲れ  
たること

按ずるに、頼朝の初志は、平氏義仲行家等と戦ふの間、東國を討ちしたがへ、そののち鵜蚌の弊に乗じて世の亂逆を治め、さて始より討ちしたがへし國々を勸賞に申し請うて、奥の秀衡が奥羽を押領せしやうにてあらんと思ひしにや。然るに義經行家の事起りしによりて、廣元が策を用ひて守護地頭職を望みて、天下を併せて握中にせしなるべし、又頼朝政のはじめに江廣元、善康信、康俊等の儒士をもて政所の沙汰人とせられし事、尤も心得ありぬべし。

厮養—薪を  
採り飯をた  
く賤人

正統記に、人を選び用ひられし日は、まづ德行を盡す。德行同じければ勞効あるを採る。又格條には、朝に厮養たれども夕に公卿に至るといふことの侍るも、德行才用によせて不次に用ひらるべき心なり。寛弘よりあなたには、一條のまことに才賢なれば、種姓に拘らず將相に至る人もあり。寛弘以來は譜第を先として、その中に才もありて職にかなひぬべき人を選ばれける。世の末にみだりがはしかるべき事を戒めらるゝにやありけん。七個國の受領を経て合格して、公文といふこと勘へぬれば、參議に任ずと申しならはしたり。是攝家自家をいとむ謀なり。よきにはあらず。あまり譜第をのみ採られても、賢才の出でこぬ端なれば、上古に及びがたき事を恨むる族もあれど、昔のまよにてはいよくみだれぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり。此論い。但し才も賢く徳顯はにして登用せられんに、人の譏あるまじき程の器ならば、今とても必ず譜第によるまじき事とぞ覺え侍る。次に功田といふは、昔は功の品に隨ひて、大、上、中、下の四つの功を立て、田を分ち給ひき。其數皆定れり。大功は世々に絶えず、その下つ方は或は三世に傳へ、孫子につたへ、身に止まるもあり。天下を治るといふ事は、國郡を專にせずして、その事となく不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ。國に守あり郡に領あり、一國の内皆國命の下にて治めし故に、

不輸の地—  
租税を納め  
ざる地



ものは一  
本「ものぞ」

法に背く民なくして、國司の行跡を考へて賞罰ありしかば、天下の事掌をさして行ひやすかりき。その中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣又かくのごとし。その外官田職田とてあるも、皆官爵を賜はりて、その所の正税を受くるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但大功のものは、今の莊などとして傳ふる如く、國司にいろはれずして傳へける。中古となりて莊園多く立てられ、不輸の所出來しより亂國とはなれり。後三條院の御世にこの弊を聞せ給ひて、記録所を置いて、國々の莊公の文書をめして多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より新立の地彌々多くなりて、國々の知る所百が一になりぬ。後様には國司に赴く事さへなくて、その人にもあらぬ目代を差して國を治めしかば、争でか亂國とならざらん。況や文治の始、國に守護職を補し、莊園郷保に地頭を置かれしより此かたは、更に古の姿といふこともなし。政道を行はるゝ道悉く絶え果てにき。又いはく、平氏滅亡せしかば、天下本の如く君の御まよなるべきかと覺えしに、頼朝勳功まことにためしなかりければ、自らも權を恣にす。君も又打任せられにければ、王家の權はいよく衰へにき。諸國に守護を置いて國司の威を抑へしかば、吏務といふ事名ばかりになりぬ。あらゆる莊園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき。東

貞永式目一  
貞永元年に  
清原教隆等  
が治承より  
元弘に至る  
間の式目五  
十一條を輯  
めたるもの

鑑文治元年十二月二十一日、諸國莊園下地、關東一向可令領掌給云々。前稱地頭者、多分平家人也。是非朝恩或平家領内其號補置之或國司領家爲私芳志定補其莊園又今違背本主命之時者改替之而平家零落之刻、依爲彼家人知行之跡被入没官畢、仍施芳恩本領主空手後悔之處、今度諸國平均之間、還斷其思云々。貞永式目第三條云、第一は佛事、右大將家御時所被定置者、大番催促謀反、殺害人等事也。而至近年分補代官於郡郷、充課公事於莊保、非國司而妨國務、非地頭而貪地利、所行之企甚以無道也。兼又所々下司莊官以下、假其名於御家人、對捍國司領家下知云々。如此之輩、可勤守護所役之由、縱雖望申、一切不可加催。早任大將家御時例、大番役並謀叛、殺害之外、可令停止守護之沙汰。若背此式目、相交自餘事者、被改所帶職、可補穩便之輩也。此下三條、皆守護人。文治五年閏四月晦日、義經自殺。九月三日、泰衡走死。建久元年十一月、上洛。四年八月殺範賴。六年二月、上洛。九年十二月、落馬。土御門院正治元年正月十三日卒。五十三歲。治承四年より二十年、正統記にいはいはく、白河鳥羽の御代の頃より、政道の古きすがた漸々衰へ、後白河の御時兵革起りて姦臣世を亂る。天下の民殆ど塗炭におちにき。頼朝一臂を揮つて其亂を平けたり。王室はふるき



に歸るまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩も休りぬ。上下堵を安くし、東より西より其德に服せり。又云く、凡そ保元平治より此かたの世の塵がはしきに、頼朝といふ人なく、泰時といふ者なからましかば、日本國の人民いかどなりなまし。

○頼朝論 (二)

貫盈—充滿

按ずるに、正統記のいへる所は、孔子管仲が仁をゆるし給ひし義なるべし。頼朝のはじめ軍起せし事、王を勤め民を救はんとの心にはあらず。平氏の罪惡貫盈、天下の豪傑あらそひ起りしにあたりて、高材逸足終に其鹿を得たりし也。初兵を起せしより義仲を撃しに及で數年が間、未だ一騎を發して西に向ひ、罪を問ひし事ありしとも見えず。且は普天の下率土の濱、誰人か王臣にあらず、いづちか王土にあらず。頼朝のうち滅せし所、おしとりて領せし所、抑々これ誰が臣にして誰が土なりぞや。義仲を討ちしことたましくその暴亂の日にあひ、平氏を亡せし事たましくその兵威摧けし時にあひ、その師名あるに似て、その功を成す事も速なるに似たるなり。平氏都を落ちし時、もしその謀の如く、一院をも同じく御幸なし參らせ、義仲が頼朝と軍起りし日に、またその謀の如く、一院をとり參らせ西海に赴きなば、頼朝の起せる軍、いかなる名を以て義仲をも討ち、如何なる辭を以て平氏を討つべ

よわみ—  
本よわめし

き。一院稀有にして都に残り留らせたまひ、平氏四宮を都にのこし置きまらせしは、御裳濯川の流もとより絶えさせたまふまじき御事なれば、然るべき天の御はからひなるべし。しかるに頼朝常に自その勳勞に募りて、朝家を脅し制しまらせ、誠に天の功を攘めりとやいふべき。但し世の頼朝を議する人、その六十餘州總追捕使を給はり、守護地頭職を補せられし事を申する。その時にあたりて天下の亂始めて平ぎ、先亡の餘類猶國々に充ちて、これに加ふるに又義經行家の事あり。其代に守護地頭など置く事のなからましかば、天下の亂止の時あるべからず。頼朝初に此の事を奏し請はれし、あへて王家の威をよわみ、自らの權を專にせんとにはあらず。されば貞永の式目を見るに、その初に當時の守護地頭を戒むるに、敢て國司領家の煩をなすべからずといふこと數條を載す。この事によりて朝廷の威日々に衰へ、武家の權ますます熾になりし、皆はその法の後の弊へしなり。頼朝の初意にはあらず。初頼朝既に敗れし士卒を聚め、東國士民の心を得て、兵威日々に熾りに、天下遂にその武功に服せし事、その祖先の餘烈のみにあらず、自ら英雄の資ありて、その人を得てその事をたすけしむ。その濟時の策に於ては、廣元、善信等が功最も



多かり。世の人たゞにその武功をのみ知りて、その功の成れる所以を知らず。されどまたその人極めて残忍の性ありて猜疑の心深く、その子孫を保せんことを謀るがために、親しき兄弟一族を多く殺し、わが妻黨に倚りてその孤を託し、遂にそれが爲にその後を滅されき。天の報應あやまらずといへども、抑又みづから作れるの孽なり。按ずるに、範頼義経は弟なり。義廣行家は叔父なり。義仲及び行家の子の光家は從兄弟なり。義經の子は姪なり。義仲の子義高は從子にして又むこなり。もよそ八人歟。

讀史餘論 卷六

源頼朝父子三代の事下

頼朝十八歳にて家を繼ぐ。時に正五位下左近衛少將兼讚岐權介たり。家つぎし時轉任左近衛中將。同二年正月、從四位上。十月、從三位左衛門督。建仁二年八月、從二位に叙し、征夷大將軍に任ず。時に廿一歳なり。家つぎし四年月なり。同三年職をゆづりて落飾。その明年元久元年七月卒す、三治世僅に五年。  
 初頼朝の代、北條時政、義時并に廣元、善信、親能、京三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、藤九郎入道蓮西、足立左衛門尉遠元、梶原景時、民部大夫行政等談合して成敗をはからふ。東鑑に、頼朝うせられし年の四月、頼朝正月に卒す。梶原景時、右京進仲業等が奉行にて政所に書せしは、小笠原彌太郎、比企三郎、同彌四郎、中野五郎等從類者、於鎌倉中縦雖被狼藉、甲乙人敢不可令敵對。若於有違犯聞之輩者、爲罪科。慥可尋注進交名之旨、可觸廻村里之由、且彼五人之外、非別仰者、諸人輒不可有參昇御前。

五當作レ四



面本作レ  
今改レ之  
向

之由。鑑東七月十日、三河國より飛脚來りて、室平四郎重廣といふもの強竊の盜人を牽て路次往來の人を煩わづらはすときこえて、十六日に、安達彌九郎景盛してこれを追討せしむ。景盛日比使節の事をかたく辭す。これは去春の頃、京より美女を招じけるが、片時の別をも愁うれふる故なるべし。されど彼國は父の奉行の國なれば、遁のがれがたくてうち立つ。二十日の夜更け月出でし頃、中野五郎能盛をして景盛が妾女を取りて、小笠原彌太郎が家に据置かれ、二十六日の夜、北面の御所に召して、今より爰こゝにさぶらふべしとなり。八月十八日、景盛歸る。重廣等逃けうせて行方を知らざる由を申す。景盛彼女の事によりて恨み申す由を讒ざんする者ありしかば、小笠原彌太郎、和田三郎、比企三郎、中野五郎、細野四郎等に仰せて、景盛を誅せらるべしとて、晩に及で小笠原旗を上げて藤九郎入道蓮西が甘繩あまなばの家に向ふ。鎌倉中の士先をあらそふ。二位尼盛長が宅に行きて、工藤小次郎を使として、「大將失せ給ひ、程なく姫君又早世し、悲歎一人にあらざるに、戦を好み給ふ事、亂世の源なり。就中景盛は頼朝殊に憐み給ひしものなれば、罪科あらんには我早く尋ね成敗すべし。その故を尋ね問はずして討ち給はど、定て後悔あるべきか。もし猶かれを討たるべくんば、我先その箭やに當るべし」とありしかば、しぶく兵をとどめらる。鎌

起請文一誓書

倉中の騷動、人是を恐怖せずといふ者なし。廣元いはく、「かよる事先規なきにもあらず。鳥羽院の御寵おんちようの祇園女御は、源仲宗が妻なるを召されて、後に仲宗を隱岐國には流されし」と云々。二十日も二位殿盛長が宅に逗留ありて、「野心あらざるよしの起請文を景盛に參らせよ」とて歸り給ひ、その狀を頼家に參らせられしついでに、海内の守を忘れ政道に倦みて民の愁うれを知り給はず、聲色を好みて人の謗そりを顧み給はず、召仕はる者賢才さいにあらずして多く邪佞じやねいの輩なり。いかに況や源氏の人々は故殿の御一族、北條は我親戚なり。されば頼朝頼に芳情ほうじやうを施し、座右に招き給ひき。然るに彼の人々に優賞なく、剩へ皆實名を呼び給へば、各々恨み參らする由、その聞えあり。詮せんする所よく、用意せしめ給ふべきよし、佐々木三郎兵衛入道御使たり。十月二十五日、結城七郎朝光御前の侍にて、夢想の告ありとて、頼朝のために人別一萬反の念佛を進め、「忠臣二君に事へずといふ。我は故殿の厚恩を蒙る身なり。うせ給ひし時御遺言の事ありしかば出家せず。後悔一つにあらず。且は今世上を見るに薄氷を履む如し」といひき。この人頼朝の近侍無雙なりしかば、その懷舊くわいきやうを感じて、聞く人涙を流しけり。景時かの朝光が申せし所を以て讒ざんしける由、阿波局といふ女房二十七日に知らせしかば、朝光、義村が許に行きてかくと



加判一連判

いふ。義村、義盛、蓮西等を招きて相謀り、二十八日に大名六十六人鶴岡の廻廊に集り、景時が年比の積悪を訴ふる状書かせ、一味の事改變あらじと誓ふ。朝光が兄小山五郎宗政は、姓名をば載せけれど加判に及ばず。廣元に就きて奉らんとて、義盛、義村持ちむかふ。十一月十日、義盛、廣元が未だ披露せざりしを怒りしかば、十二日廣元これを參す。やがて景時に下されて、是非を陳すべしとありしに、十三日、子息親類等を具して相州一宮に下向す。三郎兵衛景茂ばかりとどまる。十二月九日に景時鎌倉に歸る。十八日、景時鎌倉を追ひ出され、その家を破却せらる。明れば正治二年正月二十八日の夜、景時潜に一宮を出づ。此間城郭を構ひ、明れば二十日亥の時ばかり、駿阿國清見關にいたる。ほとりの射て歸らんとせしに行き會ひ、怪しと見しかば箭射かけて、蘆原小次郎、工藤八郎、三澤小二郎、飯田五郎等追ひかく。景時孤騎にて返し合せて戦ふ。飯田等二人討たる。吉香小二郎、澁河次郎、船越三郎、矢部小二郎馳せ加はりて、梶原三郎兵衛景茂、四十と戦ひて互に討たる。六郎景國、七郎景宗、八郎景則、九郎景連等散々に戦ふ。當國の御家人馳せ集り、彼の兄弟四人討たれぬ。景時并に景季、九、平次左衛門尉景高、六、うしろの山に引きて戦ひしが、討たれし後死骸はありて首を得ず。二十一日に山中よりその首をさ

孤騎一本  
「孤崎」

治字可レ疑

がし得て、三十三人が首を路頭にかく。初景時落つと聞えて、時政廣元相議して討手の軍兵を差されしかど、既に討たれしかば、發向に及ばず。景時兼て、「駿河國の内吉香小次郎は第一の勇士なり、もし上洛の日、彼男が家の前を過ざらんには怖畏あるべからず」といひしが、果して吉香がために討たれぬ。その後小山左衛門尉、和田、畠山以下群集して雑談のをりふし、澁谷次郎、「景時近邊の橋を引きて支ふべかりしに、左右なく逐電し、途中にて討たれし事、かねての自稱に違へり」といふ。重忠、「こと楚忽に起り、樋を掘り橋を引くのはかりごと難治歟」といひしに、安藤右馬大夫祐宗、文覺を薦、「畠山殿は唯大名のはからひなり。橋を引き城を構ふる事は知り給はざるにや。近邊の小屋を橋の上に毀ちかけて火をかけんに仔細あらじ」といふ。又「小山左衛門尉の弟五郎宗政は、年來當家の武勇宗政にありと自讃せしに、今度景時が威におそれて、訴狀に判形を加へられず、その名を落さるゝ事、これを恥づべし。向後發言なかるべし」といひき。

按ずるに、景時が讒詔、その罪死にあたり。之に加ふるに反謀を以てするをや。大名等がこれを訴へし事、君側の悪を掃はんとするの謂なきにあらず。義村が、その積悪定めて羽林に歸し奉るべし、世のため君のため討せずんばあるべからず、然れ

○殺景時論

「義村」一本  
「義時」  
羽林一官兵



ども弓箭の勝負を決せば、また郡國の亂を招くに似たりといひし事、深謀遠慮ありといふべし。廣元十日を過るまでその事を披露せざりしは、思慮なきにあらじ。その心、もし今彼等が申狀によりて、景時を罪せられれば、これらの訴やむ事あるべからず、さらんに於ては國家黨人の禍に堪へざるべし。彼等が怒のおこたらんを待ちて、景時して謝せしめんと思ひしなるべし。されど事既にかくの如く、衆怒當るべからず。時政執柄の上首として敢てこれを決せず。景時西奔の日に至りて忽に討手をさし向く、その姦計おそるべし。その心に思ふ所、大名が申狀によりて是を誅せば、刑殺の權これ下より出るなり。必ず一罪を得てこれを誅すべしといふにあるか。されば彼が去るに任せてこれを問はず。來るによりて是を追ひ、その進退をきはめて叛かしむ。ひとり刑殺その下より出るを思ふのみにもあらじ。必ず彼を死地に置かん事を思ひしなり。もし然らざらんには、彼はじめ鎌倉を去りしに及びて、速にその罪狀を按じ、その舊功を議し、その死を宥め、父子悉く流刑に處せらるべき事にあらずや。もし命を受けざらんには、その時には是を誅せられん事はいふに及ばず。

正治三年即建仁元年 九月十八日、犬の獵飼日を定めて、毎日結番せしめらる。一番小笠原細

ほどほどに本「ほどを」

野兵衛の 二番中野五郎 三番比企彌四郎 其の月二十二日、御鞠の會ありて、人々多く見證に候せり。この時頼家深く蹴鞠を好む。 その中に江馬太郎泰時、竊に中野五郎能成に語りて、「蹴鞠は幽玄の藝なり、御賞翫の條庶幾する所なり。さりながら去八月の大風に、鶴岡の宮門顛倒、國土饑饉を憂ひしをりふし、都より放遊の輩を召下さる。紀の内所行景を上皇より下されしなり。」去る二十日の變異よのつねの事ならず。廿日深更に月星の如き者天より降る。 尤も驚き思召さるべき事なり。司天等に尋ねられ、變異ならずんば、かゝる御遊にも及ばん歎。貴客は昵近の人なり。事の次をもつて諫め申さるべき事ならずや」といひしに、甘心の氣色ありしかど、言には發せず。十月二日の夜、觀清法眼竊に泰時が許に來り、近習能成に仰せられし事つぶさに御聽に達せしに、父祖をさし置き諷諫申さるよの條、御氣色に違ふの由、慥に御形勢にあらはれき。此上は御所勞と稱して、暫く御在國あらん歎。さきく他人の上を見るに、御氣色あながち旬月を経ず。たゞ一旦の御事なり」といふ。泰時、「全く諷諫を申すにはあらず。意の及ぶ所いさよか近習の人に相談りしばかりなり。罪科に處せられんには在國によるべからず。但し急事ありてこの曉は北條に下向すべし。構へて今の告に就きて出るにはあらず。御推察のほどは恥しく存す」とて、旅具襪笠をめし出して見せられき。これ領せし地、風に損せしなどを賑さんためなり。



潦水一には  
たづみ、雨

時連は義時  
の弟時房也  
大佛の祖、  
頼家の外舅  
たり、修理  
大夫相摸守  
芳躅一めで  
たき先例

建仁二年六月二十五日、二位尼御所に入り給ふ。御鞠の會日比の事なりしかど、行景等上足の藝を見給はざりしが故とぞ聞えし。その夕雨そよぎて上下遺恨の事に思ひしに、やがて晴れてけり。潦水猶煩をなしけるに、壹岐判官知康かねてより直垂帷等を解きてその水を取る。人々興を催せり。申時に御鞠始り、員三百六十にて、晩つ方にこと訖んぬ。東北の兵の御所にして勸杯あり。舞女微妙召されて舞曲あり。知康鼓の役に候す。酒半過ぎて知康銚子を取りて、酒を北條五郎時連に勸む。知康酒狂の餘、「北條五郎は容儀といひ進退といひ抜群といひつべし。然るに實名ははなはだ下劣なり。時連の連の字は錢を貫くの義歟。貫之は歌仙たれば、その芳躅を問ひ給ふ歟。かたぐ然るべからず」といひしかば、頼家「早く名改めよ」と仰せければ、「承りぬ」とぞ申しける。二十六日、二位尼御所に歸り給ひしが、昨日の儀、興あるに似たれども、知康が振舞甚だ以て奇怪なり。伊豫守義仲法住寺殿を攻められて、卿相雲容恥辱に及ばれし事、その源は知康が凶害に起り、又義經朝臣に同意して關東を謀れり、先人殊に憤り給ひて、解官追放せらるべき由を奏し給ひき、然るに彼先非を忘れて昵近を許さるゝ事、亡君の御本意に背けりて心よからず。三年正月二日、若君一幡殿鶴ヶ岡に奉幣ありて神馬二匹を引かれ、御神

樂行はれしに、神巫女にかより給ひて、「今年の中關東に事あるべし。若君家督を繼ぐべからず。岸上の樹その根すでに枯る。人々これを知らずしてしかも梢を恃みよる」とのたまふ。この年六月、伊豆の奥狩に、和田平太胤長を伊東が崎の洞に入れ、それより富士の狩くらして、仁田四郎忠常を人穴に入れらる。同き二十三日、八田知家に仰せて河野法橋全成を下野國に討つ。頼家の叔父、時政の嫡也。東鑑に出づ。ことし五月謀反の聞えありし故に、生捕て常陸の國に流されしが殺されしなり。系圖に、建保中北條義時命金窪右衛門等誅すと見ゆ。七月二十日、俄に病惱の事ありて、既に危く見えし程に、八月二十日、關西三十八ヶ國の地頭職を舍弟千幡に、十關東二十八ヶ國の地頭並に總守護職を長子一幡六に譲らるべしとありき。九月二日、能員その娘頼家の妾、一幡の母。もと若狭局といふ。を以て、「家督の外地頭職を分たるよ」と、威權二つに分れて争ひ出來ん事疑ふべからず。子のため弟のため靜謐の御計ひに似たれど、亂を招く基なり。時政が一族世にあらんには、家督の世を奪はれんこと、又以て異議あらじ」といひしかば、頼家驚き能員を枕元にめして、時政を討たるべきよしを仰す。二位尼障子を隔てこのよしを聞きて、女房して時政を尋ねられしに、「佛事を修する事ありて名越に歸れり」と聞えしかば、このよしを書きて女して送られしに、道にておひつきて參らす。時政しばし思案して、廣元がもとに行きてその由をかたりて、「この上



廣元其議に與らざるは時政が詐謀を知る故なり、承久の時廣元謀主たり、兵を知らざる人にあらず

うたるに一本「うたれんに」宿願一久しき前よりの願

は能員を討たるべきもの歟」といひしに、廣元、「某故將軍の御時より御政道をたすくるの號あれども、兵法に於ては是非を辨へず。誅戮の事においては御心にあるべし」とぞ答ける。時政座を立ちて歸るに、天野民部入道蓮景、仁田四郎忠常供にあり。荏柄の社前にて馬を扣へて彼等に向ひ、「能員謀叛せり。今日これを誅しなん。人々討手たるべし」といふ。蓮景、「兵を起し給ふに及ばず。御前に召して討たるに、彼老翁何事かあらん」といふ。家に歸りて又廣元を招く。廣元思慮の氣色ありしかどゆき向ふ。家人等多く供せんとせしを、思ふ所ありとて皆とどめ置きて、飯富源太宗長ばかりを俱す。路次にて竊に宗長にいひしは、「世のありさまもつとも怖畏すべし。重事は今朝既に議せられき。然るに又某を招かるゝ事心得ず。もし不慮の事あらんには、汝まづ我を害すべし」とて名越に至る。時政對面や久し。この間宗長廣元が後に候して座を去らず。午時ばかりに廣元退出す。時政藥師の像を供養すべしとて、桑上律師を導師とす。尼御臺も結縁のため入り給ふべしと聞ゆ。時政工藤五郎して能員が許に、「宿願によりて佛像供養の儀あり。來りしかば工藤は歸る。能員が子息親族諫めて、「左右なく行き向ふべからず」といふもあり、

「家子郎等等に物具させて俱せらるべし」といふもあり。能員、其事ゆめく然るべからずとて行く。時政甲冑し、中野四郎、市河別當五郎に弓箭を帶せしめて、兩方の小門に置く。かれら善射たるがゆゑ。蓮景忠常は腹巻著て西南の脇戸の内にあり。能員平禮に白の水干の葛袴著て黒き馬に乗り、郎從二人、雑色五人俱して門に入る。廓の沓脱に上り妻戸を通り北面に參らんとせしを、蓮景、忠常、造合の邊に立向ひ能員が左右の手を取り、山の本に引き据ゑて首を斬る。下人等歸りてかくと云しかば、一族郎從一幡殿の御館、小御所に引き籠りたり。未時ばかりに二位尼の仰せを受けて、彼等を追討あるべしとて兵をさし向く。能員が子比企三郎、同四郎、同五郎を始として、一族郎等命を捨てて戦ひしかば、寄手の兵多く疵を蒙りて引き退く。畠山二郎重忠入りかはりて攻め戦ひしに破られて、御館に火をかけ、皆々若君の前にて自害しければ、一幡殿もうせ給ふ。能員が嫡子餘一兵衛尉は女の姿を假りて落ち行くを、加藤次景廉討ち取りぬ。夜に入りて澁川刑部丞を誅す。能員が舅たればなり。明れば三日、其餘黨をさがし求めて、或は流し、或は誅し、その妻妾竝に二歳の男子をば、ゆかりに就きて義盛に預けられて、安房國へ流さる。四日に小笠原彌太郎、中野五郎、細野兵衛尉等を禁獄す。これ能員が外孫たり。この時島津左衛門



收公せらる  
免職せらる

○時政論竝  
に能員討れ  
し論

尉忠久も大隅薩摩日向等の守護職を收公せらる。同五日、頼家の病少しく心地よくて若君能員等が事を聞きて、その憤に堪ず、時政を誅すべき由、和田義盛、仁田忠常に仰す。堀藤次親家御使たり。義盛深く思慮して、彼の御書を時政に見せしかば、時政やがて御使をとらへ、工藤小次郎行光して斬らせければ、頼家いよくやすからぬ事に思ひ給へり。六日の晩つ方、時政仁田を名越の館に召して、能員追討の賞を行はれんとす。忠常が参りし後、日暮れしかども罷り出でず。舍人の男怪みて馬引て歸れり。舍弟五郎、六郎等、忠常が時政追討の仰を承りし事あらはれて、既に討たれにけりと思ひて、義時が許におしよす。義時は二位殿に参りて家に在らず。家人等防ぎ戦ひしほどに、五郎は討たれぬ。六郎臺所に亂入りて火を放ちしかば、これを見て御家人等馳せあつまる。忠常は名越を出て家に歸るに、このよしを途中にて聞きしかば、今は命をすつべしとて、御所に参れる所に、景廉が爲に討たれぬ。七日に頼家出家す。二位尼の計ひと聞えし。二十一日、時政、廣元相議して、二十九日、頼家を伊豆國修禪寺に下向せしむ。

按ずるに、比企判官が討たれし事、悉く皆時政が詐謀に出でたり。頼家の長子亂兵衛の中に殺され、頼家又これによりて弑せられ、頼家の第二子その仇を報いん爲に實

朝を殺して、頼朝の子孫つひに絶えたり。されば其禍根皆こよに萌せり。よくよく其罪を論すべき事にや。時政が姦智、天下をわかち譲るが亂本たる事を知らざらんや。頼家が病にくるしみて人事を省せざる隙に乘じ、二位尼を欺誑して、頼家が命を矯めてかくははかれり。されば頼家病の間にかくと聞きて、其怒に堪ず、例のかるがろしく躁しき本性なれば、「我病癒んを待ちてこの事沙汰すべし」などいひしを、二位尼心うき事に思ひて、時政に告げしなるべし。時政やがて廣元と議せしかど、かれもその詐謀を知りしかば、その事にあづからず。然るを又時政己が家に呼びて、時移るまで相對してかへせり。この人故將軍の代より東方の倚頼なりしかば、かれも又謀を同くせし由を、二位尼にも思はせ、世の人にも信ぜしめんが爲なり。されば對面やと久しとばかり見えて、事を議せしとも聞えず、況や宗長その座に在しをや。又能員、頼家の後、分ち譲らんと二位殿時政等申し定めしを、憤れるは一定なるべし。時政を討たんとはいふべからず、名越に行きしありさま、更に異謀あるものにあらず。また頼家の忠常に仰せて時政を討たれんとせしも心得ず。まさしく時政がために判官討らしものに、かゝる大事を命ぜらるべしや。たとへざる事ありと



志のもの一  
頼家に黨す  
る者

も、當時その使承りし親家、いかでその由を申さで有るべき。時政頼家の怒にあひて其罪を忠常に嫁して討ちしなり。かくて頼家をば欺きしかど、世の人を欺く可らざれば、かく披露せしを、そのまよに記して、北條が地をなせし文辭なり。されば頼家の愠猶甚しかりしかば、世におはさんには、御志のものも出来ぬべしと思ひしかば、二位尼勧めて入道させ、また廣元と相議りしに、「鎌倉中におはさんこと然るべからず」と申すよしなどいひて、伊豆國に遷し、遂にこれをころし、世には病にて失られしと披露せしかど、おのづからその死せしさま知る人ありしかば、彼子息等恨をふくみしも理なり。時政まこと頼朝の託せし所に背かざらんには、頼家の非器なるを知らば、それを廢して實朝して家つがせたらんは、古の社稷貴戚の臣などいふものにはづる所あらじ。まして頼家の病の危に臨みしをや。本朝にその例も多かる事なれば、實朝してその跡を知らせて、一幡をもて實朝のよつぎと定めたらましかば、その禍かほどまでにはあらじ。時政がこののち又、實朝をも失なはんと謀りしなど引き合せて、その詐謀のほどはかり知られぬ。すべてかよる禍の貽れることも、頼朝親しき一族を猜み疑ひて、ひたすらにその妻の黨を頼とせられし

によれる也。かくいふ事は、古聖人の禮には、子を立てずして孫を立つと見えたり。さらばたとへ頼家父に先だちて失せ、頼朝後にうせらるよとも、一幡を立てよ世嗣とすべき事にや。まして頼家正嫡にて世を治むる事五年、其子その跡を繼ぐべき事、禮において正しとぞいふべき。されどこの時時政外祖の權勢ある事年久くして、能員かれに比量すべからず。もし一幡して家つがせたらんには、中々世の人の猜疑起りて家安からじ。もし頼朝の親戚の時政と共に、その後事を託せられしありて、世の倚頼たらん人ありなんには、古の禮の如きも行はれぬべし。又國を分ちしだにかよるみだれあり。ましてや實朝にのみ譲りあたへなば、能員いかでその憤に堪ふべきともいふ事ありぬべけれど、しかはあらず。たとへこの時のみだれなくとも、この定の如くならんには、必ず世はみだるべし。時政もその事を思ひしにや、東國の地頭職を一幡にはゆづらせし。その故は、東國は皆時政が年比したしき輩多し。能員はかる事ありとも、いかで舊好を忘るべきと思ひしが故なり。されどすでにその御家人と定れる上は、その中に志あるものなどなかるべき。さらば其禍殊に深かりぬべし。實朝既にその君と定りなんには、能員が微力いかで一臂を振ひて世を



みだる事のかなふべき。能員がうたれし日、その黨類のすくなきを見て、かれが微勢なるを知り、その微勢なるをもて能員が蓄へし謀あるべからざる事をますく知りぬ。

又按ずるに、この度の亂によりて、頼朝の失せられし様、玉海に見えし所など疑はし。朝政を糺さずして身まかる事をうらめしと思ひ給はる程ならば、いかでわが家の事沙汰しおかれざらん。たとへ頼家事故なくて世を保つ事年久しくあらんには、實朝いかにはからふべき事にや。此等の事は尤遺誠有るべきことなり。廣元善信等が如きも承り置くべき事ならずや。かよる沙汰の聞えざる事は、そのうせられしやう、世にいひ傳ふる事の如く明ならぬにもありしにや。但し遺誠のありしかども是を用ふる人なかりしにや。頼朝うせられし時、實朝既に七歳なりき。○又按ずるに、頼朝、高山の重忠に後を託せられしは、東鑑重忠戦死の下に見ゆ。

實朝は頼朝第二子、建仁三年九月、爲關東長者叙、從五位下、征夷大將軍、歳十月、右兵衛佐、元久元年正月、從五位上。三月、右近衛少將。同二年正月、叙正五位下兼加賀介、任右近衛權中將。建永元年二月、從四位下。承元元年正月、從四位上。同二年十二月、正四位下。三年四月、從三位。建曆元年正月、正三位兼美作權守。二年十二月、從

二位。建保元年二月、正二位。四年六月、權中納言。七月、左近衛中將。六年正月、權大納言。三月、左近衛大將。十月、内大臣。十二月、右大臣。承久元年正月二十七日、被弑。八歳。

勘發—謹責

章或作業

頼家伊豆國に至り、二位尼實朝に文して、幽棲徒然に堪へず。日比近習せしものよ参る事を許さるべし、又安達右衛門尉景盛を申し請けて勘發を加ふべしと申さる。所望の條條然るべからず。其上この後書を通ぜらるべからずと云々。使は三浦義村たり。義村歸り参りて、彼閑居の體をつぶさに申せしかば、二位殿歎き給ひぬ。實朝世のはじめ十一月十九日に、關東分國竝に相撲、伊豆等百姓の當年の貢を減ず。是御代始たれば、民戸を休められん爲なりとぞ。元久元年正月十二日、御讀書始。經相摸權守仲章爲侍讀。是より恒例となりし也。六月十八日、頼家卒。三十三歳、時に實朝僅に十二也。十月、坊門前大納言信清の女を御臺所にむかへんとて、御迎の武士等上洛。按ずるに、時政能員に懲り、外戚の勢權なからず。近國の輩群參して、兵具をとよの武藏前司朝雅が家にて酒宴ありしに、亭主と畠山六郎重保と爭論の事ありしを、會合の輩これを和せしむ。二年四月十一日、鎌倉中靜ならず。近國の輩群參して、兵具をとよのふる由聞ゆ。又稻毛三郎重成入道日比蟄居して武藏にあり。近ごろ時政是を呼びしかば、



遠州一時政

從類を率て参れり。彼といひ此といひ、人これを恠しむ。五月三日、仰によりて群參の輩大半歸國す。六月二十日、畠山六郎重保武藏より参る。これ稻毛がはからひとぞ。二十一日、牧御方おのが娘の夫朝雅が重保がために、悪口せられしを憤りて、重忠父子を討たるべきよしを望む。時政此由義時、時房二人にいひしかば、彼等聞きて、「重忠治承より以來忠直を專にせしかば、頼朝其志を鑿み給ひ、後胤を護りまらすべきよし御遺言ありしなり。すぎし頃頼家の御方にありながら、能員が兵をやぶらる。これ父子の禮を重んずるが故なり。重忠は時政が稱。然るに今何事かありて叛謀あるべき。度々の勳功を棄てて楚忽に誅戮あらんには、定めて後悔あるべき歟。事の實否を糺明ありてその沙汰あるべしといひしかば、時政辭なくして座を立ちぬ。二人共家に歸りしに、備前守時親牧御方が使として義時が許に來り、「重忠が謀叛發覺す。君の御ため世のため遠州に漏らし申せしを、御身かれに代りて申し披かる。これ繼母の故をもて我を讒者とし給ふにや」といひしかば、「この上は御心にあるべし」と答ふ。二十二日、鎌倉中騷しく軍兵馳せちがふ。是は謀叛の輩を討つべしとて、佐久間太郎等重保が家を圍む。重保よく戦ひしかど、多勢に敵しがたくて主從討たる。又重忠參上すと聞ゆ。路次にて誅すべしとて、義時等をは

遠元母一  
本「遠元女」

じめて馳せ向ひ、武州二俣川にして重忠に行きあふ。重忠は十九日に小衾郡菅屋の館を出でて今こゝに來る。弟長野三郎重清信濃に在り。其弟同六郎重宗は奥にあり。相隨ふ者は二男小二郎重秀、郎從本田次郎近常、榛澤六郎成清已下百三十四騎、鶴が峯の下に陣す。こゝにて今朝重保討たれて討手既に向ふと聞く。本田榛澤「聞く所の如くならんには、討手已に多勢なり。敵すべからず。早く本所に引返して待つべし」といふ。重忠、「然るべからず。重保討たれし上は本所に歸るに及ばず。景時其館を出て途中にて討たる。暫時の命を惜むに似たり。かねてはまた陰謀あるに似たりき。是後車の戒なり」とて歸らず。かくて安達景盛先陣に進みきたる。主從七騎、重忠小二郎して戦はしむ。みかた多く討たれて勝負いまだ決せず。申刻に及びて、愛甲三郎季隆が矢に下りて重忠終にうたる。四十、重秀竝に郎從等自害しぬ。二十三歳。母は右衛門の尉遠元。母、重忠が前妻死しけるにや。二十三日、末、時義時以下歸り参りしに、時政戦の事を問ふ。義時、「重忠が舍弟親族大略他方にあり。相隨ふ所の兵百餘輩。さらば謀叛の事すでにそらごととなり。もし讒口の爲に誅戮にあひしにや。その首を見さふらひしに、年頃の事思ひ出されて悲涙に堪へず候ひき」といふ。時政更に辭なし。酉時許に鎌倉中又騷動す。稻毛入道竝に子息小二郎重政、榛谷四郎重朝、その子太郎重季、次郎



季重討たれぬ。是三浦義村かさねて思慮を廻らし、たばかりて討ちしなり。重忠が討たれし事は、重成法師が謀りしによりてなり。牧御方が申せし旨によりて、時政かの入道にかくといひしかば、忽ちに親族の好を變じて、鎌倉に兵起りぬと、おのが子を重忠が許に遣して、路次にてかれを討ちしなり。人々悲歎せずといふ事なし。

按ずるに、時政又稻毛を殺して、重忠を殺せし罪を彼に嫁す。始め仁田を殺して能員を討ちし罪を嫁せし事、ますく信ならずや。

閏七月十九日、時政俄に出家す。初め頼家を出家せしめ實朝をよつぎとせし日、去年九月十日、二位尼の許より時政が館にわたらる。阿波局同輿にまゐる。泰時、江馬、義村等輿寄に参れり。幾程なく阿波局二位尼にまゐりて、十五日、若君遠州の御亭にましまさむ事、然るべからず。つらく、牧御方の體を見るに、事をかきその中に害心をさしはさめり。御傳母に頼みがたし。定めて僻事出来たらん歎といひしかば、かねて思ひし所なりとて政村、江馬、義村朝光等して迎へ取らる。時政周章大かたならず。駿河局して是を謝す。かくてこのほど牧御方が計ひにて、朝雅を立てし將軍とし、實朝をうしなふべしと聞ゆ。このほど實朝時政が許におはせしかば、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、三浦兵衛尉義村、

僻本作勝、今改之、

平九郎胤義、天野七郎政景等して實朝を迎へて義時が家に入る。時政が召集めし御家人等皆義時が許に向ひて、實朝を守護しければ、實朝此時、この日丑時ばかりに時政入道してけり。六十、八歳、明れば二十日辰時、時政入道伊豆國の北條に下向す。同二十六日、右衛門權佐朝雅京都にて討たる。佐々木三郎兵衛尉盛綱、後藤左衛門尉基清等戦功あり

按ずるに、朝雅源氏、新羅三郎義光に出づ。父義信、義朝の平治の難に隨ひ、頼朝の起るに及びて一族の上首たり。朝雅父に代りて武藏守に任ず。時政、牧御方が生める女を以てかれが妻とし、これを愛する事諸婿に超ゆ。京師の守護の長として右衛門佐從五位下、昇殿を許さる。かれも頼義の後胤たれば鎌倉殿と尊卑なしといひしかば、時政も惑ひけりといふ。時政後妻にまどひ世を亂らんとせし事、一朝一夕の故にはあるべからず。頼家の病急なるに臨んでその男を失ひ、また頼家をも殺せし事、實朝がために計るにはあらず。はじめ一幡を失ひし時、僅に十日がほど又實朝をも謀らんとす。もし一幡失せしことその外祖の故なりといはんには、實朝を謀りしはこれ誰が故ぞや。又重忠を殺せし事、かれ時政が女婿たりといへども、その人忠直にして、かつその武勇天下に雙なし、時政が姦謀にくみせんものにあらず、又頼



いかにとや  
一本と  
字無し

登壇受戒  
戒壇院にて  
戒律を授か  
ること

朝の遺誠をうけてその孤に二心なし、かれを失ひし事は、實朝の羽翼をそぐべきが爲なり。稻毛重成も又時政が女婿なり。されどかれ等が妻或は死し、或は後妻の生める所にあらず。時政かれらを見る事、愛女の婿を見るが如くにあらず。この後八月十日、宇都宮彌三郎頼綱謀叛の事ありとて、既に討手を定められしに、かれ出家して自ら義時が許に馳來りて陳謝しければ事止みぬ。彼も又時政が婿なり。もしくはかれも時政に同意のよし聞えしにや。もし時政をしてその志を得せしめば、その子孫の如きもその死をのがれじ。さらば頼家父子の事、かれいかにと思ふべき。十二月二日、頼家の子善哉、二位尼のはからひにて、鶴ヶ岡別當尊曉の弟子として、今日彼の本坊にわたらる。元久三年六月十六日、善哉著袴。十月二十日、實朝の猶子とせらる。二位尼の計ひなり。承元四年十一月二十一日、駿河國建福寺の鎮守馬鳴大明神小兒に託して、酉の年可合戦之由を示さる。占あるべしと沙汰ありしに、實朝「二十一日の曉合戦の事を夢みしに、今この告を得たり、虚夢にあらず。占ふべからず」といひて、彼の社に太刀を納めらる。同五年九月二十二日、禪師曉、登壇受戒のため上洛。實朝供の侍五人を添へらる。猶子たるが故なり。十月、鴨長明雅經の擧にて下向。實朝に

遇ふ事度々なり。十三日は頼朝の忌日とて、法華堂に参りつよ、

草も木も靡きし秋の霜消てむなく苦をばらふ山風

建曆三年 癸酉 二月十五日、千葉介成胤、信濃國住人青栗七郎の弟阿靜房安念を捕へて

義時に送る。是は叛人の中使たり。十六日彼法師が白狀にて、叛人等所々にて生捕らる。

その中和田四郎左衛門尉義直、同六郎兵衛尉義重、同平太胤長等、その餘信濃、下總の御

家人等張本百三十餘人、伴類二百人に及ぶといふ。國々に仰せてその身を召進すべき由

を沙汰せらる。されば信濃國の住人泉小二郎親平去々年より謀叛し、故の左衛門督殿の

息、尾張中務丞養君を大將軍として、義時を討るべしとて一味せし輩なり。囚人の中園田

七郎成朝、十八日の夜預り人の家を遁れ出で、祈禱の僧敬音が坊に向ひて日比の事を述

ぶ。坊がいはいく、「叛逆の罪のがるべからず。一旦のがれ出るとも、安堵の事終に叶ふべ

からず。はやく出家あるべし」といふ。成朝、「與力の事勿論なり。古の名將其難を遁れ

しあり。もし素懷を遂げなば所存なきにあらず。就中年來受領の志あり。いかで頭

おろすべし」とて、數盃の後逐電すといふ。實朝このよしを尋ねられしに、僧ありし事ど

も申せしかば、受領所望の志の事感じ給ひて、「早く尋ね出すべし。恩赦有るべし」と仰せ

親平は源満  
快の子、満  
國の後



あり。又二十五日に、囚人澁河刑部六郎兼守明朝誅せらるべしと聞き、十首の歌よみて荏柄の神に込む。工藤藤三祐高去夜參籠し今朝退出すとて、彼歌を取りて參らせしかば、感じ給ひて、その罪を宥めらる。二十七日、叛人等多くは配流。三月二日、親平建橋にかくれ居しよし聞えて、工藤十郎して召されしに、親平工藤竝に郎從數人を斬りて逐電す。八日、鎌倉兵起の由國々に聞えて、馳せ集るもの數を知らず。義盛この時上總の伊北の莊にありしが馳せ集り、今日參上御對面、そのついでに累日の戦功を陳べて、子息義直義重が事を愁ふ。今更御感ありて、父の勳勞によりて二人が罪を赦さる。九日、義盛一族九十八人を具して參上。胤長が事を申謝せんことを陳ぶ。廣元申つぎたり。胤長はこの事の張本たれば赦されず。預人金窪兵衛尉行親が手より、山城判官行村が方に召し渡され、禁遏すべきよし義時仰せを傳へて、胤長を面縛して一族の前を渡して受け取らしむ。十九日、胤長陸奥の岩瀬郡に流さる。十九日の夜、庚申を守らるべしとて御會あるに、夜半に及びて甲兵五十ばかり義盛が館の邊に徘徊す。これは横山右馬允時兼、義盛が許にきたれるなり。伊賀守朝光申し止めしかば、御用心の間勝會を止らる。二十五日、胤長の屋地荏柄の前にあり。御所に近ければ人々これを望む。今日義盛

五條局に就きて愁ひ申す。故將軍の御時より、一族の領所收公の後他人に仰せられず。彼の地宿直伺候の便あり。賜るべしと云々。忽ちに達しければ、殊に喜悅の思ひをなせり。四月二日、義時胤長が屋地を賜はり、行親忠家に分つ。義盛が代官を逐ひ出したり。七日、女房等を召され御酒宴の時、山内左衛門尉、筑後四郎兵衛尉等、屏中門の砌を徘徊せしを、簾中より見給ひて、縁に召され盃酒を賜ひ、二人ともに命をおとす事近からん歎。一人は御敵、一人は御所にあるべしと仰せければ、二人怖畏の氣ありて、盃を懷にして早く出づ。十五日、和田新兵衛尉朝盛は寵臣にして、其等倫なし。義盛が籠居せしによりて、かれも引き籠りて淨邊僧都に佛道の要旨を受け、今夕出家せんと思ひしかば御所に參る。實朝月に對して歌の御會ありて、女房數輩さぶらひしに、朝盛參りて和歌を奉る。御感度々なりき。この程出仕なかりし事など申す。實朝數ヶ所の地頭職を一紙に載せて手づから賜ふ。朝盛退出してすぐに僧都の許に行き入道し、實阿彌陀佛と號して都をさしてのほる。郎等二人小童一人供す。義盛驚き尋ねしに、一通の書あり。一族と共に君を射るべからず、又君に隨ひて父祖に敵すべからずして無爲に入らん、との事を載す。義盛大に怒り、四郎左衛門尉義直して追ひとどむ。駿河國手越にて追



ひつきて俱し歸る。義盛對面して憤をばらしつ。やがて黒衣のまよにて參る。召しにしたがへばなり。二十四日、義盛年頃歸依の僧伊勢の人あり。人恠しむ。是はまことは太神宮祈請の事ある故なりとて、鎌倉中ことにも騷がし。二十七日、宮内兵衛尉公氏御使として、義盛が家にかむひ、用意の事あるの聞えあれば、その實否を尋ねらる。侍入りて案内せしに、暫くして義盛出て寢所より侍に来るとて、造會を飛び越ゆる時、烏帽子ぬけ落つ。義盛年來の勳功を語りて、さらに謀叛の心なきよし申す。辭終りて、子息等以下の勇士列座して兵具をととのへ置けり。公氏此よしを申しければ、義時在鎌倉の御家人等を御所に召す。義盛が謀叛已に決せるか。たゞし未だ甲冑をば著せられず。晚かた刑部丞忠季を御使にて、「世をはかるべき聞えありて驚き給ふ所なり。まづ蜂起をやめて恩義を待つべしとなり。義盛上において恨みを存せず。義時が所爲傍若無人の間、仔細を尋ね承らんとため發向せんと、近日若輩等ひそかに群議する歟。義盛諫むれども一切に拘らず、既に同心し訖んぬ。この上は力に及ばず」と申す。五月二日、筑後左衛門尉朝重、義盛が隣家たり。義盛が家に軍兵は馳集るを見て、廣元が許に告ぐ。をりふし酒宴して人多く座にありしに、廣元獨座を立ちて御所に參る。三浦平六左衛門尉義村、九

決せるか  
一本「決せり」

郎右衛門尉胤義兄弟義盛と盟ひて北門を警固すべしといひ合せしが、忽ちに心を變じて義時がもとに行き、義盛すでに發兵のよしをつぐ。義時圍碁の會せしが、驚く色なく、しづかに目算を加へて後、折烏帽子を立帽子に改め、水干著て御所に參る。義盛今日兵を起すべしとは思ひよらざりしかば、御所の警衛もなし。二位尼竝に御臺をば北門より鶴岡別當の坊に入れまゐらす。申刻に義盛百五十の兵を三つにわけ、御所の南門と西北の兩門を圍み、義時が家を攻む。義時が留守の兵防ぎ戦ひ、討たるよもの多し。酉時遂に御所の四面を圍みて、義秀總門を破り、南庭に亂れ入る。籠る所の御家人等、剩へ火を放ちしかば、屋舎悉く焼け出ぬ。實朝法華堂にのがる。義時廣元御供す。義秀に向ふ者たすかる者あらず。その中に高井三郎兵衛尉重茂、義秀とくみしが遂に討たれき。足利三郎義氏は鎧の袖引き切られて免かる。曉に及び義盛が兵戦疲れて、前濱の邊に退く。相摸修理亮泰時、足利義氏等勝に乗じて戦ふ。三日小雨降りて、義盛が兵糧を絶ち馬疲る。寅時許に横山右馬允時兼一族の兵を俱して腰越にいたる。簀笠ぬぎすて、義盛に馳せくはより、彼是三千騎になりて、御家人等を追ひ討つ。辰時、會我、中村、二宮、河村の人々武藏の大路稻村ヶ崎に馳せ集る。法華堂より召しけれども、疑ひて左右なく參ら



す。御教書に御判して召されしかば參る。又千葉介成胤一族俱して參る。御書を近國に下されて兵を召さる。義時廣元連署の上御判を載せられき。やがて多勢を濱の手にむけらる。義盛御所を襲んとしけれども、大路々々塞りしかば、由比濱竝に若宮大路にて戦ひ時を移す。土屋大學助義清、古郡左衛門尉保忠、朝比奈三郎義秀三騎轡を並べて戦ふに、味方追ひ散さるゝこと度々に及ぶ。泰時小代八郎行平を使として、「多勢の頼あれども凶徒やぶれがたし。かさねて賢慮を廻らさるべし」といひしかば、實頼大に驚く。かよる所に、義清流矢のために討たれ、和田四郎左衛門尉義直、七十も討たれ、その後義盛、七十、五郎兵衛尉義重、四十、六郎兵衛尉義信、八十、七郎秀盛、五十、四人も討たれぬ。義秀海濱に出で、その勢五百騎船六艘にとり乗て、安房國に赴く。新左衛門尉常盛、二十、新兵衛入道朝盛、古郡左衛門尉、山内千二郎左衛門尉、岡崎余一左衛門尉、横山右馬允六人は行方知れず。後に常盛父子、古郡は自害し、その餘は捕はれて誅せらる。討ち取る所横山の人々卅人、土屋の人々十人、山内の人々二十人、毛利の人々十人、鎌倉の人々十三人、其餘三十三人、凡百五十人。和田の父子、十三人也。生捕二十七人。小者郎等をば除之。首數二百三十四。味方討たれし御家人五十人。手負千餘人。

○義盛論

結番—交代して詰めること  
宿老—よく故事に通ぜる者

東鑑を按ずるに、去々年建曆元年十二月、義盛が上總國司舉任の申狀を還し給ふべき由、廣元にいひし事、上の御はからひを輕んずる事の由を記す。されど明る年の正月より、彼の子息等頻りに恩寵を受け、その六月義盛が家に入り給ひしに、倭漢將軍の影十二鋪を奉る。八月、伊賀前司朝光と義盛は北面三間所に候すべし。かしこは近習の壯士を選び結番せしめらるゝ所なれど、かの兩人宿老たるが故、古き物語を聞召さん爲に加へらる。その後この年二月、子息等竝に胤長が叛謀ありと聞えしに子息等は罪赦され、胤長竝に餘黨等皆々配流せらる。胤長が屋地はじめは賜はるべしと聞えしに、後は義時に賜はり、義盛この事を憤りて出仕を止む。その孫の朝盛も引籠りしが、出家の心つきて御暇乞のために出仕せしに、數ヶ所の地頭職を賜はり、其後出家せしをもやがて召されしなど見えたり。かれこれをあはせ見るに、實朝かれ等父子をばたのもしきものに思ひ給ひしを、義時疑猜してかれが勢を沮みしなり。義盛が兵起せし、偏に其君の爲を謀りしなり。決定叛謀にはあらず。或は實朝の密旨を受けしにやといふ人あり。世の人もしか思へばこそ同意の人々も多くその時に臨みても曾我河村のものどもも疑ひしと見ゆ。抑これら何事をか疑ふべ



き。思ふに義盛が兵實朝の密旨を受けしより起りしにやと疑へるなり。されば義時  
 やがて御判を申し請ひて彼等を召す。かれらも御判を見て召には應じたり。義盛が  
 志遂げざりしは、義時は實朝を挟み、義盛はそれに向ひて戦ひしが故なり。義盛も  
 かねてその事を思はざるにはあらずと見えし。されば義時廣元等が許に賓客會合せ  
 しをうかどひて、速に兵を發し、まづ義時が家を攻め、御所の四面を圍みて、實朝  
 を先陣にとり參らせんと謀りしなり。それに親しき一族にて北門を守るべしと約せ  
 し義村、胤義心變りしければ、義時御所に入る事を得て、實朝をもとり得ざりき。こ  
 れは義盛が不運にあらず。實朝の不幸なり。されば實朝も彼が忠謀を思ひ給ひしと  
 見えて、其年の十二月自ら壽福寺に詣て、義盛があと弔はれしなど見えたり。又義  
 村胤義一族をすて盟に背きて、義時にくみしけれど、胤義まづ義時を恨みて身を亡  
 し、義村が子泰村又義時が曾孫時頼がために殺されたり。天の報應誤らずといふべ  
 し。

八月十八日の子時、實朝南面に出づ。燈消え人定まり月に對して獨詠せしに、丑時はか  
 りに靑女一人前庭を走り過ぐ。頻に問ひしかど名乗らず。門外に至るころほひに、光

是は言を託  
 してその忠  
 魂を慰られ  
 しなり  
 陳和卿—宋

物の松明の如くなるありき。健保二年十一月十三日、和田土屋の餘類京にて頼家の子禪  
 師といひしを取立るよし聞えて、廣元が在京の家人かの一條の北の邊の旅亭を襲ひしに、  
 禪師自害し餘黨逃げ去る。三年正月六日、入道遠江守從五位下平時政北條にて死す。  
 七十 腫物を患ひてなり。十二月二十五日、俄に佛事あり。行勇律師導師たり。これ實朝  
 昨夜義盛以下御前に群參すと夢みられし故なり。四年六月八日、陳和卿來る。是は東大  
 寺の佛像を造れる者なり。かの寺供養の日、頼朝には謁せず。實朝權化の再誕の由申し  
 て謁見を請ひしといふ。十五日、實朝に見參して三拜し涕泣す。いはく、「君は宋國育王  
 の長老の後身、我はその門弟の後身たり」と。去る建曆元年六月三日丑時の夢に、高僧  
 一人を見る。その僧のいひし所又如此。敢て辭にも出さざりしに、六年の後、和卿が申  
 す所に符合せりとて、信仰の外他なし。九月十八日、望みし時、義時、廣元を招きて、「右  
 大將家は官位の事宜下あれど、つねに辭し給ひき。是佳運を後胤に及ばしめんとの事な  
 り。今三十にも満ち給はず、御昇進はなはだ速なり。御家人等も面々の補任を望む、過  
 分といふべし。義時かたづけ申すも、還て其誠を蒙るべし。おこと、など申し給はぬ」と  
 いふ。廣元、「日頃この事を存すといへども、右大將家の御時は事毎に御下問あり。當時



承る一本  
「蒙る」

御使とし  
一本其下に  
「て」字あり

實朝その死  
期の迫りぬ  
るを見て、  
宋に入りて  
禍を免れん  
とせしかど  
それも叶は  
ず

その儀なければ心に存する計なり。今かよる仰せを承る事尤も大幸なり。臣量己受職と見えたり。今は先君の跡を継ぎ給ふばかりなり。させる勳功もましまさず、諸國を管領し給ふのみにあらず、中納言の中將に上り給ふ。攝關の子弟にあらずして、凡人においてには此儀あるべからず。いかで嬰害積殃のふたつを遁れ給はん。早く御使とし申し試むべし」といひて、二十日に廣元かくと申す。「御子孫の繁榮をねがひ給はど、當官を辭してたゞ征夷將軍として、高年に及びて大將を兼ね給ふべき歟」と申す、實朝、「諫め申すところ悦びぬ。されど源氏の正統此時に縮り畢りぬ。子孫相繼ぐべからず。あくまでに官職を帶し、家名を舉んとおもふのみなり」とありしかば、廣元辭なくして退出して、義時にかくといふ。十一月二十四日、先身の住所玉山を拜せんため、宋に渡らんとて唐船を作らる。供奉の輩六十餘人を定めらる。朝光奉行す。義時泰時頻に諫めしかど用ひられず。五年四月十七日、和卿が造れる唐船功成り、數百人をして由比濱にうかべて見給ふ。午より申に至れども浮む事なし。この所のありさま唐船の出入すべき海浦にあらずとて、空しく沙頭に朽ちぬ。六月二十日、公曉の阿闍梨園城寺より下著。二位尼の仰せにて鶴岡の別當の闕に補せんとのためなり。この一兩年は明王院の僧正公胤の弟子

になりて、かの寺に住れしなり。十月十一日、公曉を鶴ヶ岡の別當職とす。又宿願のよしにて、今日以後一千日宮寺に籠居と云々。承久記に、この二三年御所中に化物あり。女の姿にてゆきあふ。足早く身軽く行方を見る人なし。今こそ此人とは知れけれ。六年六月二十七日申の刻に、鶴ヶ岡にて大將拜賀の儀あり。七月八日直衣始ありて、鶴ヶ岡に参らる。義時路次は供奉せず、宮寺にて參會し、その夜の夢に、薬師十二神將の内戌神を見るに、「今年の拜賀は無事なり。明年の拜賀の時供奉すべからず」といひしかば、明る九日に大倉郷南山の間に一堂を建て、薬師を安置す。泰時時房等、「この年の大禮に御家人土民財を費して、その愁やまざるに、然るべからざるの事歟」といひしかど、義時用ひず。この事義時後にいひしを東鑑に記せし歟。もし時々初。十二月二日、功成て供養の事あり。此日京にて實朝を右大臣に任せらる。七年正月二十七日に拜賀あり。この日雪の深さ二尺餘。出立の時、廣元入道参りて、「覺阿成人ののち涙の面にうかむ事を知らず。然るに今落涙に禁へず。これたゞ事にあらず。仔細あるべし。東大寺供養の日右大將家御出の例に任せ。御東帶の下に腹巻をさめるべし」とて、唐綾威のきせながを参らせしに、文章博士仲章、「大臣大將に昇る人未だ其式あらず」といひしかば、これもやめらる。廣元頻に「晝にてあらばや」といひ



しを、仲章なかあき「かならず秉燭へいしよくにてする事なり」とて、戌時いぬのときと定む。公氏きんうぢ御鬢ごみづらに候せしに、みづから鬢みづらの髪一すぢを抜きて、かたみにせよとて賜はる。又庭の梅を見て、

いでていなば主なき宿となりぬとも軒のきばの梅よ春を忘るな

と詠じて、南門なんもんを出られしに、鳩はとしきりに鳴き、車くるまより下り給ふに、細太刀ほそたちの柄えの車くるまの手形てがたに入りしを知らず打ち折らる。仲章なかあきくるしからじとて、木を結びそへて進まらさず。初め宮寺みやでらの樓門ろうもんに入り給ひし時、義時よとき夢の如ごとくに、白犬しろいぬの傍かたはらに見えしと覺えて心しん神じんみだれ、御劍おんつるぎを仲章なかあきに譲り、伊賀四郎いがしやう一人を俱ぐして退出たいしゆつす。神拜しんはい終りて退出たいしゆつし給ひし時、石階せきかいの下にて公曉くけうがために討たれ、仲章なかあきも斬られてけり。公曉くけう實朝じつちゆうの首くびを手にもちなながら後見こうけんの備中阿闍梨あざりが雪の下北したきた谷やつの坊ぼうにて物くひて、乳母子めのごの彌源やげん太兵衛尉たへいゑう尉じゆうして義村よむらに將軍しやうぐんたらんことを申し合さる。是これは子息こまわ泰村たいむらいまだ駒若丸こまわかまるとて、その門弟もんていの中なりしが故なり。義村よむら、「まづ來らせ給ふべし。御迎おんむかを參らせん」とて使つかを返し、義時よときにかくと告ぐ、「左右さゆうなく誅さうすべし」と下知げぢしければ、一族いそを招きて評定ひやうぢやうす。阿闍梨あざりたゞ人にあらずとて、長尾新ながお六定景むつさだかを討手うつけとす。黒皮威くろかわをの甲著よろひて、雜賀次郎さいが以下しやうじゆう郎從五人俱ぐしてかの坊ぼうに行く。公曉くけうは迎むかへ遅おそしとて、鶴岡つるがの後の峯うしろに上りて、義村よむらが家いえに至らんとせしにゆきあひ、雜賀さいが

來一作越

くみしを、定景さだか首かを斬りたり。承久記しやうきうきには、其後そのち公曉くけうとて所々ところどころにて多く討たれしが、實まことすくなし。一説いっせつに若宮わかみやの後うしろを西にしの御門ごもんへ來るとて山より落ちしを、西御門にしごもんの小屋こやの上に懸かりたるに、家主いへぬし盜人たうじんとて打殺す。その夜犬よいぬどもくひしかば、朝あしたに見れども身體しんたいたしかならず。二十八日にじゅうはちにち葬はうじる時、公氏きんうぢに賜りし一髮ひとげを以て首くびにかゆ。愚管抄ぐくわんせうには公曉くけうのすてし首くびを葬ると云々。



讀史餘論 卷七

○北條代々天下の權を司る事

二月十三日、信濃守行光上洛。六條宮、冷泉宮のうちをよつぎの事を申す。十五日、河野法橋全成の子冠者時元時政が女の腹に出生す。多勢をひきゐて駿河國に城郭を構へて、東國を管領すべきよしを企つと聞えて、十九日に二位尼の仰せとして、金窪兵衛尉行親等の討手をさしむく。時元自殺す。承久記には、河野冠者は手づきよき源氏なれば、是こそ鎌倉殿にもなり給はんすらめとのよしありあへり。義時此事傳へ聞きて、「何條さる事のあるべき」とて、討手をつかはし攻められけり。身にあやまる事なけれども陳するに及ばねば、散に戦ひて自害して失せぬと云々。これによらば、東鑑の記する所もぼつかなし。七月十九日、七條左府道家の子三寅丸下向あり。歳中一年を隔て、承久の亂あり。承久三年。承久の亂後、二年をへだてよ、元仁元年六月十三日、義時死す。六十二歳、あつまかぢ。執權廿年。東鑑に、日比脚氣の上霍亂にて彌危急なりしかば、若君に申して今朝寅時に出家して死す。昨朝より

夙夜する事  
一本「夙夜する事五年」  
侍一本  
「傍」  
○義時論

彌陀を唱へて怠らず。外縛の印を結び、念佛十遍の後終る。順次往生といふべし。保暦間記には、近習の小侍のために刺し殺されしと見ゆ。一説に、近侍に深見三郎といふものあり。始め彼が父數ヶ所の地頭たりしに、罪ありて殺さる。その三人の子は流されき。年經て赦されて、長子三郎近侍となる。父の罪をも贖ひ、又弟をも召仕はれん事を思ひて、夙夜する事に及びしかど、一所をも賜はず。又弟をも赦さざりしかば恨みて、その病に乗じて刺したるを、互理平太といふもの七十餘歳なるが、侍にありて推し隔しかどかなはず。義時は刺されぬ。深見をば互理うちけりともいふ。  
按ずるに、本朝古今第一等の小人義時にしくはなし。三帝二王子を流し、一帝を廢しまるらせ、頼家竝にその子二人、禪師君又頼朝の子一人、意法坊生親むすめの腹に出來し頼朝の弟一人、冠者姪一人、河野それが中、公曉をして實朝を殺させしありさま、その姦計おそるべし。景時、義盛を殺せし事前に論じき。かれいかでかその死を得べき。東鑑の記せし所信すべからず。順次往生の類皆是文飾のことばたる事明なり。保暦の記さもあるべしや。されど義時が奸計を遂げし事も外戚の勢に倚りし故なり。譬へば王莽元后の力をかりて、遂に漢鼎を移せしが如く、本朝にしては蘇我馬子元舅



の親によりて用明の皇弟穴穂部皇子及び守屋の大連を殺し、そののち終に崇峻を殺し参らせしよりこのかた、かゝる類もなく、義時が罪惡はなほ馬子に軼えたり。義時の死後二七日に、泰時、時房鎌倉に歸る。共この時兩人在京。中一日をへだてて泰時二位尼に見参、將軍御後見を命ぜらる。先是廣元と議してこの事楚忽たらん歟とありしに、廣元入道、「のべて今日に及ぶ猶遲し。世の安危、人の疑懼、治定有るべき事なり。早くその沙汰あるべし」といひしが故なり。義時死せし後、泰時舍弟等討つべしとて下向すとて、四郎政村が邊ものさわがし。政村が母は伊賀守朝光が女なり。故に伊賀式部丞光家兄弟政村を後見として、宰相中將實雅を將軍とせんと謀れり。この實雅は義時當腹の女婿なればなり。泰時にかくと告げ知らする人あれど、「不實たるべし。要人の外は参るべからず」とて、ものさびしくて有りけり。二十九日、時房が男掃部助時盛、泰時が男武藏太郎時氏を上洛せしむ。「物騒がしき折ふしいかに」と二人ながら申せしを、「京師は猶人の疑あるべし。早く警衛せよ」とて遣す。七月四日、三七日の佛事あり。五日の夜鎌倉中物騒にて、光宗兄弟義村が家に往來し、又義時後室のもとにて此事變すまじとの盟ありと、ある女房告げしに、泰時「かれら兄弟變すべからずとの契約尤神妙なり」といひけり。五七

申切る―  
本「申さる―  
なき歟―  
本「なきが」

日の明る日、日十七近江の輩馳せ集り、この夕大にさわがし。子時に二位尼駿河局はかり具して、義村がもとにゆき、「このほど世しづかならず。政村光宗等、汝の家に往來頻りなりと聞ゆ。何事ぞや。泰時を謀れるにや。この人の功にあらずんば、承久の亂に關東今日なからまし。されば義時が世嗣この人にあらずば誰かはあるべき。政村と汝と父子の如し。誰か疑なかるべき。無事の様をはからふべし」といふ。義村しらざるよしを申しければ、「政村を扶持せんか、和平の計を廻らさん歟、たゞいま申し切るべし」とありしかば、義村、四郎殿は全く異心なき歟。光家等申す事あり。制止を加ふべきよしを誓ひしかば、二位尼還り給ひぬ。明日義村泰時がもとにゆき、光家等を制止せしよしを陳す。「泰時さらに政村が爲に害心なし。いかで阿黨を存せんや」とて、喜びし色も驚きし色もなし。四十九日の佛事の夜、日三十鎌倉中さわがしく、旗をなびかし鎧著しものはせちがひしかど、曉がたにはしづまれり。明くれば閏七月一日、二位尼若君をぐして泰時が家に入り、義村に使用して世を鎮むべしと申せしものち、昨夜の騒動殊に驚き思ふ所なりとて、義村をめして、「我いま若君を俱して泰時時房一所にあり。義村も各別なるべからず」とてとどめおかれ、その餘宿老等悉く召し集む。八月に廣元が老病にふせしを召し



て、「光家等謀あらはれぬ。但し卿相以上關東の沙汰に及びがたし。義時が後室と光宗等をば流罪たるべし。餘黨は罪科に及ぶべからず」とて、二十三日、實雅を上洛せしむ。伊賀四郎左衛門尉朝行、六郎左衛門尉光重、式部太郎宗義、伊賀左衛門太郎光盛等これにしたがふ。二十九日に、伊賀式部丞光宗政所執事職をとどめ、五十二ヶ所の所領をめしはなし、外叔隱岐入道行西に預けらる。二十二日に百日の佛事ありて、二十九日に義時が後室の尼伊豆國北條に下して籠居せしめ、實雅は越前に、光宗は信濃に流され、其弟朝行光重等は京よりすぐに鎮西に流されて事定る。九月五日、義時遺領を男女の子にわかす。かねて泰時二位尼に申し請ひし所也。嫡子分すくなかりしかば、いかにと有りしに、「泰時執權の身、領所等の事はあながちに望みなし。たゞ舍弟等を顧みるべき事なり」といひしに、「二位尼しきりに感涙を流したまひき。嘉祿元年六月、正四位下前陸奥守大膳大夫大江廣元卒す。八十。中納言匡房の曾孫なり。四代の幕府に仕へて、參政五十年、子孫多し。上田古河、小澤西目、柴橋寒河、長井那波、毛利海東、水谷等の祖なり。

○廣元論

按ずるに、廣元累世王家の臣として頼朝をたすけ、六十州をしてその掌握に歸せし

め、義時を助けて承久の謀主たり。この人當時の望みありしかば、時政が一幡を殺せし時も、かれを假りて自らをなし、およそ義時が奸詐を恣にする、常にかれをかりて私を營みき。さればこの人ひとり朝家に背きしのみにあらず、頼朝にもそむきたり。その柔佞多智、これも又義時が亞なるべし。玉海に、頼朝廣元に委ぬるに腹心を以てす、恐らくは獅子身中の蟲なりとのたまひし事、先見の明ありといふべし。二年七月十一日、二位尼平政子薨。九十。貞永元年五月、泰時撰定式目。泰時二男時實高橋某に殺さる。六十。高橋捕はれて誅せらる。三年六月、泰時卒す。六十。執權十九年、嫡孫左近將監經時職をつぐ。嫡子修理亮時氏は、實喜元年六月、寛元二年四月、頼經の子頼嗣六歳にて元服。將軍に任ぜらる。從五位上右少將たり。頼經二歳にて下向。九歳にて將軍たり。十八年にて讓らる。天變の愼によるといふ。按ずるに、去年十二月二十九日午の時、白虹貫日。此事によりて幼主をたて。三年七月、頼經落飾。歳か。この月經時の妹檜皮姫を頼嗣の室とす。頼嗣七歳。女年四月十九日、經時病危急。職を其弟左近將監時頼に讓り落飾。閏四月朔日、武藏守經時卒す。三十。執權五年。同月十八日亥時より、鎌倉中騒動。甲士羣集す。二十日近國の御家人等群參。五月二十二日寅時、城介義景の家中竝に甘繩の邊騒動。二十四日、鎌

二十二日  
一本「二十  
三日」



これ上洛一本「御上洛の」  
 飛字上、或脱「群字」  
 鼻つかしむ一「勤當せしむ」  
 季一本「澆季」

倉中大に騒動。己に辻々をかたむ。面々御所に参り、時頼が方にゆく。二十五日、時頼が宅警衛きびしく、卯時御使として、但馬前司定員來れども入れず。越後守光時義時朝孫が子、御所にありしが、今曉出奔、髪を剃りてその髪を時頼に贈る。これは光時頼經に近習せしが、時頼を討たんと謀る事發覺せしによるといふ。光時の弟尾張守時章、備前守時長、右近大夫將監時兼等も野心なしと聞ゆ。午以後又羣參の士旗をあぐ。今日遠江修理亮時幸病によりて出家。六月一日、時幸卒す。十三日、光時伊豆國に流され、二十七日に、頼經越後守時盛が佐介の第に入る。これ上洛門出の儀なり。七月十一日、入道將軍頼經上洛。二十八日入洛。八月一日に、供奉の人を歸さる。能登前司光村落涙に堪へず、これ二十餘年昵近の人なり。按ずるに、光時が事によりて時頼急に其主を逐ふか。寶治元年即寛元年正月二十九日、羽蟻羣飛。三十日星流る。三月十一日、由比濱の潮血の如し。十二日流星あり。十六日、鎌倉中騒動す。十七日、黄蝶飛ぶ。四月四日、秋田城介景盛入道覺地東より來り、つねに時頼が許にきたりて長居す。十一日に、子息義景を諷し、孫九郎泰盛を鼻つかしむ。これ三浦の輩當時に秀で傍若無人なり、世既に季になりなば、我子孫かれらに對揚に足るべからず、思慮有るべき事なるに、義景泰盛等怠りて武備なき事、奇怪のよしと云々。二

獨歩一專横

甲冑の如きを一本「甲冑を」

のさを一本「旗棹」

十五日巳刻、日暈あり。六月十八日流星あり。二十一日、鶴ヶ岡の鳥居の前に札をたつ。曰く、若狭前司泰村獨歩之餘、依背嚴命、可被加誅罰之由有、其沙汰能々可有、謹慎云々。このほど時頼輕服ありて泰村が家にあり。二十七日、かの一族羣集し、夜に入りて鎧腹巻を粧ふ音聞えしかば、このほど告げ申す人多けれども、信用あらざりしかば、忽ちに符合すと思ひあはせて、五郎四郎といふ者一人に太刀もたせて家に歸る。泰村内々に陳謝に及ぶ。二十八日、夜に入りて、三浦の者どもの家々に人をつかはし見せしむるに、面々に兵具を調へおき、安房上總等の領地より船にて甲冑の如きをはこぶ由を申す。二十九日三浦五郎左衛門尉、時頼がもとに來り、「去る十一日、津輕の濱に大魚流れ來る。偏如死人。先日由比濱水、紅なりし事、魚の死せし故か。其頃奥の浦々の水も紅なり。この事文治五年泰衡が時、建仁三年左金吾の事、建保元年義盛が事有りし由勘へ申す」と云々。六月一日、時頼近江四郎左衛門尉氏信を泰村が許に遣す。その旨を知る人なし。泰村「此間世上の物騒偏似、一身之愁。其故は兄弟他門にこそ、己正五位下たり。其外一族多帶官位。剩へ守護職數ヶ國、莊園數百町をつかさどる。榮運極りぬ。讒人の慎なきにあらず」といふ。その侍に弓矢鎧の唐櫃のさを數十本あり。郎従友野太郎



しらで候一本「しられに候」に字疑ふべしとひ一本「思ひ」

萬年馬入道一本「馬年入道」是時頼高野入道と議してかれを誅せしなりその奸計畏るべし

して見せしに厩侍に積みおく所の鎧匣百二十合歟のよしを還り申せしかば、時頼が用心いよくきびしく、二日、近國の御家人等時頼が家に馳せ集りて旗をあぐ。三日、泰村が南庭に落書あり。檜の板にしるせり。その詞に、「この程世間のさわぐ事何故とかしらで候。御邊うたれ給ふべき事なり。とひまゐらせて御心得のために申候」泰村使して、「某に於て野心あらず、世の申し沙汰するによりて、國々の郎從等きたり集れり。さだめて讒口のもとの歟。御不審あらば早く追返すべし。もし他人の上の事ならんには、衆力に非ずば御大事を支ふべからず。進退貴命に隨ふべし」といひしに、時頼「敢て疑ひ申す事なし」と答ふ。四日、御家人竝に時頼の祇候人等退散すべきよし觸れらる。五日曉より、鎌倉中いよく物騒、時頼萬年馬入道を使として、「郎從等をしづむべし」と泰村にいひおくり、次に平左衛門入道盛阿に誓紙もたせ、異心あらざるよしをいひけり。泰村殊に悦び、盛阿座をたちて泰村猶座にありしうち、その妻湯漬をすよめて安堵を賀す。高野入道覺地かくと聞きて、「こののち泰村が氏族ひとり驕侈なるべし。その時彼に對揚かなふまじ。たゞこの時に雌雄を決せよ」とて、父子一族泰村が家に馳せ向ひてかぶらを飛ばす。泰村大に驚きて防ぎ戦ふ。盛阿馳せ歸りてかくといふ。時頼この上はとて、實時して御所守

宗たる一本「宗徒」の已刻一本「禪定殿下」道家をいふ則一本「則於思企」後日思合する一本「後日に思合せらる」駿河前司殿「義村をい給ひて一本「給ふ」

らせ、六郎時定を大將とす。時定は舍弟なり。毛利藏人大夫入道西阿も御所に參らんとせしを、その妻に「妹なり、諫められて、泰村が陣に馳せくはよる。時頼これを聞きて、午時に御所に參り、北風南にかはりしかば泰村が南隣に火を放つ。泰村光村等法華堂にゆきて、頼朝の影前にて自殺す。宗たる輩二百七十六人、都合五百餘人なり。この中御所の番帳をゆるされしもの二百六十人、此外縁座にて罪せらるる者擧て數ふべからず。京都への狀に、「若狹前司泰村能登前司光村以下舍弟一家之輩、今日已刻已射出箭之間、被誅罰候訖んぬ」と云々。法華堂承仕法師天井よりうかどひし事書に、光村云「入道頼經の時、任禪定殿下内々仰旨、則可執、武家之權、しかるを若州の猶豫によりて後悔有餘」とて、みづから顔を削り、「猶見知らるべしや」といふ。其血御影を穢す。又御堂を焼んとするを泰村制止す。泰村云、「義明以來四代の功をおもひ、又北條外戚として内外をたすけし事を思はれば、一往の讒によりて多年のなじみをわすれてかくあるべしや。定めて後日おもひ合する事あるべし。但し故駿河前司殿他門の人々を多く死罪に申し行ひ、それらの子孫を亡し給ひて罪報の果す所歟。今死に臨みてさわがしく北條殿を恨むべからず」と云々。泰村以下の妻兒等は命をたすけて諸國に預けらる。七月、北條相摸守重時時



籌策一計謀

時が弟、泰、京都より下向。時頼が招きしに依りてなり。是より兩執權たり。重時は陸奥守になり時頼は相摸守に任ず。その後建長三年十二月二十六日、了行法師、矢作左衛門尉、長次郎左衛門尉久連等を捕ふ。謀反によりてなり。二十七日、叛人を誅す。近國の御家人等馳せ参る事夥し。皆々返さる。四年二月二十日、和泉前司行方、武藤左衛門景頼上洛す。これ上皇第一宮を申して將軍とせんが爲めなり。二十一日、法性寺の禪定殿下、道なり。薨す。奥州相州以下群參。彼の薨御の事有、説等、武家可有籌策之期也云々。四月一日、後嵯峨上皇第一宮一品中務卿親王宗尊御下向。十三ともいふ。三日に頼嗣歸洛。治世八年なり。中二年隔てて同七年八月、頼經卒す。九十。十月、頼嗣卒す。八十。按ずるに、宗尊は親王たりしが故、公卿殿上人二三輩近侍して、儀式嚴重前代に超えたりといふ。按ずるに、三浦光村が死期に申せしも、道家公内々の仰せありし由なり。これ關東を謀られし由聞ゆといへども、頼經の父頼嗣の祖たれば、その儘にてありしが、了行が事發覺せしかば、道家自殺し給ひしか。又武家よりはからひしにや。頼嗣を急に逐ひ出せしも、了行が事より起れりと見えし。但しこれらもいかなる謀計にや。いぶかし。

異字下一本  
有ニ國字一

○時頼論  
峯殿一道家  
開く一本  
「開いて」

建長五年十一月、時頼建長寺を建て供養す。導師は宋の僧道隆たり。蘭溪と號す。大覺禪師是なり。異僧のきたるこれを始とす。康元元年三月、重時辭職、その弟政村を以て執權とす。十一月、時頼辭職。一年、武藏守長時執權たり。長時は重時よりらくしよく、時に子、時頼落飾。山の内に退居、最明寺と號す。三十。文應元年二月、故近衛兼經公の息女下向。時頼が猶子として宗尊に嫁す。二十歳。宗尊。七、僧日蓮時頼に對面。弘長元年十一月、陸奥入道重時卒。六十。極樂寺と號す。是赤橋の祖なり。二年十一月二十八日、僧範宴死す。親鸞是なり。九十。三年十一月二十二日、相摸入道時頼卒す。七十。二男時宗十三にて家督せり。按ずるに、時頼兄につぎて權を掌り、始にその主を逐ひ、經、其後三浦の一族を謀りて終に滅し、重ねて又その主を逐ふ。嗣、峯殿の薨去をも世の人關東の籌策を疑ひ、ほどなく舊主二人共に相繼ぎて卒せられし、疑なきにあらず。かくて後嵯峨上皇の皇子を關東の主となし、攝家の息女を己が子となして御息所となす。長子を捨てて幼子をもてよつぎとなし、死して後その家亂れし、これらを以て觀る時は、彼を泰時と並べ稱する事心得られず。そのみにあらず、はじめて異國の僧を迎へ禪窟を開く。今に世の費をなす。後世賢明とする事、吾その故を知らず。



姫君一本に無し

卿一作將

文永元年八月、長時卒す。三十三左馬頭時宗執權たり。相摸守に任ず。時頼の長男式部丞時輔は在京して、時茂と長時兩六波羅たり。時宗家督の後は、政村長時これを輔佐しき。時宗が舅秋田城介泰盛も權勢ありき。三年三月晦日、御所の和歌の會あり。四月二十日、御惱によりて松殿僧正良基驗者として護身あるべきよし御沙汰におよぶ。六月十九日、時宗が第にて祕せる沙汰あり。左京大夫政村、越後守實時、城介泰盛が外會する者なし。この日良基御所を出て逐電。後に高野に入り、斷食して死す。二十三日酉時、俄に御息所姫君山内殿に入り給ひ、若宮は時宗が第に入り給ふ。人々時宗が家に馳せ集る。鎌倉中騷動。二十六日、近國の御家人等馳せきたる事夥し。七月一日、近國の御家人或は關をやぶり、或は道を廻りて來る者多し。三日の巳時、甲士旗をあけ、東西に馳せ廻り、時宗が門外をうかどひ、次に政所の南大路にて、一同にときをあぐ。少卿入道心蓮、信濃判官入道行閑、時宗が使として御所に往來兩三度。昵近の輩皆々御所を出て、残りつかふる者纒に五人。四日午時また騷動。戊時將軍家は越後入道勝圓が佐介の宅にうつりたまふ。女房の輿を用ふ。是は歸洛の御首途なり。二十日、入洛。時に二、十七か。按ずるに、宗尊の時宗をはかられしによりてなり、歸京の後、後嵯峨上皇も御對面なく、中御門左少辨經任を下さ

れて仰せらるゝ旨ありしに、武家別儀なければ事定りぬといふ。宗尊在職十五年鎌倉にはその子惟康纒に三歳なりしを主とす。五年十二月、蒙古の牒、宰府に來る。七年正月、北條時茂卒す。三十三八年十月、長時が子義宗上洛して北に任ず。九年二月十五日、鎌倉の早馬六波羅の北の方義宗が許に來り、義宗俄に南の方へよせて、時輔をうつ。是時宗が兄にて、弟に家督せられ逆心ありし由あらはれし故なり。鎌倉にても北條公時教時等緣座にて殺さる。是を二月の騷動といふ。十年五月、政村卒す。六十九歳、義時四男。義政加判たり。重時四男。十一年三月、蒙古襲ひ來る。七月宗尊薨す。三十三建治三年五月、義政加判を辭す。これより時宗一判たり。四年、蒙古の阿刺罕、范文虎等大に襲ひ來る。六年、業時加判たらしむ。重時が五男。七年四月四日、時宗病によりて入道す。道果と號す。この日卒す。三十寶光寺といふ。執權二十一年、嫡子左馬權頭貞時十四にて家督。その外祖秋田城介泰盛陸奥守に任じ威を恣にす。時國六波羅にて逆心有りとてよび下し、常陸へ流し遂に殺す。建治元年に南方たり。時房が曾孫なり。八年二月、貞時相摸守たり。其内管領平左衛門尉賴綱、泰盛と快からず。泰盛が子宗景驕侈の餘、會祖景盛は賴朝のゆかりありとて、源氏と改め稱す。賴綱かれが氏改むる事將軍の志あるにやといひしかば、貞時もさも思ひし歟。又實に異心ありしにや、十一月



泰盛宗景以下の一族竝にその同類皆誅せらる。これを霜月の騒動といふ。この後頼綱一人にて權を執り、雍染して果圓といふ。

按ずるに、泰盛が祖父高野入道覺地、三浦が一族を讒し殺して、子孫のために謀りしに、その孫の代に一家ほろぶ。又果圓泰盛をうしなひしが、その後又おのれも誅せられぬ。天の報應かくの如く明らかなり。

十年六月、業時剃髮。貞時宣時を加判とす。宣時は時房が孫正應元年、貞時がはからひにて、後宇多をおろしまるらせて伏見即位あり。二年九月、鎌倉騒動し、將軍惟康親王俄に上洛さる八月十五日、鶴岡放生會までは、貞時宣時供奉して渴仰せしが、俄に綱代興さかさまによせて逐ひ出せり。在職二十四年、二貞時後深草院の御子當今の御弟久明親王を迎へまるらせ、十月惟康の娘を久明十六の御息所となす。永仁元年三月、貞時初て北條兼時を六波羅より筑紫へ遣し、鎮西の探題とし、長門の探題を置きて、西國中國の事を掌り、夷賊のおさへとす。兼時は時頼が孫、建治九年に六波羅たり四月、鎌倉大地震。壓死一萬人に及ぶ。この頃果圓恣に威をふるひ、二男飯沼判官も父におとらず。時人飯沼殿といひ、又安房守に任ず。果圓驕の餘りに、飯沼を將軍にせんと謀る。果圓が長子宗綱かくと告げしかば、頼綱入道

知らざりしが一「知らざりしかば」

なり一本に無し

も飯沼も誅せられ、宗綱も佐渡へ流され、その後召返して管領たらしめしが、又罪有りて上總へ流されき。四年十一月、三河守範頼の玄孫吉見孫太郎義世叛謀の聞えありて、鎌倉にて誅せらる。五年、貞時國々へ使を遣し、守護の善惡、民間の疾苦を問ふ。是より年ごとに遣す。又その使のゆくさきにて惡事あるを、貞時知らざりしが、出羽の羽黒の山伏來りて直訴せしにて、使の惡事を糺明して、罪に行はると使百人餘なり。その後諸國よく治りて、人皆善政を稱す。正安三年正月、貞時使をつかはして、後伏見院をおろして後二條を位に即く。八月、貞時入道す。崇演といふ。その壻師時に讓職。師時は時頼が孫。又時村は政村が子にて長者たれば、師時に副へて執權加判せしむ。嘉元三年正月、宗方時頼が孫、駿河守なり時村を殺す。是は師時時村二人貞時が名代にて執權せしに、宗方師時と權を争ふ。まづ時村を殺して、師時を謀るべしとて、久明將軍の仰せなりと稱して、兵をあつめて時村を夜討にす。子時時村貞時怒りて陸奥守宗益と宇都宮貞綱して宗方をうち、その同類をも殺し、宗宣を師時に副へて加判せしむ。徳治三年即ち延慶元年七月、貞時が計ひにて久明親王を逐ひ出し、その子守邦親王を主とす。久明在位二十年。四十守邦纔に七歳なり。應長元年九月、師時頓死す。七十十月二十六日、貞時卒す。四十最勝園寺



○貞時論

孫なり(分註)一本「子なり」

といふ。執權當職十八年、剃髪の後十年、合せて二十八年なり。嫡子高時九歳なれば、宗宣のひろと熙時のひろと連署執權たり。熙時のひろは時頼のときが孫、貞時のさだが内管領、長崎入道圓喜のまろと高時のたかが舅秋田城介時顯のときと遺言をうけて高時のたかを輔佐す。圓喜のまろは賴綱のらうが甥、光綱のあきが子、時顯のときは泰盛のたいが弟、顯盛のけんが孫。

按ずるに、世人貞時のさだが善政のぜんせいを稱す。されども十四歳にて父につぎ、十五歳にて外祖外舅のぐわいそを殺し、宗景のそう其主のしゅを逐ふ事二人、惟康のち帝位のていを廢する事二代、後伏見のあひその威のいを恣にして東宮のとうきゆうをたて給ふことも皆かれが心に任せらる。國家のこく既に善政のぜんせいを稱すといへども、かれが代干のかん頻りにうごく。泰盛のたい、果圓のくわん、吉見のきち、宗方のそう前後四個度なり。たゞ一事のじの稱のしょうすべきは、諸國のしよこくに使のしを廻のめぐらして民間のびんかんの疾苦のしやくを訪のまひし事のじのみにや。

正和元年のしょうわ六月、宗宣のそう死し、熙時のひろ一判、圓喜のまろ時顯のときやと威のいをふるふ。四年、熙時のひろ死し、基時のもと貞顯のさだ執權のしやくたり。基時のもとは業時のわざが孫、貞顯のさだは義時のぎが孫、金澤實時のかねが孫なり。五年、高時のたか十四にて執權のしやくとなる。基時のもと辭す。文保元年三月、高時のたか相摸守のさう。五一年、關東のくわんより花園のはなをおろして、後醍醐のあひをたつ。元亨二年、奥の安東のあん五郎のご叛のはんす。これは又太郎のたろうといふ一族のいちと、いさよか爭論のせうの事のじありしに、圓喜のまろ著のちやくしてその職のしやくを嫡子のちやく高資のたかにゆづり、高資のたか驕のあうりて高時のたかをないがしろにせし頃のころなれば、兩方のりやうより略のりやくを取りてしかも私のわたくしありしを五郎のご慣のなれるなり。又攝州のせつしゆうの渡邊のわた、紀州のきしゆうの安田のやす、大和のやまとの越智のえちなど

○北條氏論

も武家のぶけに叛のそく、承久のしょう以來のいらい武士のぶしの北條のほうにそむく事のじの始のしなり。正中元年のちゆう、土岐のど頼員のらいが事のじあり。二年、資朝のすけ俊基のしゆん下向のげの事のじあり。この年十月、前將軍のぜん惟康のち薨のこうす。六十のむ嘉曆元年のかり三月、高時のたか入道のにふだうす。四、崇鑑のそうと號のごうす。舍弟のしゃ左近大夫のさ泰家のたいに職のしやくを讓のりるべしとありしに、長崎のなが高資のたかかす。泰家のたい入道のにふだうして惠性のゑといふ。北條のほう守時のしゆ維貞のゐ執權のしやくとなりて、高時のたかが旨のめを承のうりて事のじを行のこなふ。二年十月、維時のゐ卒のすす。元徳二年のげん六月、茂時のしげ執權のしやくたり。九月、高資のたかが逆威のさか甚のししきにより。高時のたか竊のひそにその一族のいち高頼のたかして誅のちゆうせんとせしが事のじあらはれ、高頼のたか奥のおくへ流のながされて、高資のたかが權のけん彌盛のやなり。元弘元年のげん八月、帝のてい笠置のかさに行幸のぎやう。九月、笠置のかさ陥のくだる。帝のていを取りまらせ、正慶元年のせい三月、隱岐のいんへ御幸のぎ。五月、楠正成のくすが兵起のへいり、八月、赤松のあかが兵起のへいり、二年五月七日、京のきやう陥のくだる。仲時のなかつ時益のとき討のうたれ、二十二日、高時のたか等のらう義貞のぎの爲のために滅のほろぶ。當職のたう十一年、その後七年、一歳のいち守邦のしゆ將軍のきやう同日のどう入道のにふだうして七月卒のすす。三十

按ずるに、北條のほう九代のくとは、時政のとき、義時のぎ、泰時のたい、時氏のとき、經時のけい、その弟のてい時頼のとき、時宗のとき、貞時のさだ、高時のたかをいふなり。されどもし執權のしやくの世次のせいを以のもていはど、時氏のとき父のちちに先のさきちて死のししたり。九代にはあらず。もし血統のけつをもていはど、經時のけい時頼のとき兄弟のけいなり。共にこれ一世のいちにして、九代にあらず。實のじつは八代のはちなりしを、いかで九代のくとは申のますにや。その中のちゆう時政のとき義時のぎ父子のふしが姦のかん



悪前に論ぜしが如し。されど天下の武士彼を仰ぎし事は、義時承久の亂後に、多くの闕所を悉く軍功ありし輩に分ち與へて、おのれ一所をも領せざりし一事にやあるべき。泰時が賢なる事いふに及ばず。猶くはしく、さてその嫡孫經時執權の程久しからず、その人稱すべき事もなく、又そしるべき事もなし。たゞ將軍賴經の職を譲り落飾ありしを、經時が計ひのやうに申せど、いかどあるべき。その弟時頼が事は、その悖逆不智既に前にしるしぬ。時宗又持明院殿と大覺寺殿と兩流かはるゝ御位しろしめさるべしとて帝位を亂り、其主を逐ひ、尊其兄を討つ。輔これら皆人倫の理なし。たゞ大元の兵頻に我國に寇せしを、おのれ鎌倉にありながらこれを破る。この一條その器度おもひはかるべし。貞時が事又前に論じぬ。世の人時頼をならべ稱することは、諸國に巡察使を下せし一事のみなり。高時が事に至りては、論ずるに足らず。

正統記にいはいく、大方泰時心正しく、政すなほにして、人をはぐくみ、物におごらず、公家の御事をおもくし、本所の煩を止しかば、風の前に塵なくして、天の下別ちしづまりき。年代を累ねし事、偏に泰時が力とも申し傳ふめる。陪臣として久し

帝位一本

器度器量

○泰時論

とれり一本

餘薰遺徳

人も一本

ふかく一本

十二年一本  
十三年一本

く權を執る事は、和漢兩朝に先例なし。その主たりし頼朝すら二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、はからざる家業を始て、兵馬の權を執れり。ためし稀なる事にや。されど殊なる才徳も聞えず、又大名の下にはこる心や有りけん。中二とせばかりぞありて身まかりしかど、彼泰時相續ぎて徳政を先とし、法式を固くす。己が分を量るのみならず、親族竝にあらゆる武士までも戒しめ、高官位を望むものなかりき。其政ついでのままに衰へ、終に亡びぬるは、天命の終る姿なり。七代まで保てる事こそ彼が餘薰なれば、恨る所なしといひつべし。およそ保元平治よりこのかたのみだりがはしきに、頼朝といふ人も泰時といふ者なからましかば、日本國の人民いかなりなまし。此いはれをよく知らぬ人は、故もなく皇威の衰へ武備のちりにけると思へるは誤なり。泰時が昔を思ふには、深く誠ある所ありけんかし。子孫はさほどの心あらじなれど、固くしける法のまよに行ひければ、及ばずながら世をも累ねしにこそ。按ずるに、泰時その異母弟政村に怨なく、父の所領をことごとくに諸弟に分ちあたへ、執權十二年皇子後醍醐の院を立まらす。又其の主君頼經を敬ひ、成敗式目をさだむ。○太田道灌が説に、泰時執權の時、僧ありて、「公もし善心あらば一伽藍を建て給へ」といふ。泰時、「建立の事も有りなん。その功德はいかに



現一作理  
從類眷屬  
一族の者  
ありしと一  
一本「あ  
りしかどし

や」といふ。「一字の伽藍を建立しぬれば、治世安民、後生善所、子孫繁昌の功德あり」といふ。泰時、「佛法と神道聖法とは何れか優劣ある」僧答へて、「神道聖法は佛法には及び難し。」泰時笑ひて、一師道にくらければ萬弟道にまどふとは、かゝる事にぞ有るべき。我國の宗廟太神宮は、小社を茅葺にしてわたらせ給へども、御惠は秋津洲に充つ。和僧の心こそ正しからね。功の大小によらず、志道に協ふ時は求めざるに善縁ありと勧めなばよかりなん。我を賺して伽藍建てよといふは、大に過れるにこそ。今伽藍を建てなばその費大にして國の煩なるべし。これ安民の便ならず、民を苦むるなるべし。現世安穩とは、何をかいふべき。世を治め從類眷屬をはごくむこそ、現世安穩とはすべき。子孫善ならば祈らずとも榮え、惡あらば祈るとも亡びなまし。我家業だによく知る事はかたし。況や我道ならぬ事をや。聖賢の道神道の意の深長なる、いかでか知り盡すべき。一天の主萬乗の君も渴仰し給へる佛道なればあししとは申しがたし。和僧鎌倉にあらば政の妨ともなり、淺智の人家業を失ふ媒ともなりなん」とて、鎌倉を追ひ出しけり。その後鎌倉の僧これに畏れて、人を誑かさず。泰時かゝる賢才ありしと、時頼が代に建長寺を建てしより、鎌倉中に

○五山一建  
長、圓覺、壽  
福、淨智、淨  
妙の五寺  
流離一さま  
よふ

五山とて大なる寺どもあまた作り、その外國々に寺を作る事數を知らず。國の寶大きに費え、盜賊巷に充ちぬ。尊氏は夢窓國師といふ僧にたぶらかされて天龍寺を建てて、あるにもあらぬ事多かりき。武將の身としてかゝる道に惑ひては、國を治むること難かるべし。寺作ることろざしありなば、まづ四海にみてる流離の民をすくふ謀こそあらまほしけれ。



讀史餘論 卷八

○後醍醐帝中興御政務の事

元弘三年關東には正慶二年六月七日、御歸洛。年號竝に御方せし公家の官位もとの如し。先年配流の宮方竝に公家武家僧徒國々より上洛。七月二十三日、護良親王御入洛。任征夷將軍。十月十日、北畠顯家時に參議を陸奥守になしてつかはさる。義良親王後村上なり。時に六歳。奥へわたり給ふ。結城上野入道忠後見す。十二月二十八日、成良親王十一歳鎌倉に御下向あり。足利左馬頭直義兼相執權たり。建武元年正月、大内裏を造らる。高倉の院安元三年大内燒たり。こゝに至り安藝周防を料國に寄せられ、日本國の地頭御家人の所領得分二十分一を懸課せらる。此時初て紙錢を作らる。是我朝交鈔の始三月、本間澁谷、鎌倉を襲ひて敗す。筑紫に規矩糸田兵を起し、河内に兵起りて飯盛山に籠り、伊豫に赤橋が兵起りて、立烏帽子の峯にこもる。程なく飯盛は楠がために敗られ、立烏帽子は土居得能にやぶられ、筑紫は大夫小貳に破られ、その後まづ大功を賞せらる。足利治部大輔に武藏、常陸、下總、左馬頭

「孫田」一本

梅松論—南  
北朝時代の  
事を記せる  
書—一本  
「體」  
裁許—裁斷  
許可

宥めらる—  
一本「宥め  
られ」

直義に遠江、新田左馬助義貞に上野、播磨、子息義顯に越後、兵部少輔義助に駿河、楠判官に攝津、河内、名和伯耆守に因幡、伯耆、その外公家武家に二個國三個國を賜はる。忠顯などには三、赤松圓心には佐用莊一所を賜はり、播磨の守護職は程なく召し返さる。三月十一日、萬里小路藤房卿出家せり。梅松論に、元弘三年天下一統せしかば、いつしか諸國に國司守護を定め、卿相雲客各その階位に登りし程、實にめでたかりし御聖斷の趣、五畿七道八番に分れ、卿相を以て頭人として、新決所と號して新に作らる。是は先代引付の沙汰のたつ所なり。太平記にはゆる大議においては記録所にて裁許あり。又窪所と號して、土佐守兼光、太田大夫判官親光、富部大舍人頭、三河守師直等を衆中として、御出ありて聞召す。昔の如く武者所を置かれ、新田の人々を以て頭人として、諸家の輩を結番せられ、古の興廢を改めて、「今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべし」と、新なる勅裁漸聞えけり。記録所決斷所を置かるれども、近臣臨時に内奏を経て非義を申し行ふ間、綸言朝に變じ夕に改り、諸人の浮沈反掌のごとし。或は先代滅亡の時逃れくる輩、又高時の一族等被官の外は、寛宥の儀を以て死罪を宥めらる。又天下一同の法を以て安堵の綸旨を下さるといへども、所帯を召るゝ輩、恨を含む。太平記には、



奥に媚び云  
云一論語に  
與其媚於  
奥寧媚於  
竈とあり

鄂曲一今様  
風の俗曲  
一本無下  
官字一  
或は一本  
「それど」  
「訴へ一本  
「訴人」

元弘三年八月三日より、軍勢恩賞の沙汰あるべしとて、洞院左衛門督實世を上卿に定めらる。諸國の軍勢功狀を捧けて恩を望む輩數を知らず。實に忠ある人は功を恃みて諛はず、忠なき者は奥に媚び竈に求めて上聞を掠めし間、數月の間に僅二十餘人の賞を行はれしかど、事正路にあらずして、やがて召し返され、萬里小路中納言藤房を上卿となされ、忠否を糺して申しあたへんとせられしに、内奏によりて朝敵なりしも安堵を賜はり、忠なき者も五個所十個所の所領を賜ふ。藤房諫を納れかねて、病と稱して辭す。その後九條民部卿光經を上卿となさる。諸大將にその手の忠否を尋ね究めて申しあたへんとしけるに、相摸入道の一跡は内裡供御料所に置かれ、四郎左近大夫入道の跡をば兵部卿親王へ、大佛陸奥守跡をば准后の御料に、この外相州の一族關東家風の輩が領をば鄂曲の妓女、蹴鞠伎藝の者共、衛府の諸司、官女、官僧等に一跡一跡を合せて内奏より申し賜はりしかば、六十餘州のうち、立錐ばかりの地も軍兵に可行闕所はなし。光經もせんすべなくて年月をおくらる。又雜訴の沙汰の爲に、郁芳門左右のわきに決斷所を建て、その議定の人には才學優長の卿相雲客、記傳明法外記官の人を三番に分ち、一月に六個度の沙汰の日を定めらる。或は内奏より訴へ勅許を蒙れば、決斷所にて論人に理

内奏に一一  
本「内奏よ  
り」

左馬頭殿一  
直義

を付けられ、又決斷所にて本主安堵を給はれば、内奏にその地を別人の賞に行はる。かかりしに程所領一ヶ所に四五人給主付きて、國々の動亂やむ時なし。又日比は武威に誇り本所をなみせし武士ども、いつしか諸庭の奉公人となり、或は香車の後にはしり、或は青侍の前に跪く。世の盛衰時の轉變、なげくべからぬ習とは知りながら、今の如くにて公家一統の天下ならんには、諸國の地頭御家人は皆奴婢雜人の如くにてあるべし。あはれいかなる不思議も出來て、武家四海の權を執る世の中に又なれかしと思ふ人のみ多かりけり。○梅松論に、京都の聖斷に恨を含む時分、下の御前左馬頭殿鎌倉に御座ありければ、東國の輩これに歸服して、京都には應ぜざりしかば、一統の御本意今においては更にその益なしと思召され、武家は又公家に恨を含みて、頼朝卿の如く天下を專にせん事をいそがしく思へり。故に公家武家水火の争にして、元弘三年も暮れにけり。建武元年、元三節會以下の儀式は昔にかへる體なりしかど、世の中人の心も調はず、よろづ物さわがしく見えしに、大塔宮、義貞、正成、長年、潛に叡慮をうけ、うちたつ事度々に及べども、尊氏につきし軍勢數を知らず、合戦難儀なるべきにて、既に軍あるべき日、まづ事を延さんために、無爲の體にて北山殿へ臨時の行幸度々に及ぶ。六月七日、大塔



尊氏の「一本」尊氏は、宮大將にて尊氏の御所へ寄せらるべしと聞えて、武將の御勢御所の四面を警固し、餘る軍勢二條大路に充滿して、事の體大儀に及びしほどに、當日無爲になりけれども、尊氏憤り申されければ、まつたく愾慮にあらず、宮の張行の趣なりしとて、十月二十二日の夜御参内のついでをもて、武者所に居籠奉り、翌朝常磐井殿へ遷し奉り、武家の輩警固し奉り、宮の御内の輩をば、武者の番衆かねて勅命を蒙りて數十人召し預けられ、同十一月、宮をば細川陸奥守顯氏請ひとりて關東へ御下向あり。宮の御謀叛眞實は愾慮にてありしかど、御とがを宮に譲り給ひしかば、宮は武家よりも君の恨めしくわたらせ給ふと御獨言ありしとも承はる。保曆間記に、尊氏昇殿官途はなりしかど、させる恩賞もなし。その故は、大塔宮さよへ申させ給ひけり。「尊氏兵權を執らばむかしの頼朝にかはるべからず。このついでに誅罰せらるべし」と申されけるを、帝さしもの軍忠の人なりとて其儀なし。彼の宮種々の謀を廻らし、尊氏を討たんとす。其頃畿内西國の武士楠など申す者は皆彼の宮の御方なりければ、便宜あらば尊氏討たんとせしかど、東國の武士多く尊氏方なりし上は、譜代の武勇なれば軋くも討たれず、將軍にさへなざるべしと聞ゆ。建武元年、宮世の心にまかせぬ事を安からず覺して、天下をみだり給ひ、御位を退

「上」一本

なりしかど「一本」なかりしかど「さしもの」一本「の」字なし

聞えけん「一本」聞えけん「一本」聞えけん

難太平記「太平記の誤謬を正せる書」給へ「一本」給ふ「兩御所」尊氏直義支證！證據

けて、我御宮が道親房、二歳になり給ふを位につけ奉りて、尊氏以下さるべき武士を討ちて、天下をわがまよにせんと思ひ立ち給ふ。この事いかゞして聞えけん、主上驚かせ給ひ、宮を十月晦日内裏にて捕へ奉りて、直義が鎌倉にありしに預け置かれ、彼の御方の武士多く誅せられけり。

今川貞世が難太平記に曰く、義家の御置文に、我七代の孫に我生れ變りて、天下を取るべしと仰せられしは、家時の御代にあたりたり。猶も時不來事を知し召しければにや、八幡大菩薩に禱りたまひて、「わが命を約めて、三代の内に天下を取らしめ給へ」とて、御腹を切り給ひしなり。その時の御自筆の御置文に仔細は見えしなり。正しく兩御所の御前にて、故殿も道心者、我等なども拜見申したりしなり。「今天下を取る事唯この發願なりけり」と兩御所も仰せありしなり。又いはく、元弘に御上洛の時、不思議の事ありけり。「三河國八橋に御著のとき、御前無人數の夕に、白衣著たる女一人参りていふ、「御子孫惡事なくば七代守り申すべし」と云うて、夢の如くに失せにけり。それ戦に出で給ふ時、雨風を以て示し申すべし」と云うて、夢の如くに失せにけり。それよりしてひしと御謀叛の事思召し定めて、上杉兵庫入道を兵庫の頭藤憲房、尊氏兄弟の外舅、御使として、



○尊氏論  
(一)  
越階一飛び  
越して官位  
の昇進する  
こと

先吉良上總禪門義貞に仰せ合はされしに、御返事にいふ。今までは遅くこそ存じつれ。この事關東御立の時より内々上杉兵庫入道は申し勧めけるにや。家時貞氏この兩御所の御遺意を、大方殿の上杉ばかりに仰せ聞かされけるとかや。是によりて殊更この人骨を折りて河原合戦に討死しけると云々。  
按ずるに、梅松論、保曆間記の説、皆々武家の爲に潤飾せしものなり。尊氏越階して従三位にのほり、参議になされ、三ヶ國の守護をたまふ。いかでさせる恩賞もなきといふべき。太平記には、尊氏宮を讒せしよしをのせたり。されば保曆間記の説、建武元年といふより以下は、則ち尊氏の讒説の趣しかりしと見ゆ。又此宮はじめより尊氏を叛臣と御覽じて、征伐あるべしと思召されし事、もつとも其いはれある事と見えたり。難太平記の説によれば、尊氏武家の代を奪はんと思はれし事年久し。たゞに尊氏直義兄弟かく思ひ給ひしのみにあらず、家時貞氏の代よりその志は有りしかど、便なかりしかばさてのみ過ぎ。尊氏の宮方に參られしは、但其勢を假れるのみにて、朝家の御爲に義兵を擧げられしにはあらず。かくて天下のありさま思はざる外に、公家一統の代となりしかば、いかにもして故右大將家の如く武家の代

○建武中興論

と成さばやと思はれし事を、宮はとく御覽じつけられしかば、速に討ち給ふべしと思召されしかど、御許なかりしを、とかくためらひ給ふ内に、尊氏やがて其叔母して准后にさよへ申せしを、帝つひにまどひ給へり。  
又按ずるに、中興の初政悉く議するに足らず。世の常の時だに、中興の業は創業よりは猶かたくやあるべき。譬へば創業はあらたに家つくるが如く、造立の功そこばくなりといへども、その功をなし得ぬれば、その家數百年をも保つべし。大廈の破れ傾きしをもとの如くに修造せんとする事は、最も大儀の事なり。鄙しき諺に角直さんとて其牛殺せりといふ類、誠によき喩なるべし。初め攝關の人々の權をほしいまよにして朝廷の禮衰へしを、後三條院の御位の後、幾程なく昔にかへされし事は、未だその衰へ甚しからぬほどなればなり。譬へば小破の時にやがて修造せる屋舎の如し。頼朝天下の權を分ち、北條九代うちつゞきて世を知りし後は、六十餘州の武士その勢を張りて、その威をほしきまよにしたりき。それをいかで今無功の人々の下に、手を束ね膝をかどむべき。それにたゞ世の常の如く、古朝家の未だ衰へざりし代の如くになしかへされんとし給ひし事は、基傾き破れしを、やがて



あたひぬる  
一本「た  
びぬる」

おし直して粉飾を加ふるに異ならず。その覆へらん事日をさして待つべし。然るに民の肩いまだ安からざるに大内をたてられんとし、まづ宦官、媵妾、伎能、法師の類に所領賜りて、軍功ありし者に分け賜ふといふ事もなく、たましくあたひぬるをやがて召し返さるゝの類、たゞ是其亂を招き給ふ所なり。且は又かよる時の急務刑賞二つにししくはなし。恩をたて威をたつ、この二つにあらずして叶ふべからず。小功の輩はいふに及ばず。先賞せられし大功の人々、その功の多少を論ぜられし所悉くその所を得ざりき。今試にその功を議せんに、護良親王の功は申すに及ばず。但し是は正しき御父のためなればさもあるべしや。功臣においては正成を以て第一とすべし。その故は、はじめ笠置おちて天子西州に蒙塵ありし時にあたりて、六十六州のうちたゞ此一人その節を改めずして、わづかの小勢を以て東國の大軍と戦ふ事年を経しほどに、武家に背く輩も彼是出來しなり。この人かく王家の御爲に勳勞なからましかば、新田、足利、赤松等の人々も其志を立つる事叶ふべからず。さてその次は義貞の功最も大なり。是れその巨魁を亡せしが故なり。さてその次は赤松名和いづれをか上としいづれをか下とすべき。赤松が功に非ずば、六波羅はやぶれじ。帝

巨魁—頭梁

已本作方。  
今改之。

たとへ船上におはしますとも、鎌倉いまだ滅びず、六波羅いまだ敗れざらんには、行在尤も危かりなん。名和乗輿を迎へて是を守りまらせざらんには、たとへ鎌倉亡びたりとも、誰が爲にかその功をも奏すべき。然はあれど窮鳥懐に入れば獵者もこれを憐むといへり。まして況んや萬乗の天子御頼みあらんには、凡人たらん者いかに身を以て守り參せざるべき。その功大なるに似たれど、その事は成し難しとも思はれず。天子既に海外に遷され給ひて、武威殊の外に張りし日に、都の外遠からぬ境に兵を起せし事は、その功長年に及ばざるが如くなれども、その事はなし難しとやいふべき。尊氏の功は稱すべき所なきにや。東兵久しく正成が爲に苦められ、赤松が兵あらたに起り、天子船上にうつり給ひて、官兵都に赴き、事以の外に難儀たるよし聞え、且は高時がふるまひ已に滅びぬべき時至る事をまのあたり見及ばれければ、年頃の志事成りぬべきを待ち得ぬと思ひしかば、官兵に屬すべき由を申されしかど、六波羅の亡びし日とても、仕出したる程の戦功もあらざりき。然るにこの人を賞せらるゝに第一の功を以てせられし事、心得ぬ事なり。されど又その謂ある事もありき。その故は、この人の祖陸奥判官義康と聞えしは、義家の孫にて



保元の亂にも官軍に屬して、一方の大將にて有りけり。その子一總介義兼は、實は八郎爲朝の子にてありしとも申すなり。頼朝にも親しく、又北條にも親しかりしほどに、源氏の一族の中には頼もしくや思ひ給ひけん、平家の兵を防がんための大將とも成されき。かくて世の覺えもよかりしかば、受領なども執し申されけり。その子義氏は時政が外孫なりしかば、彼が家に殊に親しく、承久の時にも一方の大將になされき。其子泰氏は泰時が外孫。その子頼氏は泰時が孫女にて、時氏が娘の腹に生る。其子家時又時茂が外孫にて、其子貞氏も時氏が外孫たり。この貞氏のみ上杉が三郎 壻となりしかば、尊氏直義のみ北條が外孫にはあらず。かく代々北條に親しく且は源氏の末葉なりしかば、この度も一方の大將にはさよれたり。されば帝も年頃この人々の事をば、さる者なりとしろしめされしが、一方の大將にて登ると聞えしに、御方に參るべきよしを船上に申されし程に、いかにたのもしくも悦ばしくも思召れたりけん。義貞の如きも同じ源氏の流にて、殊にこの人の祖新田義重入道上西と申すは、足利の祖義康の爲には兄なれば、八幡殿の男義國の流には嫡家にておはせしかど、頼朝不快の事おはしければ、其代にはあらはれし人々もあらず、上野國

られしなり  
き一本  
「られしま  
てなり」

原本脱餘  
字。今補  
之。

にうづもれて世にも知る人なかりしかば、帝には猶聞きも及び給はざりし。されど其功殊に大なりしかば、父子兄弟是も四ヶ國の守護を賜はりしかど、その官位は尊氏には及ぶべからず。從四位上左兵衛督にて播磨守を兼ねられしなりき。かくその代に大功といはれし人々の功を議せられしに、誤多しと見えれば、ましてその餘小功の輩の忠否明ならざりし事、太平記等にしるせるが如くなるべし。さらばなど世亂れずしてあるべき。

建武二年春三月、西園寺大納言公宗謀叛して誅せらる。五月二十一日、出羽の住人國司葉室宰相光顯を殺す。名越太郎時兼北國に起り、相摸二郎時行は信濃國に起りて鎌倉にむかふ。直義のさしむけし軍勢無利して敵攻め入りしかば、直義成良親王を伴ひまるらせ、七月二十三日、鎌倉を落つ。八月二日、尊氏兇徒退治のために出京。正統記に、建武乙亥の秋の頃高時が餘類謀叛起して鎌倉に入りぬ。直義は成良親王を引連れ申して、三河國まで遁れにき。尊氏は申し請ひて東國に向ひけるが、征夷將軍竝に諸國の總追捕使を望みければ、征東將軍になされて悉くは許されず。太平記には、征夷將軍竝に東八ヶ國の管領を望む。征夷使の事は關東靜謐の忠によるべし。東八ヶ國管領の事は許



御申—一本  
「御申渡」  
及べども—  
一本「及ぶ  
と云へど  
も」  
ありしに—  
一本「あり  
しが」

大御所—尊  
氏  
下御所—直  
義

さる。これのみならず御諱の字を下さる。梅松論に、關東合戦の事先だちて京都へ申されしによりて、將軍御奏聞ありけるは、直義無勢にして防ぎ戦ふべき智略なきによりて、海道に引き退く由その聞えあれば、暇を給はりて合力を加ふべき旨、御申度々に及べども勅許なき間、所詮私にあらず天下の御爲のよしを申しすて、八月二日、京都を御立あり。此頃公家を叛きし人々其數を知らずありしに、皆喜悅の眉を開きて御供申しけり。三河矢矧にて京都鎌倉兩大將御對面あり、關東に御下向。遠江の橋本佐夜の中山、駿河の高橋繩手、箱根山、相摸川、片瀬川より鎌倉にいたるまで七ヶ度の戦にうち勝ちて、八月十九日、鎌倉に攻め入り給ふに、兇徒悉く自害す。去程に將軍御兄弟鎌倉にうち入り、二階堂別當に御座ありしかば、京都より供奉の輩は勳功の賞にあづかることを悦び、又前代與力の輩は死刑流刑を宥められし程に、いかにも忠節を致さん事を思はぬ者ぞなかりける。京よりは人々親類を使者として賀し申さる。又勅使中院藏人頭中將具光關東に下り、「今度東國速に平ぎし事叙感再三なり。但し軍兵の賞においては、京にて論旨を以て行はるべし。まづ早々歸洛あるべし」となり。大御所は「急に參るべし」と御申しありける所に、下御所、「御上洛然るべからず。其故は高時亡びて天下一統せし事、併

南朝記傳—  
南北朝時代  
の野史

御武略によれり。然るに頻年京に御座ありし時、公家竝に義貞の隱謀度々に及べども、御運によりて今に安全なり。たま〜大敵の中を遁れて關東に御座然るべし」と、かたくりさめ御申しありけるによりて、御上洛を止られき。  
按ずるに、正統記、保曆間記、太平記、共に尊氏下向の事を望みし時に、征夷將軍竝に總追捕使を望みしを許されたりし由なり。梅松論には、下向の事をゆるされざりしやうに記したるは、これは潤飾の辭なり。尊氏が請ふ所のかなはざるを憤りて下りしを、かく公家の御過あるやうにかきしものなり。  
南朝記傳に、冬十一月十八日、尊氏細川阿波守和氏を以て奏狀を捧ぐ。同十九日一の宮尊良親王竝に新田義貞に節度を賜ふ。太平記には、尊氏勅約の上なればとて、未だ宣旨をも不被下、おして征夷將軍と稱して、東八ヶ國管領の事勅許なればとて、先新田一族の拜領したる東國の所領共を、悉く此度の軍功の輩にあて行ふ。かくて尊氏關東を平けし後、隱謀あるよし聞えて、追伐の宣旨を下さるべきにて有りしに、親房、公明、頻に諫め申されて、法勝寺の慧鎮上人を下され、「事のやうを尋ね究めらるべし」とて、既に關東へ下らんとせらし日、尊氏細川阿波守して奏狀をさよぐ。  
按ずるに、奏狀には建武二年十月一日とあり。義貞の奏狀には、十一



武一作兵  
織綺一機を  
おること  
中前代一北  
條時行

月日と記さる。正統記に、東國はしづまりにけれど、尊氏望む所達せずして謀叛を起すよし聞えしが、建武二年十一月十日餘りにや、義貞を追討すべき奏狀を奉る。すなはちうち上りければ京中騒動す。保曆間記に、尊氏直義海道所々の合戦に打ち勝ちて諸人降参す。然るに故大塔宮の御方人臣下の内にやありけん、尊氏謀叛の志あるよし讒し申して、義貞を招きて種々のからたひをなして、左中將に申し成して、上野は尊氏が分國なり、のこ説誤也。義貞に申しあてけり。尊氏上洛せば道にて討つべきよしを義貞に仰す。さて尊氏を召さる。「關東勢をば直義につけおき、一身急ぎ馳せ参すべし」と云々。尊氏勅定に應じて上洛する所に、京都より内々この事を告げし人もありけるにや、直義も東國の士も不審に思ひて留にければ、尊氏上洛せず。梅松論に、今度尊氏直義に供奉の人々には、信濃常陸の關所を充て行はるゝ所に、義貞討手を給はりて下向のよし聞えし間、まづ義貞が分國上野守護職を上杉武庫禪門に任せられ、用意のために國に下る。かよりし程に、京都伺候の親類代官共は急ぎ都へ上り。關東に忠を存する人は、又京都より逃げ下る間海道上下の輩俄に織綺のごとし。

按ずるに、中前代滅びしは八月十九日なり。尊氏の奏狀を捧げられしは十一月十日

逆節一節操  
を無視する

餘なり。中間九十日はかりもやあるべき。このうち兵部卿親王の御事の聞えざりしは、いかなる御事にや。やがて勅使を下されしよし、梅松論の説の如くなるべし。保曆間記の如くなれば、義貞の奏狀にも及ばず、又上野を此時義貞に賜りしといふも誤なり。延元元年二月、尊氏を筑紫へ追ひ落せし功によりて、左中將に任せられき。又梅松論に、義貞下向と聞えて、上野を上杉に充て行はれしと云も文飾の辭なり。義貞十一月十九日に追討の宣旨を賜はり、即日發向。同二十五日に矢矧合戦なり。此事鎌倉に聞えて、上杉上野へ下り、義貞の一族の代官等上洛するなどいふは符合せぬにや。太平記の説の如くにて事情にかなへり。たとへ義貞追討の宣蒙られしと風聞あればとて、その領國をおし取らんは豈逆節にあらざらんや。梅松の作者尊氏の爲に非を飾りぬれども、遂にその辭を得ざりしと見えし。思ふに尊氏鎌倉へ入られしの際、勅使して召されしかども、急に参るべき由を申して上らず。其内におして將軍と稱し、又は東國の中を武士の軍賞に行ひしなど聞えし後に、奏狀を捧げられしなるべし。又大平記には義貞下向と聞えて東兵發せし由なれど、これも符合せず。十一月十日餘りに、奏狀京師に至り、去月二十五日に矢矧合戦なれば、正統記の説の



如くに、奏狀奉りてすなはち打ち立ちしなり。

同十一月二十七日、矢矧合戦。十二月五日、手越河原の合戦。皆東兵利なくして箱根に引き退く。同十二日、箱根、竹下等の戦官軍利を失ひて引き退ぞく。梅松論に、さるほどに直義は箱根山に引き籠り、水飲をほりきりて要害として御座ありけるに、仁木、細川、師直、師泰等以下一人當千の輩陣を取る。將軍は先日勅使下向の時歸洛あるべしとて、御参なき事御本意にあらざれば、深く歎き思召されて、「今度の事條々御所存にあらす」とて、政務を直義に御譲あり。細川源藏人頼春竝に近習兩三輩ばかりにて、竊に淨光明寺に御座ありし程に、按ずるに、難太平記に、中先代の時、箱根山よりして、海道の合戦難儀たるよし 聞し召して、「頭殿命を隕されば我ありても無益なり」。たゞし遠勅は心中において更に思召す。先立ちて諸軍勢をば向けられしかど、御遠慮ありけん、小山、結城、長沼が一族をば惜み止めらる。その勢二千餘騎を先陣と定めらる。十二月八日鎌倉を御立あり。按ずるに手越河原の 諸人箱根の御陣に加はりて御合戦あるべきにやと思ひしに、將軍謀仰せけるは、「我水飲にいたり、其敵支ふるばかりにて利なかるべし。箱根山を越えて合戦せば、敵驚き騒がん所を敗らん事案の内なり」とて、十日の夜、竹下路夜をこめて明くるをまち、

頭殿—直義

定めらる—  
一本「定め  
られ」

辰の一點に新田の脇屋を大將にて足柄明神の南の野に控へしに、味方の先陣山を下りて野山にうち上り、小坂の下にてかけ合ひ戦ひしに、敵堪へずして引き退くを、勝に乗りて三十餘里追ひつめて、藍澤原にて數百人を討ち取る。翌十二日、京勢駿河に引きしりぞく。

按ずるに、此説もつとも實録と見えし。さらば太平記に、尊氏髻を切りて建長寺に入りしを、直義鎌倉に歸りて上杉伊豆守重能と謀りて、つくり論旨かきて引き出せしとあるは、尊氏は勅に背かざりしかど、直義の詐謀なりといはんためにつくれ辭なり。

味方は竹下佐野山、伊豆の國府三ヶ日の合戦にうち勝ち、今日十三日に兩、大將一手になりて、府中より車返、浮島原に至るまで陣を取らずといふ所なし。十四日、御逗留ありける議に云ふ「是より兩、大將鎌倉に御歸り有りて關東を御沙汰あるべし」又一議に「たとへ關東を全うし給ふとも、海道京都の合戦大事なり。しかし只一手にて御立ちあるべし」と有りければ、同十五日、海道に向ひ給ふと云々。延元元年、足利家にては、建武三年なり。正月十日、尊氏都に入り、帝は叡山へ遷幸。内裏兵火のために焼かる。十二日、義良親王、北畠顯家江



兵艘一本  
「兵船五百  
餘艘」

州に著きて、佐々木氏頼が觀音城をおとす。十六日、園城寺の合戦、官軍利ありしかど、にぐるを追ふて敗らる。二十七日八日九日合戦、尊氏遂に利なくして丹波へ奔る。二月二日、山より還幸、花山院に入御。五日、顯家義貞攝州に向ふ。十三日、櫻山合戦、尊氏直義魚の御堂にて既に自害せんとす。細川郷の律師諫めて九州に赴く。梅松論に、晦日の夜半に合戦始りて、味方敗れて、其日の夕に丹波の篠村に御陣を召さる。二月朔日、猶都に攻め入るべき沙汰ありしかど、退きて功をなすは武略の道なりとて、細川の人々赤松以下西國の輩を案内者として、先御陣を兵庫の島に移さるべしとて、同二月三日に御著ある所に、先度の御教書によりて、周防の大内、長門の厚東、兵艘にて参りければ、兵庫この新手中にて都へ攻入るべしとて、二月十日、兵庫を立ち給ひしに、楠和泉河内の勢を率ゐて西宮濱にて終日戦ひて、いかと思ひけん、夜に入りて正成引き退く。十一日、細川の人大將にて、周防長門の勢攻め上るに、義貞瀬川河原にてかけ合ひて戦ふ。細川和氏の弟頼春深手負ふ。互に陣を支へて入馬の息をつがせける。その夜深て圓心ひそかに將軍の御前に参り申しけるは「たとへこの陣を敗りて都に攻め入るとも、味方つかれて大功成りがたし。しばらく御陣を西國へうつされ、軍勢の氣をもつがせ馬をも休

大將軍一舊  
曆にていふ  
方角の神、  
この神の居  
る方に向へ  
ば萬事凶な  
りといふ  
退く一本  
「退て」

め、弓箭の用意をもなされて、重ねて上洛あらん歟。凡合戦には旗を本とす。官軍は錦の御旗を先だつ。御方は是に對する旗なければ朝敵に似たり。所詮持明院殿は天子の正統にて御座あれば、先代亡びし後さだめて叡慮も心よからじ。急ぎて院宣を申し下され、錦の御旗を先だてらるべきなり。去年御方利を失ひしは、大將軍西方に有りし故に、それに向ひ給ひしかば、毎度の戦利なかりし。されど御運によりて御上洛は相違なし。今西國より攻め上らば、洛中の敵は大將軍にむかふべし。かたぐ御本意を達せらるべし」と、再三忠言を盡し申しける程に、夜半ばかりに瀬川の御陣を退く。十二日卯刻兵庫に入り給ふ。直義は立ち歸りて摩耶の籠に御座ありて、いかにも都に向ひて命を捨つべき御所存なりしを、將軍御問答頻りに有りて、兵庫に御歸りあり。酉時ばかりより船どもに乗り始め、戌時ばかりに御座船をいださる。備後の鞆に御著ある所に、三寶院の僧正賢俊、勅使として持明院殿より下さる。是によりて人々いさみあへり。「今は朝敵の儀有るべからず」とて、錦の御旗を擧ぐべきよし國々の大將に仰せ遣はされけるこそめでたけれ。按ずるに、此説の如くなれば、持明院殿を北朝の主となせしは赤松圓心が謀なり。二月二十九日改元、延元と號す。義貞左中將になされ、義助右衛門佐になさる。さても尊氏は筑紫下向の時、京都より討手下らば防ぐべし



左衛門佐一本「左衛門督」

常陸も一本「常陸にも」

とて、四國へは細川一族、播磨には赤松、備前には尾張左衛門佐氏頼を大將にて、三石の城に兵をとどめ、備中は今川、安藝には桃井、周防には大内、長門には厚東等と定めて、宗俊大宮司が館に著き給ひしに、小貳入道妙恵、子息太郎頼尙等みかたに参る。其後菊池掃部助武敏官方にて、少貳が城を攻めて妙恵討たれしかど、多々良濱の戦に菊池うちまけて松浦河田は降参す。菊池も城をおとされて深山にのがれ、八代の城も落ち、阿蘇の大宮司が兄弟、秋月備中守等は自害しければ、九州ことごとく尊氏に屬し、又陸奥、常陸も朝敵起れりと聞ゆ。まづ東國を鎮めらるべしとて、顯家を鎮守府將軍として被下、義貞には十六ヶ國の管領をゆるされ、尊氏追討の宣旨をなさる。義貞播磨に向ひ、義助備前にむかふ。尊氏は赤松、尾張難儀の由を聞きて、九國には一色入道、仁木右馬助、松浦の黨竝に國人等をとどめて、四月三日宰府を立つ。五月五日、備後の鞆につきて、ここに軍評定ありて、少貳頼尙が異見によりて、尊氏は船、直義は陸に上らるべきに定まる。

按ずるに、太平記には、この時五月二日、尊氏嚴島へ詣で、三日參籠ありし結願の日に、三寶院僧正賢俊京より下りて、後伏見院さる四月六日に崩じ給ひしが、未

申請ふ一本「申請て」

だ崩御ならざるうち、なされし院宣をもちきたれりと見ゆ。尊氏其五日の日に嚴島を立つと云々。梅松論の説なれば、去る正月晦日、尊氏京軍にうちまけ筑紫へ下られし時、備後の鞆にて持明院殿の勅使賢俊來れるなり。異本太平記を考ふるに、二月八日に兵庫を落ち、十三日に多々良濱につきしとみえたり。さらば兵庫を落ちし時、院宣を申し請ふ、鞆に至られし日に勅使下るべきにあらず。思ふに九州より登るとて鞆に至られし時に、賢俊來會せしなるべし。但し錦の御旗をさすべしと、諸國のみかたに觸られし事は、「未だ院宣は下らねども、既に持明院殿へ院宣を申し請ひし上は、味方を勇ますべしとて、「推して錦の御旗を用ひよ」とは申されしなるべし。これ臨時の謀に出でしと見えたり。

かくて大江田式部大輔直義のために備中福山をおとされ、義助は三石をうちすて播磨へひく。義貞は播州加古川にて備前美作の勢を待ちうけて、兵庫へ引き退き陣どらる。この由を奏せられしかば、楠を兵庫へ下されて、義貞に力合すべしとなり。五月二十五日、湊川の戦に楠兄弟討死す、官軍都に歸る。二十九日、帝山門へ遷幸。同日、尊氏都に入る。建武の曆を用ひ、後伏見の第二の皇子豊仁親王を位につけ申さんとす。明光 六月二日、



京勢山へむかふ。官軍難儀に及ぶ。十日に光嚴院重祚あり。二十日合戦。晦日、官軍京を攻めて利を失ふ。七月十三日、義貞京を攻めて敗す。長年討死す。

讀史餘論 卷九

○足利殿北朝の主を建られし事 竝に室町家代々將軍の事

八月十五日、光明院御即位。十月十日に帝都に還幸。是よりさき尊氏竊に使を參らせ、「去年より讒口の爲に勅勘を蒙りしに、義貞義助事を逆鱗によせて、日頃の憤を散せんとする故に、やむ事を得ずしてこの亂天下に及びぬ。尊氏が讒におちて罪蒙りし事を憐み給ひて還幸をなさんには、供奉の諸卿降參の輩悉く本官本領を復し、天下の成敗を公家に任せ申すべし」とて、告文を奉りしかば、都へ御出有るべきに極りて、九日の朝ひそかに山門を御出あるべき時に臨みて、堀口美濃守貞満馳せ参りて、一族百六十三人、郎従七千六百人、朝の御爲尊氏と戦ひて、命をおとせし條々をなげき申せしかば、義貞兄弟を召され、東宮中務親王恒良三竝に尊良親王を彼の兄弟に屬せられて越前に下されて、帝は都へ御出ありしを、花山の殿におしこめて、供奉の武士共は悉く大名へ預けられたり。義貞は敦賀に著きて東宮、一宮を守りまらせて、其身は金ヶ崎に、子

及びぬ一  
本「及ぶ」  
尊氏が一  
本「が」字な  
し  
なさんには  
一本「な  
されんに  
は」



御出—一本  
「出御」  
事ぞと—  
本—「事に  
ぞ」

なりけり—  
一本—「な  
れりけり」  
「兄弟」—  
「失て」—  
「失

息義顯をば越後へ還し、義助をば松山の城へ遣す。十二月二十一日の夜、帝吉野へ潜幸。源親房伊勢へ奔る。梅松論に、この上は京中に御敵出づべしとて、急に東寺へ警固を遣されしに、將軍宗徒の人々に御對面有りて、「このあひだ君花山院に御座の故に、警固申す事その期なし。武家の煩迷惑の處、今に御出は大儀の中に吉事なり。定めて潛に畿内の中に御座あるべきか。御進退を叡慮に任せられて自然に落著せば、然るべき事なり」と有りしかば、人々不思議の事ぞと申し合ひける。延元二年北朝建武四年正月、右大臣公賢、大納言師基、中納言實任吉野に来る。三月、中納言惟繼、大藏卿菅原在氏、左大辨宰相清忠吉野に来る。同六日金ヶ崎陥る。尊良親王竝に新田義顯自害す。太平記を按ずるに、去年義助義顯敦賀より松山に行きしに、足利尾張守高經が催しにて、瓜生判官保心變りしければ、その弟義鑑房に義助が息式部大夫義治を預けて、義助義顯は敦賀へ歸る。纒十六騎にて金ヶ崎へ入る。斯くて敵は金ヶ崎の城を攻むる事、年を経て春になりけり、瓜生が舍弟等義治を大將にして松山に旗を擧ぐ。兄の判官も金ヶ崎の攻衆にて有りしが、たばかりて城に歸れり。かくて金ヶ崎の後詰せんとて越前の府にて戦ふ。瓜生利を失ひて、里見伊賀守を初て、瓜生の兄弟甥の七郎討たる。金ヶ崎にてかくと聞きて、義貞義助等松

一宮—尊良  
親王—恒良  
親王

山に入りて、金ヶ崎の寄手を拂ふ謀を廻さんとて、二月の末に城を忍び出づ。瓜生悦びて後詰の事を謀りし内城落ちて、一宮、義顯は自害す。春宮をば船にて落し申せしを生捕る。四月五日、關白左大臣經忠吉野に来る。同十六日、經忠の弟基嗣北朝の關白たり。同月、義貞松山より起る。九月、義貞親王、顯家西征。南朝の延元三年北朝の應元元年十月改元西征の官兵は、去年十二月十三日、上野利根川合戦。十六日、武州安原合戦。二十四日、鎌倉所々合戦。此年正月、美濃國青野合戦。二月、義貞陷府中、高經奔於足羽城。十四日、伊勢の雲津、河俣、川口所々の戦に官軍利を得て、二十八日、奈良合戦に京勢利あり。義貞親王吉野へ入らせ給ひ、顯家は河内へ向ひ、顯信八幡に陣す。五月二十二日、和州堺の浦合戦。官軍敗し顯家討死す。廿七月十一日、八幡糧つきて官軍退く。閏七月二日、足羽合戦。義貞討死。同十三日、恒良遭害。五十一月二十一日、成良遭害。六十是よりさき、義貞黒丸を落さんとて向ひ、足羽の城を攻めしむ。官軍利なく、義貞兄弟河合の莊に陣して大兵を集め、七ヶ所の敵城に向ひ、自らは藤島の城に向はんとて、纒か五十餘騎にて微行せしを、細川出羽守、鹿草彦太郎藤島の後詰せんとて打ち出でしに行きあひ、矢に當りて死す。同月二十五日、義貞、尊澄親王竝に宮々、一品入道親房、顯信以下結城道忠東兵